

拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第13巻 第2号

2011年3月

論文

「民主主義」は適訳か

—「デモクラシー」訳語考序説— -4-野口 忠彦 (1)

20世紀初頭のイタリア政治社会とガエターノ・モスカの政治思想

.....池谷 知明 (25)

定量的比較民主化研究における民主主義計測の特徴とその課題

.....小林 秀高 (43)

彼らは消えつつあるのか：2000年代初頭の衆議院議員選挙における

バッファ・プレイヤー若山 将実 (73)

資料

中華人民共和国人民調停法長 友昭 (83)

中華人民共和国農村土地請負経営紛争調停仲裁法長 友昭 (91)

「政治・経済・法律研究」投稿規則 (103)

「政治・経済・法律研究」執筆要領 (106)

「民主主義」は適訳か

— 「デモクラシー」訳語考序説 — - 4 -

Semantic Analysis of Japanese “Minshushugi” Translated from “Democracy” - 4 -

野 口 忠 彦

序

- 1、「デモクラシー」の訳語について
 - i 「民主」の初訳
 - ii 「民主々義」の初期の訳語（「デモクラシー」や「リパブリック」以外からの訳語「民主」と「民主々義」を含む）（以上、- 1 -）
 - iii 「デモクラシー」についてのさまざまな訳語（以上、- 2 -）
- 2、「民主主義」は適訳か
 - i 「民主主義」の「民主主義」以外の政治形態の訳語との意味的非整合性
 - ii 「民主主義」の語源的意味の非明示性
 - iii 「民主主義」の意味的非適切性
 - (1) 「民主」の多義性と意味内容の非適切性
 - ① 「君主」の非適切性
 - ② 「民が主」あるいは「民が主役」の非適切性
 - ③ 「主権在民」の非適切性
 - (2) 「主義」の意味的非適切性（以上、- 3 -）
 - (3) 「民主主義の」意味的非適切性（以下本号、- 4 -）

結語

(3) 「民主主義」の意味的非適切性

なお残されている問題が1つある。それは「民主」には「主権在民」という意味があることを主張した起源についてである。この起源について探ることは、それを主張した人々がその典拠、あるいは起源を示していないので、それほど簡単であるとは思われないし、また、「民主主義」の「主義」についても起源を明らかにしたいということもあった。それ故、それらをここで扱うことにした。「主権在民」という意味の「民主」については、既に本稿1. のiiにおいて明らかにした、「デモクラシー」や「リパブリック」以外からの訳語「民主々義」にあることは、それが決定的であるとまではいえなくても、少なくとも、今のところ分かる限りでは、多少の可能性はあるし、しかも、その決定的な起源を探ることへの手がかりとなろう。その他の起源については、今のところ見出せないで、「民主」という語彙に「主権在民」の意味があるとすれば、たとえ幾分かの可能性であろうとも、ここでは、まず、それを挙げるしかない。「デ

モクラシー」の訳語「民主々義」はもちろんその「主義」つまり、政治形態あるいは制度を意味する訳語の語尾に付けられた「主義」についても、その起源は、「デモクラシー」や「リパブリック」以外からの訳語「民主々義」と同じ翻訳書の同じ章において見出されうる。なお、以下において、特に新たに出典を示してないものはすべて、本稿 1、ii : - 1 -、21 頁～23 頁において出典は明らかにされている。

つまり、明治 14 年～15 年：1881 年 - 1882 年に刊行された佛国トクヴィル原撰、肥塚龍重訳、『自由原論』全 3 冊〔A. トクヴィルの『アメリカにおけるデモクラシー』Alex de Tocqueville, *Dela Démocratie en Amérique* の H. リーヴによる英訳 *Democracy in America*, trns. Henry Reeve (1835: 天保 6 年) からの重訳〕第二巻における翻訳である。たとえば、まず、“Chapter IV The Principles of Sovereignty of the People of America 第四章 アメリカ人民の主権の主義（原則）”は「第四章 アメリカ民主政体の主義」と訳されている。ここでは“Sovereignty of the People 人民の主権”が「民主政体」と、“Principles 主義（原則：原理）”が「主義」と訳されている。そして、“the doctrine of the sovereignty of the people 人民の主権の主義（教義）”も「民主々義」と訳されている。ここでは“doctrine 主義（教義）”が「主義」と、“the sovereignty of the people 人民の主権”が「民主」と訳されている。（さらに、この章において、幾つもの「民主々義」という訳語が用いられているが、それらの中で、強いて納得のいくものといわれれば、この“the doctrine of the sovereignty of the people 人民の主権の主義”の訳語「民主々義」といえよう。）また、“The principle of the sovereignty 人民の主権の原則”も「民主々義」と訳されている。ここでは“Sovereignty of the People 人民の主権”が「民主政体」と、“the doctrine of the sovereignty of the people 人民の主権の主義”が「民主々義」と、そして、“The principle of the sovereignty 人民の主権の原則”も「民主々義」と訳されている。ここでは、“Sovereignty of the People 人民の主権”（「主権在民」）が「民主」と訳されていることが分かる。ただし、それだけのことであって、「民主」には「主権在民」の意味があるとはいわれていないが、「民主」とは「主権在民」の意味の訳語である。これらのことは、「民主」には「主権在民」の意味があるといわれることの主因とまではいえないにしても、多少の要因になっている可能性はあろう。（いわば、これらの訳語に付随して“democracy”の訳語「民主々義」も現れる。“doctrine”とか“principle”とかが「主義」と訳されるのは分かるが、後述もするように、“democracy”については、“demo—”を「民主」と訳すことも、“—cracy”を「主義」と訳すことも全く理解できない。）

このように考えると、「民主」という訳語に、もともと「主権在民」の意味があったとは考えにくい。むしろ、「デモクラシー」そのもの、あるいは、それを意味する原語「デモクラシー」そのものではなくて、「デモクラシー」そのものについての説明、解釈、あるいは理念などに「主権在民」の意味を含むものがあった。それが、訳語「民主」に紛れ込んだものと思われる。おそらく、これが、「民主」には「主権在民」の意味があるといわれる主な理由ないし根拠であ

と思われる。くわえて、わが国においては、「デモクラシー」の訳語に、最初は「民主」が、後に「民主々義」が当てられたが、この「デモクラシー」の訳語「民主々義」はほぼ同時にではあるが、どちらかといえば、「人民の主権の主義」などの意味を持つ原語の訳語「民主々義」に付随的に誕生し、しかも「人民の主権」（「主権在民」）という意味の原語が「民主」と訳されている。かくして、「民主々義」という訳語は、「デモクラシー」と「主権在民の主義」あるいはその類の意味を持つ原語の訳語との二重の意味を持つことになり、「民主」も「主権在民」の意味を持つ原語の訳語に当てられ、「デモクラシー」の訳語に加えて「主権在民」の意味を持つことになった。「デモクラシー」の訳語「民主」がこのような「主権在民」の意味を持つことになったことは、「デモクラシー」の訳語「民主」が「主権在民」の意味を持つことになったことは、たとえわずかであるとしても、要因となった可能性もあるかもしれないと思われる。

いずれにしても、「デモクラシー」（そのもの）にではなくて、「デモクラシー」（そのもの）についての説明、解釈、あるいは理念に、「主権在民」を含むものがあったと思われる。たとえば、吉野作造は、次のようにいっている。

余の考ふる所に依れば、デモクラシーなる語は、今日の政治法律等の学問上に於て、少なくとも二つの異なった意味に用いられて居る。一つは「国家の主権は法理上人民に在り」といふ意味に。もう一つは「国家の主権の活動の基本的目標は、政治上は人民に在るべし」という意味に。（本稿1のi注7：本稿-1-、16頁。を参照のこと。）

これは明らかに「デモクラシー」の訳語の意味としてではなくて、その原語「デモクラシーなる語」、について語られている。ここでは、「法理上」と「政治上」とで分けられていることも分かる。そして、「主権は法理上人民に在り」というが、吉野の「考える所に依れば」のためか、根拠も典拠も挙げられていないので、それ以上のことは分からないが、少なくとも、「デモクラシー」の特に理念には、「主権在民」の意味があると理解されていたことは分かる。「主権在民」についてはルソーの『社会契約論』（1762年：宝暦12年）において提示された形態があまりにも有名であるが、それについては、既に何回か触れたので繰り返す必要もないかもしれないが、ここでは、「主権在民」の政治形態あるいは「直接デモクラシー」は、ルソーが提示した形態のままでは、当然に実現不可能であったことだけは敢えて指摘しておく。その理由は、古典期ギリシアのポリス・アテネの「直接デモクラシー」における例も示しているように、「主権」の所在については諸説があり、「主権」が全人民にあったという（可能性の極めて薄いとみられる）見解をとったとしても、「主権」の行使にあったっては、「主権」は必ずしも常に1つの全体としての資格のある市民たる「主権者」によって行使されるとは限らず、公務の担当者が抽選あるいは（挙手による）選挙で選ばれることがあるという側面だけを見ても、「主権」はその行使に当たり分担され「分離される」ともみられるからであり、抽選あるいは選挙

で選ばれた何人かの個々の市民が市民全体に代わって（市民全体を代表して）公務を担当するという側面もあるとみられるからでもある。また、ウォルター・バジヨット Walter Bagehot は、その著『英国の国家構造 *The English Constitution*』（1867年：慶応3年）において、次のように述べている。

民衆政治 popular government の原理は最高の権力 the supreme power、政治上の問題における決定的な実力が国民に存するという事——それは必ずしもあるいは一般に、人民全体、数字上の多数に、存するといふのではなく、選ばれたる国民、選り抜かれた国民に存するといふことである。³⁵

ここで「民衆政治 popular government」というのは、「デモクラシー」のことと解される。そして、前半では「民衆政治 popular government の原理は最高の権力 the supreme power・・・が国民に存するという事」つまり「デモクラシー」の原理は「主権在民」といわれる（と解される）が、（それは原理あるいは理念であってか、）実際は「最高の権力」は「国民」にではなくて、「選ばれたる国民、選り抜かれた国民に存する」という。つまり、実際は、「代表デモクラシー（国家）」においては「主権」は1つの全体としての「国民」にではなくて1つの全体としての代表者の掌中にあるといわれている（と解される）。

そして、アンソニー・アープラスター Anthony Arblaster はその著『デモクラシー *Democracy*』（1987年：昭和62年）において、次のように指摘している。

デモクラシーの定義がどれほど洗練され、また複雑になっても、その根本にはすべての人民の権力という理念があり、権力とおそらくは権威もまた人民の側にあるような状況という理念がある。通常そうした権力ないし権威は政治的なものと考えられており、だからこそこれは人民主権 popular sovereignty、すなわち、究極の政治的権威としての人民という理念形態をとることが多い。³⁶

アープラスターがここで指摘するように、「人民主権」（「主権在民」）は「デモクラシー」そのものではなくて、「デモクラシー」についての理念に内在されているものなのかもしれない。（たしかに、それは事実であるかもしれないが、そのような理念は、ありのままの現実のデモクラシーについての正しい認識に欠ける点があったり、現実に実現できることあるいは実現可能な希求と、いくら望ましくても実現不可能な希求とは、明確に区別されなければならないのに、それが必ずしもできていなかったりするきらいがあることも、また事実であろう。）したがって、「デモクラシー」そのものには、もともと「主権在民」という意味がなかったもので、「民主」が訳語として用いられたことにより、もともと「デモクラシー」そのものではなくて、「デ

モクラシー」についての一部の人の理念などにあった「主権在民」が、「デモクラシー」の訳語「民主」にも紛れ込み、その結果その訳語「民主」にも「主権在民」という意味が含まれていると一部の人によって解釈されるようになり、「民主」という訳語は、もともとそれ自身は持っていなかった「主権在民」という意味を持っているかのように一部の人によって解釈されるようになったとも考えられる。これが、「民主」に「主権在民」という意味があるとみられる主な理由であろう。つけ加えれば、その理由の幾分かは、わが国における「デモクラシー」の訳語「民主々義」誕生の経緯にもよろう。

そうであるとすれば、「民主」が「主権在民」の意味を持つということは、「民主」という訳語そのものの意味の問題でもなくて、「デモクラシー」そのものはもちろん、その原語「デモクラシー」そのものの問題でもなくて、主に、「デモクラシー」そのものについての「理念」などに関わるか付随するかの問題である。（しかも、その「理念」がどのような「理念」であるのかについても、問題があるかもしれない。それについては、ここでの主題ではないので、別稿に譲りたい。）

「主義」については“democracy”や“democratic”に用いられた訳語「民主々義」の「主義」で、政治形態あるいは制度を意味する語尾“——cracy”や“——cratic”に付けられた訳語である。「デモクラシー」の訳語「民主々義」が誕生した当時、「主義」という語彙を用いることはやたらと流行していたようである。たとえば、上述の明治14年～15年：1881年-1882年に刊行された佛国トクヴィル原撰、肥塚龍重訳、『自由原論』全3冊の第二巻、第四章に、上述のような色々の意味の訳語「民主々義」に加えて「根本主義」、および、「門閥主義」が使われていて、それらの原語については、前者の“fundamental principle”はともかく、後者は“local influence”と“aristocratic influence”である。つまり、“influence”も「主義」と訳されている。同じ頃に出版された加藤弘之の『人権新説』（明治15年：1882年）にいたっては「主義」だらけである（本稿-1-：25頁、特に、1, iiの注45：-1-, 28頁。および、本稿1, iiの注47：-1-, 28頁～29頁。も参照のこと。）。上述のように“principle”や“doctrine”につけられた訳語「主義」であればともかく、それら以外の訳語「主義」の付け方は目茶苦茶である。その点では、“democracy”や“democratic”に用いられた訳語「民主々義」の「主義」も同じであるが、他の訳語は淘汰されほぼ消滅したのに、「民主々義」だけは、淘汰されず今日なお残存しているどころか、蔓延っている。

（なお、ここで断っておかなければならないことがある。それは、前述のように、トクヴィルが『アメリカにおけるデモクラシー』の“Chapter IV The Principles of Sovereignty of the People of America 第4章 アメリカ人民の主権の原則”と書いていることについてであるが、これはたしかに、アメリカにおいては「人民主権」であることを意味してはいるが、この点に関しては、トクヴィルの認識不足あるいは事実誤認で、アメリカにおいては、すでに明らかにしたように、「人民主権」でなくて、「国家主権」であることに間違いはない³⁷⁾）

では、なぜ、「民主主義」という訳語が普及したのか。『朝日新聞』朝刊（1993年：平成5年7月30日。）に掲載の「再考政治の言葉」 究極の失敗訳語は「民主主義」において、「民主主義という訳は、あらゆる訳語の中で、恐らく極め付きの失敗作だろう。³⁸」と記述した企画報道室の石井庸雄は、『朝日新聞』夕刊（1997年：平成9年7月4日。）に掲載の「敗戦のお仕着せ主義の訳に二系統」において、次のようにも論述する。

作詞家の阿久悠 「民主主義とは一体いかなるものか、ぼくらは全くわからないままに、実に自分の都合のいいように使っていた。『民主主義やで』と一言発すると、大人が恐れ入ってくれるのである。」（「青い山脈」について＝6月3日付けの芸能面）

民主主義という言葉は、敗戦直後、「開け、ゴマ！」の呪怨（じゅもん）にも似る威力があったこれを唱えれば、あすはきょうより幸せになれ、バラ色の未来が開けると、多くの人々が感じていたようだ。半世紀を経て、二十一世紀は明るい展望の下にあるとは言い難い、でも当時は夢と希望を抱かせる響きがあった。

デモクラシーはマッカーサーに与えられたお仕着せである。自分の意思で勝ち取ったものではない。マッカーサーは執務していた第一生命館の所在地にちなみ「堀端天皇」と称されていた。敗戦国民にとっては、新たなお上である。軍国主義に代わる制度として、命じられるままに、この上着をまとった。

民主主義をイズムと勘違いしている人が少なくない。「広辞苑」が第四版で、「主義」の説明に、資本主義と民主主義を並列させたのは、紛らわしい改変だ。デモクラシーは民主制であってイズムではない。君主制、貴族制と並ぶ政体の一つである。

それなのに、民主主義と訳されたのは訳語の変遷が絡む。主義は当初プリンシプル（原理原則）の訳語に用いられていた。ところが主義は程なくイズムの訳語にも転用される。今ではこちらが母屋になったため錯覚を招く。民主制や民主政治の訳で差し支えなかったのに、意義を強調する特異な用語として残った。

デモクラシーは衆愚政治と背中合わせである。だがこれをしのぐ政治形態は、目下、見当たらない。もろさを内蔵するものの、試行錯誤を重ね、完成品に磨き上げるしか、道はなさそうである。³⁹

たしかに、引用された阿久悠の文にあるような若者ばかりではなく、「デモクラシーはマッカーサーに与えられたお仕着せで」、「新たなお上である」連合国軍総司令部 G.H.Q. によって「軍国主義に代わる制度として、命じられるままに、この上着をまとった。」者も多かったであろう。「開け、ゴマ！」の呪怨（じゅもん）にも似る「威力」とは、映画やテレビの時代劇でおなじみの「水戸の御老公（黄門）の葵の紋所に入った「印籠」の「威力」にも似ているものともとれる側面も見出しうる。葵の紋所に入った「印籠」をかざして、「この紋所が目に入らぬか」というと、

そこに居合わせた一同は、その御威光（威力）に「ははー」とひれ伏す。いずれにしても、このような「威力」とは「権威」が前提になろう。戦前のわが国における「権威」は天皇にあった。敗戦後は、天皇に G.H.Q. あるいはマッカーサーが取って代わり、「権威」を恣にしたともみられよう。

「敗戦国民」のなかには、「デモクラシー」の意味がよく分からなかった人々が多かったであろう。だからこそ、日本の「非軍国化」と共に「デモクラシー化」を占領政策の目的としていたマッカーサーあるいは連合軍総司令部 G.H.Q. は、当然に「デモクラシー化」政策を実行した。その1つが、1946年：昭和21年に「文部省が連合軍総司令部 G.H.Q. から要請を受けて、憲法学者の宮沢俊義（当時・東京帝大教授）らで委員会を構成」して、『文部省著作』として、教科書『民主主義』（上下）を「上が一九四八年：昭和23年秋、下が四九年：昭和24年秋に発行され、五三年：昭和28年度まで高校用教科書および中学三年用参考教材として使われた。⁴⁰」という。『文部省著作』の教科書『民主主義』（上下）はこの「要請」の結果であった。「要請」といっても、この権威を笠に着ての「要請」は「命令」に等しいものであったろう。おそらく、十分に検討されたかどうかは不明であるが、「民主主義」という訳語が採用された。教科書検定が昭和22年：1947年に始まっているので、教科書検定で、「デモクラシー」の訳語「民主主義」が既に決まっていれば、その踏襲ということになるが、その辺の事情は調べてみないと分からない。

この教科書のタイトルに「民主主義」という訳語が使われたのを初めとしてか、あるいはそれ以前に始められた教科書検定の結果によってか、いずれにしても、小中高等の各学校の教科書においては「民主主義」という訳語に統一され、小学校、中学校、高等学校においては、統一して、「民主主義」という訳語が使われた。たしかに、元を正せば、「マッカーサーに与えられたお仕着せ」の実体は「デモクラシー化」であったし、それは「自分達の意味で勝ち取ったもの」ではなくて、要請によるものである。ここでの問題は「自分達の意味で勝ち取ったもの」かどうか重要であろうが、実行という点からは、「デモクラシー」についての理解であろう。なんと、皮肉なことに、「要請」といえば聞こえはよいが「新たなお上」の権威を持つての「要請」は対等な関係にある者同士の「要請」ではなくて、「要請の」内容の「デモクラシー化」とは正反対のむしろ絶対的あるいは強制的「要請」でさえあろう。「要請」が「絶対的」あるいは強制的であることは、わが国が占領下にあったことの当然の帰結かもしれない。しかも、その要請は「デモクラシー化」であって、「デモクラシー」の訳語を「民主主義」で統一することまでは含まれていなかったであろう。しかし、「デモクラシー」の訳語を「民主主義」で統一することは、「マッカーサーに与えられたお仕着せ」に紛れ込み、その訳語採用の過程も「デモクラシー」的であったかどうか分からない。しかも、本当は「デモクラシー」の訳語としても不適切な「民主主義」が、何の疑いも抱かれずに、「マッカーサーに与えられたお仕着せ」であるかのように装って受け取られてかして、蔓延った。

なるほど、日本の「デモクラシー化」は連合軍総司令部 G.H.Q. の目指すところであったし、連合軍総司令部 G.H.Q. は事実それを指令したのであろう。しかし、連合軍総司令部 G.H.Q. は「デモクラシー」を「民主主義」と訳せとまで指令したのであろうか。連合軍総司令部 G.H.Q. の指令下に、しかもその権威にひれ伏して、文部省も教育の「デモクラシー化」を図ったことはたしかであろう。問題は、「デモクラシー化」の過程である。もし、「デモクラシー化」という上着に埃のように付着してであれ、上着のポケットの片隅にであれ、必ずしも「デモクラシー」的に決定されたものではないかもしれない「民主主義」という訳語が入っていて、その訳語までもが連合軍総司令部 G.H.Q. の命じたものであるかのように受け取られて、あるいは、その権威を笠に着て普及されたとしたら問題であろう。

連合軍総司令部 G.H.Q. は、まさか「民主主義」という訳語に統一しろとまで命じたとは考えられない。問題は、「民主主義」という訳語が採用されるに当たり十分な検討がなされたかということと、訳語が適切かという2点である。この前者については、別稿に譲りたい。後者については、本稿のテーマであるが、「マッカーサー」あるいは「連合軍総司令部 (GHQ)」を、「新たなお上である」と仰ぎ、命じられた「デモクラシー化」教育の一環として採用された訳語「民主主義」は、「民主」については、多義的である上に、それらのどの意味に解しても、それらは「デモクラシー」とは相容れない、それどころか「デモクラシー」と正反対の意味さえ含まれている。「主義」についても、既に明らかなように「デモクラシー」同様に政治形態を意味する他の英語の訳語と比較しても、なぜ「デモクラシー」の「——クラシー」だけが「主義」と訳されるのかの根拠は全く見出せない。

いうまでもなく、「デモクラシー」は政治の形態あるいは制度 a form or a system of government を意味する言葉である。たしかに、「デモクラシー」は、より広い領域においても捉えられうるが、基本的、本質的には内容ではなくて、形態である。矢部貞治は、昭和24年：1949年に、それ以前に書かれたものをまとめて刊行された『民主主義の本質と価値』（このタイトルは、本来的には、『衆民政の本質と価値』とされるべきであった。）「二 衆民政の本質——内容と形態——」において、一方においてはハンス・ケルゼン Hans Kelsen の「明確に国家乃至社会秩序の決定のための「方法」、「技術」」であるとする形態説があり、他方に、このような考え方に強く反対し、「「内容」、「精神」にこそ衆民政の本質があると説く論」つまり内容説があるという。この後者の代表者の一人がコイゲン David Koigen で、その言う所の要旨は、「一言で言えば、衆民政の本質は「人道」というに帰する。」として、矢部は次のように論ずる。

若し衆民政の本質が、「人道という内容にあるとするならば、人道を保持する限り、どんな方法も形態もこれを衆民政と言わねばならぬ。コイゲンは衆民政の人道の内容の一として、権力の拒斥ということを説き権力を拒斥した思想家及び思想体系として、バイロン、ブルクハルト、トルストイ、エンゲルス、ギリシア哲学、キリスト教、虚無主義、無政府

主義などを挙げて居るが、それならこれらは凡て衆民政者ないし衆民政思想と言わねばなるまい。

或は又コイゲンは衆民政理念の内容の一つとして、「一体的国民」の保持を言い、その一体的国民の「第一の下僕」と自称したフリードリッヒ大王のことに論及しているが、それが先に言う「権力の否定」を衆民政ということとの矛盾は問わぬにしても、それなら、大王こそは典型的な衆民政者であったと、言わねばなるまい。若し「経済的平等」が衆民政だというなら、暴力革命や一党独裁を本質とする共産主義こそ、最も純粋な衆民政であろう。衆民政をこのように概念するなら、政治学に於て区別される専制君主政治も独裁政治も、何ら衆民政と対立するものではないことになる。

．．．

．．．若し政治学にいわゆる衆民政は、何らかの内容か形態かというという設題に対するなら、それは形態だと断定せざるを得ぬ。⁴¹（なお、この引用書において、矢部は、「一般に通用するためにという配慮の結果であるとも思われるが、民主主義」という訳語を用いている。ただし、それは矢部の本意ではなく、既述（本稿－2－、22頁）のように、本当は師小野塚喜平次の用いた「衆民政」という訳語を用いたいと思っていたことはいうまでもない。そこで、野口の「民主主義」が適訳ではないという見解からも、「民主主義」のままであるよりは「衆民政」とした方が分かり易いこともあり、タイトルを除く引用文全体において、「民主主義」と表記されているところを、矢部の吐露したとおり「衆民政」と、野口が勝手に入れ替えた。野口の勝手な変更にも、お許しを乞う。）

このように論じ、矢部はケルゼンに与している。つまり、「デモクラシー」の本質は形態である。このことを考慮すれば、「民主」を、もちろん「君主」は「デモクラシー」と正反対に位置するが、「君主」以外のどのような意味に解したとしても、「民主主義」は政治形態を表す語彙であるともいえず、「デモクラシー」の適訳であるとは到底いえない。

注

35 Walter Bagehot, *The English Constitution* (London: Kegan Paul, [1867: 慶応3年], 1925: 大正14年), pp. 28-29.; バジヨット、深瀬基寛訳、『英国の国家構造』、弘文堂、昭和22年: 1947年、61頁。

なお、わが国においても、小野塚喜平次は「衆民政の政策」を論じてるなかで、「単ニ主権在民ヲ主義トスル共和国」(小野塚喜平次、『政治学大綱』全2巻、下巻、博文館、明治36年: 1903年、139頁。)といっているが、それだけで、その根拠などが示されていない。

36 Anthony Arblaster, *Democracy*, Second Edition (Buckingham: Open University Press, [1987年: 昭和62年], 1994年: 平成6年), p. 9.; アンソニー・アーブラスター、澁谷浩・中金聡訳、『民主主義』、昭和堂、1991年: 平成3年、14頁。

37 『アメリカにおけるデモクラシー』については、アンソニー・アープラスターもその著『デモクラシー』において、次のように指摘している。

デモクラシーはいつも政治の形態や政府選択の形式のみを表すものと考えられている訳ではない。それは社会全体に適用される術語となることもある。アレクシス・ド・トクヴィルの『アメリカにおけるデモクラシー』についての有名な研究は第一義的にはアメリカ社会を論じたもので、アメリカの統治システムや政治システムを論じたものでない。〔Anthony Arblaster, *Democracy*, p. 9. ; アンソニー・アープラスター、澁谷浩・中金聡訳、『民主主義』、14頁。〕

この指摘は大変辛辣的であって、トクヴィルが必ずしもアメリカの政治システムすべてに通暁していたとも思えないし、『アメリカにおけるデモクラシー』におけるアメリカの政治システムについての用語も記述も必ずしも正確であるとはいえない。とくに、上述の第1巻第4章は *The Principles of Sovereignty of the People of America* 「アメリカ人民の主権の原則」となっているので、それを讀んだ読者によって、アメリカにおいては「人民主権」であると受け取られる可能性がかなりある。それを讀んだ読者がそう受け取るとは決して間違っていないが、事実としては、アメリカにおける「主権」については既に明らかなように、そのようなこともない。「主権」についておよびアメリカにおける「主権」について、トクヴィルがどのように認識していたかは、この第4章を読めば明らかである。「アメリカ人民の主権の原則」について書いているトクヴィルの「主権」認識と事実認識とが問題である。トクヴィルは「主権」を定義していないどころか、「普通選挙権」を「主権」とみなし、その普及を以て「主権」があると認識しているようである。（トクヴィルがアメリカ旅行に出発したのは1831年：天保2年の4月で、この『アメリカにおけるデモクラシー』の第1巻を1835年：天保6年に、第2巻を1840年：天保11年に出版した。）現代の「代表デモクラシー」をいい表すために“polyarchy 多頭政治”という語彙を造ったダール Robert A. Dahl はその著『現代政治分析 *Modern Political Analysis*』において、「ポリアーキー諸国と非ポリアーキー諸国」の「相違」を論じているところで、ポリアーキーについての比較的よく知られている7つの制度を列挙した後で、3番目と4番目の制度（いわば、選挙権と被選挙権）、つまり、「十全たる市民 full citizens としての普通あるいはほぼ普通の包摂 a universal or nearly universal inclusion of adults as full citizens」以外の諸制度は19世紀にも存在していた制度であること、要するに、「普通的な包摂は本質的には20世紀の発展の結果である。」ことを明言した後で、次のように指摘している。

偉大なフランス人の著述家アレキス、ド・トクヴィルによって有名な2巻、『アメリカにおけるデモクラシー』が1835年：天保6年と1840年：天保11年に出版されたとき、少数の成人達——白人男性達——だけが選挙権と公事への参加権を有していた十全たる市民 full citizens であったという事実にもかかわらず、アメリカあるいはヨーロッパにおいて、だれもそのタイトルの適切性に疑義をさしはさまなかった。〔Robert A. Dahl, *Modern Political Analysis*, Fifth Edition (Englewood Cliffs, New Jersey, Prentice Hall, [1963 : 昭和38年], 1991 : 平成3年), p. 74.〕

これはダールにとっては、「普通的な包摂は本質的には20世紀の発展の結果である。」ことの証明になるが、これは、また、「少数の成人達——白人男性達——だけが選挙権と公事への参加権を有していた」という実体は、トクヴィルの誤った「主権」認識にたとえ従ったとしても、「普通選挙権」は

達成されていなかったことを裏付けているものとみられる。もう少し具体的にみても、トクヴィルがアメリカを旅行した当時も、既述（1, iの注9、-1-, 17頁～18頁。）のように、首都の住民には選挙権がなかった。また、上院たる元老院議員の選挙は1913年：大正2年までは、各州の議会において選出されていたので人民による直接選挙ではなかったし、自由人以外の各人（事実上は黒人）は5分の3人とみなされていた。つまり、人民には元老院議員の選挙権がなかったし、1人とはみなされない人々が少なからずいた。「元老院議員の選挙権がなかった」ことだけをみても、立法府の一院の直接選挙権が人民にはなかったことが分かる。つまり、当時の現実には「普通選挙権」が普及しているなどとはとてもいえない状態であった。さらには、「一体としての人民がアテネにおけるように法律をつくるのである。」といているが、そのことは「直接デモクラシー」と「間接デモクラシー」の区別さえしていないことも分かる。要するに、トクヴィルの「主権」認識と事実認識とが間違っているのである。[なお、これについては、次の書を見ること。Alex de Tocqueville, *De la Democratie en Amerique*, ([Bruxelles : L. Hauman et Cie., 1835 : 天保6年], Paris : Bordas, 1973 : 昭和48年), Chapitre IV (pp. 52—54) .; *Democracy in America* By Alexis de Tocqueville, trans. Henry Reeve :The Henry Reeve Text as revised by Francis Bowen now further corrected and edited with a historical essay, editorial note , and bibliographies by Phillip Bradley, 2 vols, (New York : Vintage Books, [1835 : 天保6年], 1954 : 昭和29年), I, Chapter IV (pp. 57—60).; A. トクヴィル、井伊玄太郎訳、『アメリカの民主政治』全3冊、上、第4章（115頁～120頁）。]

- 38 企画報道室 石井庸雄、「『再考政治の言葉』 究極の失敗訳語は「民主主義」』、『朝日新聞』朝刊、1993年：平成5年7月30日。この言葉は、次のような記述の中にある。

デモクラシーは日本では民主主義と訳された。この場合の主義は、政治原理といった意味に狭く解釈されてしまった。資本主義、社会主義の「イズム」と混同されることもある。民主主義という訳は、あらゆる訳語の中で、恐らく極め付きの失敗作だろう。金科玉条のように奉られては、衆愚政治にも変質しかねないデモクラシーのもろさが覆われてしまう。

- 39 企画報道室 石井庸雄、「敗戦のお仕着せ 主義の訳に二系統』、『朝日新聞』夕刊、1997年：平成9年7月4日。
- 40 「ここに、原点 径書房が高校教科書『民主主義』を復刻』、『朝日新聞』朝刊、1995年：平成7年8月21日。
- 41 矢部貞治、『民主主義の本質と価値』、9頁～15頁。

結語

はじめに、既に発表済みの本稿-1-と-2-において、使用した資料に過ちがあることが判明したものがあり、また、校正の特に不十分な箇所もあり、それらを訂正あるいは補正することへの御寛恕を乞いたい¹。

さて、以上において明らかなように、本稿は、1のiにおいて「デモクラシー」についての「民主主義」という訳語は日本で造られ、中国においても採用されたという(定)説²については、「民主」に関する限り、正しいとはいえないこと、つまり、漢字圏における「民主」の初訳は漢訳『万国公法』にあり、わが国における「民主」の初訳は漢訳『万国公法』によって用いられた訳語の踏襲であるという、かなり前からあるにもかかわらず必ずしもよく知られていなかった研究を改めて紹介し、検証した。また、1のiiにおいて、「デモクラシー」の訳語「民主主義」については、明らかにされていなかったが、現在分かる限りでは最初のものと思われる用例を見出した。それはトクヴィルの『アメリカにおけるデモクラシー *De la Démocratie en Amérique*』(1835年:天保6年)のH.リーヴによる英訳 *Democracy in America* (1835年:天保6年)からの肥塚龍による重訳『自由原論』(明治14年~明治15年:1881年-1882年)における「デモクラシー」の訳語「民主々義」である。(ただし、訳語「民主々義」は、デモクラシー以外の英語からの訳語でもあり、むしろそれらが中心で、「デモクラシー」の訳語「民主々義」はついでにの感さえ否めない。しかも、もし、肥塚龍による訳語「民主々義」の原語の中では、「民主々義」がどの原語の訳語としてが適切かを選べといわれれば、それは、その中心となった原語の中の1つ、“the doctrine of sovereignty of the people”であろう。その理由は、「人民の主権のドクトリン」は「人民主権の主義」なので「人民主権」を「民主」とすれば「民主々義」となるからである。つまり、「デモクラシー」の訳語「民主々義」は、肥塚龍による「民主々義」という訳語の中でも適切ではない。(以上-1-)

そして、1のiiiにおいて、「デモクラシー」のさまざまな訳語の用例を示した。ここにおいては、単なる訳語のみの探求にとどまらず、加藤弘蔵の非常に高く評価される『鄰艸』(文久元年:1861年)における政治形態についての「万民同権」(デモクラシー的共和政治)を含む分類については、今まで不明であったが、(英語からの仏訳書をさらにオランダ語に翻訳した) Pieter Johannes Prinsen の *Geographische Oefeningen, vierde druk*. (第4版、1845:弘化2年)からの翻訳であることを突き止め、併せて、その書の異版(第2版、1817:文化14年)ではあるが、そのくだりについては全く異なるところのない異版の、蘭学者による加藤弘蔵以前の翻訳である、小関好義による『新撰地誌』上下(天保7年:1836年)、杉田玄端の『地学正宗』(嘉永4年:1851年)、および渡辺崋山写・校の『新釈輿地図』校本(天保年間:1830年-1844年)と『外国事情書』(天保10年:1839年)における、政治形態の訳語や分類についても比較し、評価した。また、「デモクラシー」についての認識、「デモクラシー」を含む政治

形態の分類とそこにおける「デモクラシー」の地位などについては、わが国において最初にデモクラシーの訳語「民主」を踏襲した西周の、オランダ語経由ではなくて、むしろ、直接英語によって学んだものを中心にして、西周自身が独自にまとめ、当時としては最も高いレベルにあると思われさえする『百学連環』における政治形態の評価だけではなくて、その記述に当たって用いたと思われるウェブスター辞書を見出すこともできた。(以上-2-)

さらに、2の i、ii、および、iiiにおいて「民主主義」という訳語が、それぞれ、他の政治形態の訳語との意味的整合性を持っていないこと、語源的意味を明示していないこと、および、意味的に不適切なことを論証した。

この i においては、「民主主義」という訳語が他の政治形態の訳語との意味的整合性を持っていないことを明かにした。それは、「政治形態を意味する英語の語尾による分類と訳語」の表をみるまでもなく、(とくに、すぐに思いつく程の「—cracy」という語尾を持つ英語とそれらの訳語を比較しただけでも、) 火をみるよりも明らかであろう。

ii においては、訳語「民主主義」が「デモクラシー」の語源的意味を表示していないことを明かにした。つまり、「デモクラシー」という英語の語源はギリシア語の「デモクラティア」である。それは造語である。すなわち、古典期ギリシアのポリス・アテネにおいて、クレイステネスの改革(508 B.C.)の結果それまでにない新しい政治形態ができ、その呼称もなかったため、それ以後、「人民」を意味するギリシヤ語「デモス」と「支配」、「権力」、あるいは、「政治」を意味するギリシヤ語「クラティア」から「デモクラティア」という新たな語彙が造られた。このことは比較的よく知られていることであるのに、「民主主義」という訳語には、このことが全く反映されていない。この理由は、一部には、この訳語が造られた状況にあるものとも野口には思われる。つまり、訳者肥塚龍の訳書の原典における「デモクラシー」の訳語「民主々義」が用いられた章の中心は、その章のタイトル“Chapter IV The Principle of the of Souverignty of the People of America”からも分かるように、“the Souverignty of the People”つまり(アメリカの)「人民の主権」にある。これも肥塚は「民主」と訳している。そして、その前に“doctrine”がついていようが“principle”がついていようが「民主々義」と訳している。[このことは、1つには、この訳書『自由原論』の出版は明治14年～明治15年:1881年-1882年であるが、この時期においては、「デモクラシー」の訳語「民主」が「定着」はおろか、まだ普及し始めてさえいなかった可能性もあることを示している。また、2つには、当時、既に触れたように、「主義」という語彙がやたらと使われていたこと(本稿-1-、24頁～25頁、28頁の注45も参照のこと。)の一端も窺わせる。]しかも、この訳書における訳語「民主々義」の用い方をみても、この書のタイトル『デモクラシー・イン・アメリカ Democracy in America アメリカにおけるデモクラシー』を『自由原論』と訳していることから、「デモクラシー」についての認識の視点については、正にトクヴィルが「デモクラシー」を政治形態と考えて『アメリカにおけるデモクラシー』を著したのではないとみられるように、

「政治システム」については必ずしも意を用いなかったのかもしれないし、もしかしたら、特に政治の形態を意味する英語の訳語についても、あまり深く考えていなかったのかもしれない。そのせいもあってか、「デモクラシー」の訳語「民主々義」には、その語彙の語源的意味が全く示されていない点からも、適訳とはいえない。

iii)においては、(1)「民主」の多義性と意味内容の非適切性(①「君主」、②「民が主」あるいは「民が主役」、および、③「主権在民」について、それぞれの非適切性)、(2)「主義」の意味的非適切性、および、(3)「民主主義」の意味的非適切性を、それぞれを論証した。

(1)①「民主」はもともと「君主」の意味であった。もともと「君主」の意味であった「民主」に、新しい「民が主」の意味を加えたとしても、以前の「君主」という意味はなくなることはないであろう。そのことを考慮したかどうかは不明であるが、「デモクラシー」の訳語として「民が主」の意味での「民主」が採用された。同じような意味であればともかく、政治形態において、「君主」の政治は「デモクラシー」と正反対に位置する。つまり、「デモクラシー」の訳語として、「君主」という意味を持つ「民主」は(訳語としても)全く非適切である。「デモクラシー」の正反対に位置する政治形態を意味する「君主」の意味を持つ「民主」を「デモクラシー」の訳語とすることは、「民が主」という意味が適切であるかどうかは別にして、もともと正反対の意味を持つ語彙を「デモクラシー」の訳語とするという方法それ自体としても、もちろん適切ではない。しかも、「民が主」という意味が「デモクラシー」の意味として適切であるかどうかについては、この後の主題であるが、「民主」はもともとの意味の「君主」と「デモクラシー」の訳語「民主」の「民が主」という意味との 2つの、あるいはそれ以上の意味を持つことになった。つまり、「民主」は「デモクラシー」と正反対の意味をも含む多義性を持っている。

②〔民主〕のもう1つの意味とされる「主」にしても「主役」にしても、従者や端役を前提にした、いわば対義語で、主と従、主役と端役の関係はデモクラシー的ではない。つまり「主」にしても「主役」にしても「デモクラシー」の訳語の持つ意味としては非適切であり、そのような意味を持つ訳語「民主」は非適切である。③「主権在民」は、「民主」の意味であるといわれるが、その根拠は全く不明である。おそらく、「主権在民」は、もともと訳語「民主」そのもの意味がなく、「デモクラシー」そのものや「デモクラシー」という語彙そのものにも付随するものでもなく、おもに、「デモクラシー」についてのあるいはそれにかかわる理念に付随するものであったとみられる。なを、「民主」が「主権在民」の意味を持つようになったことについては、「民主々義」という訳語誕生の経緯による影響も多少はあったかも知れない。なるほど、「主権在民」という用語には好感を抱く人もいるかもしれないが、この「民」(「国民」、「人民」)とは1つの全体としての「民」であって、「主権在民」という見解からみれば、「主権在民」であったとする決定的であるとは決していえない見解³からみた「直接デモクラシー(国家)」であった古典期ギリシアのポリス・アテネも、「主権」行使の担当者の抽選による選出方

法を別にすれば、「代表デモクラシー（国家）」のなかで、憲法上「主権在民」であるとされるが、「主権」の行使に当たっては、「主権」は1つの全体としての民ではない別々の担当者（選出された公職者か、その選出された公職者によって任命された担当者）によって行使されている国家もほぼ同じ類のものともみられよう。しかも、「主権在民」は、「直接デモクラシー（国家）」においてであれ、間接的な「代表デモクラシー（国家）」においてであれ、それらに必須の要件ではない。したがって、「直接デモクラシー（国家）」においてであれ、間接的な「代表デモクラシー（国家）」においてであれ、「主権在民」であれば「デモクラシー（国家）」であるとはいえないし、「主権在民」でなければ「デモクラシー（国家）」ではないとはおさらいえない。

このように、「主権在民」の意味を持つ「民主」も、訳語として非適切である。「主権在民」であれば「デモクラシー」であるとか、「主権在民」でなければ「デモクラシー」でないとかなどが、もし、主張されるとすれば、このどちらにしても、その主張には、ありのままの現実についての正しい認識に欠ける点があるか、現実に行えることと実現可能な希求と、いくら望ましいものとされても実現不可能な希求とは、明確に区別されなければならないのにそれがされていないか、あるいは、その両方かであるともみられよう。いずれにしても、「主権在民」の意味の「民主」も「デモクラシー」の訳語としては非適切である。

以上のように、「民主」は、ただ多義的であるというよりは、同義的であればまだしも、「デモクラシー」とはもともと正反対の意味であったり、「デモクラシー」の意味として不適切なものばかりである。

(2) 「主義」にはもともと「政治」、「政治形態」、あるいは「政治制度」の意味はなかった。「民主主義」の「主義」は他の政治形態の訳語、特に「— cracy」という語尾を持つ英単語の訳語との整合性も全くなく、「主義」と訳さなければならない根拠もない。「民主主義」の「主義」については、どこをどう考えても、適切性を、全く見出せない。

(3) 改めて、「デモクラシー」は政治の形態であるということを確認するまでもなく、「民主主義」は「民主」にしても、その持つ意味としての「君主」は政治形態上「デモクラシー」の正反対に位置するもので、「民が主」あるいは「民が主役」も「主」は「従者」あるいは「主役」は「端役」を前提とした言葉であって「デモクラシー」の意味として非適切であり、さらには「主権在民」も、「直接」「間接」を問わず「デモクラシー」の本質的な要件でももちろんない。「デモクラシー」と正反対の意味を持つものを含み、「デモクラシー」の意味として何一つ適切な意味を持たない多義性は1つの政治形態、つまり「デモクラシー」の訳語として用いることへの適切性を欠く。「主義」にしても、その持っている意味からも、政治形態や制度のその他の訳語との整合性がないことから、政治形態あるいは制度を示す語彙とはしえない。結局、「民主主義」は「デモクラシー」の訳語として、適切性が全くない語彙であるといわざるをえない。

本稿では、そのタイトルで示された疑問への解答として「民主主義」という訳語の非適切性

を示した。その非適切性にも関わらず、その訳語「民主主義」が周知されている理由は、その訳語の適切性によるものではないということも示唆した。(以上－3－)

なお、この小論は、注においてではあるが、今まで必ずしも正当に認識されていたとも思われない面もある、アメリカの「国家主権」(本稿1, i注8, : -1-, 17頁~18頁。)およびイギリスの「議会主権」(2, iii③注24, : -3-, 139頁~143頁)について、大まかにではあるにせよ野口なりの認識を示すことができた。(アメリカの「国家主権」およびイギリスの「議会主権」は、「主権在民」でなければ「デモクラシー(国家)」ではないとすることへの明確な反証でもある。)

以上において、「デモクラシー」の訳語「民主主義」が全く以て非適切であることを論証したものであるが、くわえて、「デモクラシー」の非適切な訳語「民主主義」は、「デモクラシー」についての正しい理解を妨げるという弊害をもたらす可能性も少なからずあるものと思われるが、「民主主義」に変わるべき、正しい統一的訳語が選定されれば、少なくとも「民主主義」によって生ずると考えられるような弊害はなくなろう。いずれにしても、不適切な訳語を少しでも早く排して、新たな正しい訳語の選定が切に望まれる。

もし、「デモクラシー」の適切な訳語が選ばれるとすれば、以上の考察から、他の政治形態を意味する訳語との整合性があり、その語源的意味も持つもので、また、「デモクラシー」に正反対の意味を持つような多義的ではなくて何よりも明快で、1つの政治の形態あるいは制度を意味する訳語として適切な訳語を選んでもらいたいと、つくづく思う。とりあえず、今までみた中で、「デモクラシー」の訳語(と思われる語彙を含めて)の中で、適切な訳語でない語彙を除けば、たとえば、次のような訳語がある。(末尾のカッコの中は、本稿における記載の所在を示した。)

- 「万民同権〔洋名デモクラチセレビュブリーキ Democratische republiek〕
=加藤弘蔵(弘之)、『鄰艸』、文久元年:1861年。(－2－、1頁~2頁。)
- 「万民共治」
=加藤弘之、「小引」、普羅克・プラング、加藤弘之訳、
『西洋各国盛衰強弱一覽表』、慶應3年:1867年。(－2－、6頁。)
- 「多頭政治又多主の国」=フィッセリング、津田真一郎訳、『泰西国法論』、
慶應4年:1868年。(－2－、8頁。)
- 「平民政治」
=フィッセリング、津田真一郎訳、『泰西国法論』、
慶應4年:1868年。(－2－、8頁。)
=木村鷹太郎訳、プラトン、『理想国』、
明治39年:1906年。(－2－12頁。)
=伊藤勲、『近代政治学の基礎〔増訂版〕』、
昭和38年:1963年。(－2－、21頁。)

- 「民人政体」 = 加藤弘之訳、ブルンチュリ、『国法汎論』、
 明治5年：1872年。（- 2 -、10頁～11頁。）
- 「民政」 = 柴田・子安、『英和字彙』、明治6年：1873年。（- 2 -、16頁。）
 = 羅布存徳原著、井上哲治郎訂増、『増訂英華辞典』、
 明治16年：1883年、（- 2 -、16頁。）
 = 矢野龍溪、『^{齊武}名士経国美談』前篇、
 明治16年：1883年。（- 2 -、13頁。）
 = 尺振八訳、『明治英和辞典』、明治17年：1884年。（- 2 -、16頁。）
 = 東海散士、『佳人ノ奇遇』巻一、明治18年：1885年。
 （- 2 -、13頁。）
 = P.A.Nutta 原著、棚橋一郎訳、『英和双解辞典』、1885年：
 明治18年。（- 2 -、16頁。）
 = 島田豊纂訳、『附音挿図和訳英字彙』、明治20年：1887年。
 （- 2 -、16頁。）
 = 棚橋一郎・志賀重昂共訳、『和訳字彙』第二版、明治21年：1888年。
 （- 2 -、16頁。）
 = 人見一太郎、『第二の維新』、明治26年：1893年。（- 2 -、13頁。）
 = 山路愛山、「徳川時代の民政」、『独立評論』、大正2年：1913年9月。
 （- 2 -、13頁。）
- 「民政（ノ國）」 = 中村正直、「西學一斑」、『明六雑誌』第11号、
 明治7年：1874年6月。（- 2 -、13頁。）
- 「民政（社会主義）」 = 内藤湖南、「社会主義を執れ」、『亜細亜』54号、
 明治25年：1892年8月。（- 2 -、13頁。）
- 「民政（國）」 = 山路愛山、「序論」、『明治文学史』、明治26年：1893年。
 （- 2 -、13頁。）
- 「民政（党）」 = 官野すが子、明治四十四年：1911年一月廿三日、
 『死出の道艸』（獄中手記）。（- 2 -、13頁。）
 = 笹川臨風、『明治還魂紙^{すきがえし}』、昭和21年：1946年。（- 2 -、13頁。）
- 「衆人管轄」 = 羅布存徳原著、井上哲治郎訂増、『増訂英華辞典』、
 明治16年：1883年、（- 2 -、16頁。）
- 「（推民）自主之国政」 = 羅布存徳原著、井上哲治郎訂増、『増訂英華辞典』、
 明治16年：1883年、（- 2 -、16頁。）
- 「衆民政」 = 小野塚喜平次、「ブートミート其の政治学説（二、完）」、『国家学会雑誌』
 第三十巻、第2号、大正15年：1926年、67頁（267頁）。

[なお、次の書もみること。小野塚喜平次、『政治学大綱』全2巻、下巻、博文館、明治36年、137頁～139頁。；矢部貞治、『はしがき』、ハンス・ケルゼン、西島芳二訳、『デモクラシーの本質と価値』、岩波文庫、岩波書店、昭和23年：1948年、7頁；伊藤勲、『近代政治学の基礎〔増訂版〕』、昭和38年：1963年。（-2-、20頁。）]

- 「民衆政治」 = 森口繁治、『近世民主政治論』、大正9年：1920年。（-2-、21頁。）
= 永井亨。〔伊藤勲、『近代政治学の基礎〔増訂版〕』、昭和38年：1963年。（-2-、21頁。）による。〕
= 伊藤勲、『近代政治学の基礎〔増訂版〕』、昭和38年：1963年。（-2-、21頁。）
- 「民衆政」 = 永井亨、『日本国体論』、昭和3年：1928年。（-2-、21頁。）
- 「民衆制」 = 永井亨、『清国討論——国体の社会学的闡明』、昭和14年：1939年。（-2-、21頁。）
- 「人民政治」 = 伊藤勲、『近代政治学の基礎〔増訂版〕』、昭和38年：1963年。（-2-、21頁。）

こんなにも多くの訳語があるのに、何を好んで、「民主主義」という不適切な訳語が選ばれたのかという思いが一入である。これらの訳語の中で、津田真一郎によって造られた「多頭政治又多主の国」という訳語は、慶應4年：1868年という時代に、まるで（現代の）R.A. ダールの造語「ポリアーキィ多頭政治」を先取りしたかような訳語を考案したという点で、特筆に値しよう。

なお、これらの中で、野口が選ぶとすれば、これらの中には、これ1つにすべきであるというほどの決定的な訳語は見出せない。それほどではないが、適切であると判断しうる訳語は「民政」、「衆民政」、「民衆政治」、「民衆政」、「民衆制」、あるいは「人民政治」であろうか。要するに、「民」、「衆民」、「民衆」、あるいは、「人民」+「政」、「制」、「政治」あるいは制度という組み合わせであれば、どれでもよいが、便宜性と通用性という点からは、どれか1つに統一することが必要とされよう。そうであるとすれば、決定的根拠はなく、どれでも同じであるが、同じであるなら早くからある訳語ということで「民政」でよいかとも思われる。なお、たしかに、「民政」は今日「共和政治」と訳される「リパブッリク」（あるいは、その相当語彙）の訳語でもあった。その意味では多義的であるともいえるが、「リパブッリク」と「デモクラシー」は正反対の意味というよりは同義的であることや、「リパブッリク」については「民政」よりも「共和政治」の方が適訳であるともみられるし、「民政」については「リパブッリク」の訳語とするよりも「デモクラシー」の訳語とした方が適切であるともみられるので、「デモクラシー」

の訳語は「民政」でよいかとも思われる。ただし、他の政治形態の訳語との整合性を考慮すれば、「民衆政治」、「衆民政」を「衆民政治」としたものの、および、「人民政治」となる。野口としては、「デモクラシー」の訳語は、「民衆政治」、「衆民政治」あるいは「人民政治」のうちのどれか1つとして、その短縮形を「民政」とすればよいというのが結論である。しかし、便宜性と通用性を考えれば、たしかに、1つに統一されるべきであろう。ある1つに統一された訳語を選択ないし決定するにあたっては、できれば日本政治学会の中に、必ずしも「デモクラシー」だけの訳語に限らず、必要があれば、広く、政治（学）における訳語の中で問題のあると思われる語彙についても検討する委員会を設けて検討し、最終結果までその委員会に任せるとか、あるいは、最後は政治学会の全会員に（さらには、広く一般にも）諮り決定するとかするなどして、いずれにしても、学会（中心）で決定することも1つの方法であろう。

もし、訳語が決定されたら、表示に当たっては、小学校と中学校では「デモクラシー」とルビを振り、高等学校以上では原語の democracy を併記して教えられることが望ましい。

なお、現行憲法の条文は『ポケット六法』平成23年版、(江頭憲治郎、小早川光郎・西田紀之・高橋浩宏志・能見善久編集代表、有斐閣、平成22年。)で確認した。また、年号については、主に、『日本史広辞典』(日本史広辞典編集委員会編、山川出版社、1997年:平成9年。)巻末の「年代表」によった。

最後に、持病持ちで通院という時間の非常に限られた身でありながら、意に満たない点もままあるとはいえ、とにかくこのようなものにまとめることができたのは、1つには、何よりも図書館のレファレンス制度の拡充によるものであり、とくに、本学茗荷谷図書館の閲覧・参考グループ、中でもレファレンス担当の方々には、本当にお世話になったことなど、改めて感謝にたえない。

注

- 1 既に発表した本稿-2-[野口忠彦、「民主主義」は適訳か -「デモクラシー」訳語考序説- -2-]、『拓殖大学論集』(278)、第12巻 第2号 拓殖大学政治経済研究所、2010年:平成22年3月。]、1、iiiの注158における「1864年:元治1年から1870年:明治3年発行のWebster辞書」の表中の資料の最初(1864年:元治1年版)の「頁数とサイズ」(45頁)における「lxxi, 1768p.」の「lxxi」は過ちであることが明らかになった。これはNacsis Webcatによるものであるが、1864年:元治1年版を所蔵している国立国会図書館の書誌NDL-OPAC情報によれば、「lxxii」頁となっている[[http://opac.ndl.jp/Process?MODE_10100001=ON&SEARCH_WINDOW_INFO=01\\$THN=28\\$I...](http://opac.ndl.jp/Process?MODE_10100001=ON&SEARCH_WINDOW_INFO=01$THN=28$I...)(accessed 2010/07/17)]し、念のため同図書館に照会し確認したところ(受理番号:NDL_0682_201009185537)「lxxii」で間違いはなかったため、「lxxi, 1768p.」の「lxxi」は過ち[この過ちは最新のWebcat Plusにおいても訂正されていない。<http://webcatplus.nii.ac.jp/webcatplus/details/book/4707790.html>, (accessed 2010/07/21)]ことが判明したので、「lxxi」を「lxxii」に訂正する。したがって、本稿が問題としたWebster辞書は1864年:元治1年から1870年:明治3年まで毎年出版されていることが明らかになった。

なお、1864年:元治1年発行の Webster 辞書が「lxxii, 1768p.」であることは、菅原光穂、「ウェブスター辞典の系譜（『教養部研究報告』、岐阜大学教養部、平成元年：1989年、2月。）にも明記されている（111頁）。ただし、菅原のこの書によれば、本稿が必要とした Webster 辞書の1864年:元治1年から1870年:明治3年までの6年間の発行について、1865年:慶應1年と1866年:慶應2年の兩年には発行されていないことになっている（111頁）が、本稿-2-（「1864年:元治1年から1870年:明治3年発行の Webster 辞書」の表、66頁）によりこれらの兩年においても出版されていることが明らかである。また、稲村達夫、『青表紙の奇跡 ウェブスター大辞典の誕生と歴史』（桐原書店、昭和59年:1984年には、問題の辞書の「フル・タイトルは *An American Dictionary of the English Language Royal Quarto Edition Unabridged* といった。」（195頁）ということが記されているが、その根拠は示されていない。根拠については明示して欲しいところであるし、実際にそれがどの程度使われているのかも知りたいものである。

くわえて、ここで、既に発表済みの本稿-1-と-2-において、今気付いている限りでも校正の特に不十分なところがいくつかあるので、御詫びして補正したい。

- ① 本稿-1-において、著者とその著作を挙げているところで、著作の掲載誌などが欠けている箇所がある〔野口忠彦、「民主主義」は適訳か - 「デモクラシー」訳語考序説- -1-、『拓殖大学論集』（276）、第12巻 第1号 拓殖大学政治経済研究所、2009年:平成21年12月、3頁1行目。〕ので、それを以下の通りに補正する。

= 中澤臨川、「自然主義汎論」、〔『早稲田文学』、明治43年:1910年9月〕、『明治文学全集』50、〔金子筑水、田中王道、片山孤村、中澤臨川、魚住折蘆集〕、筑摩書房、昭和49年:1974年、251頁。

- ② 同じく、本稿-1-において、数字の校正ミスがある。

11頁下から4行目。「慶應三年」を「慶應一年」に、「(一八六七)」を「(一八六五)」に訂正する。つまり、「慶應一年、二五二五 (一八六五)」となる。

- ③ 本稿-2-

17頁、上から17行目（注149の次の行）

文末の“govern”の後に“ment”を挿入して“government”とする。

- ④ 本稿-2-

41頁、下から4行目、カッコ（英訳によれば、「デモクラシー的 *democratie*」）の中を以下の通りに訂正する。

（英訳によれば、Jurian H. Francin は「デモクラシー的 *democratic*」と、Richard Knolles は「デモクラシー的、あるいは民衆（政治）的 *Democracie, or Popular*」と訳している。）

- ⑤ 本稿-2-

41頁、下から3行目から次頁の4行目までの引用書の表示を、以下の通りに訂正する。

[Jean Bodin, *Les Six Livres de Repubulique*, Livre Second, (Paris : Fayard, [1576 : 天正4年], 1986 : 昭和61年, c.I (p. 7) . ; *The Six Books of the Commonweale*, Written by Jean Bodin, Out of the French and Latine Copies, done into English by Richard Knolles (London ; Impensis G. Bishop, 1606 : 慶長11年), II, c.1, C (p. 183.) [Http://www.archive.org/stream/sixbooks_ofcommo00bodi](http://www.archive.org/stream/sixbooks_ofcommo00bodi), (accessed 2010/03/07) . ; Jean Bodin, ed. and trans. Jurian H. Francin, *On Sovereignty, Four chapters from The Six Books of the Commonwealth* (Cambridge ; Cambridge University Press, 1922 : 平成4年) , p. 89.]

⑥ 本稿 - 2 -

48頁、20行目（「[検索先]の表示」の次の行）

“NA”の“A”を“W”に訂正して“NW”とする。

- ⑦ さらに、本稿 - 1 - の1のiiの注47（28頁～29頁）の29頁の1行目から18行目までの全てを削除して、その代わりに、以下の文を挿入する。

して、「民主々義」（274頁、276頁、281頁）という訳語を使っているともみられる。しかも、「凡例」には明治20年:1887年5月とある。これをみるかぎり、遅くとも明治20年:1887年頃までには、「デモクラシー」の訳語「民主々義」が、たとえ一部の人々の間であるとはいえある程度使われ始めていたか、既に使われていたものといえる。なお、この底本について、「国法汎論小引」（6頁）において、原著は「氏ヲブルンチュリ、名ヲヨハン、カスパル」、「国法国政治革史ゲシフテ、デスアルゲマイ子ス、スターツレフトウンドポリチック」の「第三版ニテ即万延四年千八百六十三年ノ刊行」という。確かに、この1863年は「万延四年」にあたるが「万延」は1年しかないので、「万延四年」は文久3年の間違いであろう。つまり、底本とされたのはJohann Kaspar Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, dritte umgearbeitete Auflage, 2 Bde. (München: Verlag der Literaischartistischen Anstalt, [1852: 嘉永5年], 1863: 文久3年)である。なお「ポリチック」は別冊であろうか、訳書に含まれていない。訳書の「第四巻ノ下」はこの書のErster Bandに掲載されているので、それによって照合すると、上記の訳語の原語ははそれぞれ“Republik” (s. 361)、“demokuratischen” (s. 395)、“Demokratie” (s. 400)、であって、これらに関する限り、それぞれ訳し分けられているともみられる。[ただし、この平田訳『国法汎論』においては、これら以外では、一方では「デモクラシー Demokuratie」関連語ではない“Volkskönigthum” (s. 398)が「民主君主政治」（276頁）と、あるいは“Volkssouveränität” (s. 408)が「民主々義」（281頁）と訳されたり、他方では“demokratische” (s. 400)が「庶民政治」（276頁）と、“repububkanisch-demokratisch” (s. 400)が単に「共和政治」（276頁）と、“demokratischen” (s. 403)が「民権」（278頁）と、“Demokratie” (s. 403)が「庶民政治」（278頁）と訳されたり、あるいは“demokratischen” (s. 403)が省略（278頁）されたりしている。さらに、“repububkanisch” (s. 400.)が「庶民政治」（276頁）と訳されたりもしている。これらも示しているように、平田訳には、政治形態の訳語に統一性と正確さに欠ける訳語がみうけられもする。なおここで「主権在民」、「国民主権」あるいは「人民主権」を意味する“Volkssouveränität”が「民主々義」と訳されていることは留意する必要がある。]とにかく、ここに「デモクラシー Demokratie」あるいはその類語の訳語としての「民主々義」があることだけは確かである。これより少し遅い例であるが、前尾も用例を挙げている。前尾は、「民主々義」の用例について、いう。

- 2 たとえば、王瑞来、「外来語 優れた表記の伝統復活を」、『朝日新聞』朝刊、2004年:平成16年7月17日。においては、次のようにいわれる。

日本は明治維新の前から多くの欧米の言葉を巧みに日本語に吸収してきた。外来語の定着は従来の日本語を変貌（へんぼう）させただけでなく、漢字の母国である中国語にも大きな影響を与えた。現在の中国語には専門的な術語から生活用語まで、数多くの語彙（ごい）が日本語から採り入れ

られている。

・・・

近代中国では当初、主に音訳的な外来語が使われたが、分かりにくいことなどから次第に意識あるいは意義兼備の表記に代わっていった。「デモクラシー」という言葉は、その音に合わせて「徳莫克拉西」としたが広がらず、日本製の訳語の「民主」が採り入れられ定着した。

また、新村出、「民主という語」(『語源をさぐる』語源叢談一、教育出版、昭和51年：1976年、204頁～208頁。)では、次のようにいわれる。

民主という熟語は、中国の古典に徴すると、『尚書』に見えているのが最も古い。『尚書』の中には民主の熟語がおよそ四か所に見えているが、そのうち『周書』の「多方」と称する章に見えているのが最も重要である。『天惟レ時、民ノ主ヲ求メ云々』という一つの文句に現れている。・・・

ところが、明治以後の訳語としては、「民主」という訳語が「民が主である」という意味に用いられ、民という語が subjective になっている。ところが、中国の古典においては、「民の主」という意味で、民が possessive, genitive の意味になっている。だから、あちらの古典においては、民主と言えば民の主、すなわち君、君主という意味になるので、デモクラシーの反対の意味になっているのは面白い皮肉である。民が主になるのが世上のデモクラシーであり中国においては民の主がすなわち君であるという意味になっているので、正反対である。・・・

・・・しかしながら、今日もはや中国においても、民主といえば日本における訳語と同じく、民が主であるという意味以外ないけれども・・・。

この訳語は他の幾多の訳語と同じように、日本からの逆輸入であって、…。

・・・もとは向こうのものなのをこちらで内容を変えたりして、逆輸出したような言葉が、あちらの現代語に残っていることが非常に多い。・・・日本の「民主」のごとく元来は向こうにあったけれども、向こうのをそのまま取ったのではなく、こちらで解釈し直して採り入れたものも折々あるということは、忘れてはならぬ。

一言すべきことは、明治初年にデモクラシーを民主と訳したのは、『尚書』の民主を取ったのではなくて、向こうとは独立に使い出したものと考えらるべきであろう。・・・

- 3 「アテネは「主権在民」であったとする決定的であるとは決していえない見解」については既に(本稿-4-、2、iiiの注23：47頁)において示したように、アテネの「直接デモクラシー」においてさえ、主権の所在について、①ボダンのように「全市民」、②「民会」、および、③人民「法廷」の3つの見解があるあることを示した。しかし、アテネの政治あるいは「デモクラシー」を研究対象としている研究者の間では、とくに「主権」の所在については①「全市民」にあるという見解はほとんど見出せないようである。たとえば、Simon Honblower は、「主権」が「民会」の掌中にあったのか「法廷」の掌中にあったのかという疑問を呈しているが、前者をとる見解が「伝統的見解」であり、後者は「革新的な選択肢」であるとしている。しかも、「主権」という語彙と、「主権」が「民会」と「法廷」のどちらの掌中にあったのかという疑問について、次のように指摘している。〔 Simon Honblower, “C. 1, Creation and Development of Democratic Institutions in Greece”, *Democracy – The Unfinished Journey 508 BC to AD 1993* : 平成5年 Ed. by John Dunn (Oxford : Oxford University Press, 1992: 平成4年), p. 6. 〕

「主権」は明白な同義のギリシア語を持たないし、また、アテネ人達はその争点を問題としてみてもいなかった。

つまり、アテネにおいて、「主権」の所在はどこであったのか、あるいは「主権者」はだれであったのかなどの論議は、後からみればのことであって、何と、「主権」の同義語さえ存在していなかった。しかも、アテネにおける「主権」を論ずる場合には、この事実が何よりもまず認識されなければならないし、この事実は、アテネの「直接デモクラシー」にとって「主権」が必須の要件でないことを示しているものとみられる。

[本稿は平成21年：2009年9月18日に摺筆、23日に送付した。(ただし、その後も多少加筆し増補していたが、4分割して掲載となり、特に、-2-、-3-、および-4-については、時間もできなし、その後入手できた資料もあり、それらを用いて加筆し増補した部分もあることをお断りしておく。)

(原稿受付 平成21年9月24日)

20世紀初頭のイタリア政治社会と ガエターノ・モスカの政治思想*

Gaetano Mosca's Political Theory and Italian Political
Society in the Early Twentieth Century

池谷 知 明

はじめに

本論文は、ガエターノ・モスカ (Gaetano Mosca) の政治思想、とくにデモクラシー、自由主義、多元主義を、20世紀初頭のイタリア政治社会の文脈で考察しようとするものである。

モスカは、ヴィルフレド・パレート (Vilfredo Pareto)、ロベルト・ミヘルス (Roberto Michels) とともに、イタリア・エリート学派 (scuola italiana di elitista) の一人として知られる。社会であれ、政党組織であれ、政治指導は少数者に基づく¹点で共通した3人の政治的ポジションは、イタリア自由主義体制の崩壊の過程で、著しく乖離していった。

パレートはファシスト体制から「ファシズムのマルクス」と賞賛され、ミヘルスはパレートのような評価は得なかったが、ファシスト黨員になることによってムッソリーニに接近し、ペルージャ大学ファシスト政治学部における教授職を得た²。

他方で、モスカは、パレート、ミヘルスと直接、間接に関わりながら³、しかし、彼らとは異なる政治的、科学的軌跡を描き、エリート学派の中で、ただ一人ファシスト体制と対峙し、自由主義体制を擁護する⁴。なぜモスカだけが自由主義体制を擁護することになるのか。

本論文が論考の対象とする20世紀の最初の15年ほどの間に、イタリアは大きな政治・社会変動を経験した。この変動について、本論文ではファルネーティ (Paolo Farneti) が示した政治社会概念に依拠しながら考察し、次に、この時代のモスカの論考に焦点を当てて、モスカがイタリア政治社会の大きな政治課題であった普通選挙権の問題と労働組合活動について、どのように考察していたかを検討する。あわせて同時代のイタリア政治社会に対する批判的、肯定的認識がモスカのデモクラシー観をどのように修正、発展させたかについて考える。

モスカの評論は、20世紀に入ってから⁵の議会政治の進展から第1次大戦という重大な危機、ファシズムの到来に結びついていく政治的、経済的、社会的緊張状態を回想し、新しい社会階層、大衆組織の台頭と広がり、保護主義政策の理由、植民地、国際問題など、この時代の主要な論点を理解するのに不可欠なドキュメントであり、つまるところ近代国家の基本的性格を獲得しようとしていたイタリアが経験した時代を映し出す鏡であったとされる⁵。この時代のイタリアを、あるいはこの時代のイタリアの変化を、モスカがどのように捉え、いかに肯定的に、あ

るいはどのように批判的に考察したか、それによって自身の政治思想、とりわけ自由主義、多元主義をどのように発展させ、修正させていくのかを検討すること、さらに、その検討作業を通じて、かつて厳しく批判したデモクラシー⁶をどのように受容していくのか、現実政治への論考、発言から読み解くことが、本論文の目的である。

1. ジョリッティ時代のイタリア政治社会

1-1 政治社会

19世紀後半から20世紀前半にかけて、先進諸国においては、国家、社会、政治の様相が大きく変化した。たとえば、貧困、失業、労働災害といった問題が個人の責めに帰する問題ではなく社会問題として認知され、その対処として社会保障、社会保険の整備が求められた。国家による市民生活への関与が増大する一方で、デモクラシー、社会主義思想の広まりとともに、市民社会から国家への参入を求める動きも活発化していく。その一つの結果が選挙権の拡大であり、普通選挙権が確立した国は少なく、なお制限選挙ではあったものの、政治への参入者は増加していった。政治への参入者の増大、とくに都市における有権者の増大により、名望家から構成されていた政党は、有権者を日常的にまとめ上げていくために組織化されていく。他方で、議会外では中間団体の政治運動、活動が活発化する。

以上のような変化は立法国家から行政国家、夜警国家から福祉国家への変化、あるいは消極政治から積極政治への転換として一般に理解される。本論文ではこのような変化をファルネーティ (Paolo Farneti) に依拠して政治社会の形成の観点から把握し、ファルネーティ的意味での20世紀初頭のイタリア政治社会とモスカの政治思想との関係について考察する⁷。

ファルネーティによれば、近代以降の現実の政治構造は市民社会、国家(制度)、政治社会に三分される。市民社会は私的結社・団体が私的利益を追求する私的領域であり、そこにおいては資本家と労働者との関係に象徴されるように事実としての権力関係が現出する。それにたいして制度として理解される国家は、公的領域であり、公的団体・機関が公的権力を行使して公的利益を追求する。近代における市民社会と国家との分離は、たとえば君主の財産と区別される公共財概念の形成や、それに伴う行政学、財政学の成立に示される。

他方で、政治社会は非国家的な政治領域であり、公的目的のための私的な活動として政治が営まれ、人々は政治的市民として政治生活を送る。さまざまな運動の展開、政党の結成と活動などがその事例である。これらの運動、活動はしばしば国家から弾圧されたり、非合法活動とされたりしたが、このことは政治社会が非国家的な政治領域であることを示している。

政党は政治社会の典型的アクターである。市民社会で保証された自由権-結社の自由、表現の自由、言論の自由等-に基づいて結成された私的団体として誕生し、公的目標を掲げ、市民社会で表出されるさまざまな利益、意志を集約しつつ、選挙を経て議会で議席を得ることによ

て公的団体に変容する。国家（制度）の領域に参入した政党は、集約した私的意志、私的利益を公的意志、公的利益として国家（制度）の領域で実現しようとし、さらに国家（制度）権力の獲得をもめざす⁸からである。しかし、市民社会の私的利益すべてが政党によって汲み上げられるわけではない。既成政党に集約されない利益も存在するため、社会集団が自らの特殊利益を実現しようと政治過程に登場してくる。政党、議会、官僚に圧力をかけることによって特殊利益を実現する場合もあれば、社会集団がその構成員を議員として当選させたり、社会集団が母体となって政党を結成したりもする。さまざまな社会集団が政治過程に登場し、特殊利益を実現するために圧力をかけていく時代が到来したのである。政治過程における社会集団の重要性に注目したベントレー（Arthur F. Bentley）の『政治の過程（The Process of Government）』が公刊されたのは、果たして1908年であった⁹。

政党政治の本格的な展開が19世紀後半以降であることに示されるように、ファルネーティ的意味での政治社会¹⁰は、19世紀から20世紀にかけて現出した。したがって、それは歴史的概念であり、政治が行われる場一般を単に意味するわけではない。

モスカの政治思想を政治社会概念と結びつけて考察するのは、イタリアにおいて誕生した政治学は、政治社会についての科学（*scienza della società politica*）¹¹だったからであり、加えて、イタリアにおける政治学の誕生は、モスカの『政治学要綱（*Elementi di scienza politica*）』¹²の公刊に一致する¹³からである。

1-2 イタリア政治社会

イタリア史において20世紀の最初の約15年間は、当時の代表的政治家ジョリッティ（Giovanni Giolitti）の名を取って、ジョリッティ時代（*età giolittiana*）と呼ばれる。この時代は、一般に工業化が進展し、他方で議会政治が成熟していく時代と理解され、政治、経済、社会の各側面で著しい変容と発展を見た。他のヨーロッパ諸国同様、分業化と専門化を伴った経済発展により豊かな公共生活が実現し、国内経済の相互依存がすすむとともに、コミュニケーション手段が発達し、私的所有権が確立した¹⁴。この時代に、イタリア政治社会は、他の国々との共通性を持ちつつ、大きく変容を遂げた。

男子普通選挙権の成立（1912年）は、議会制デモクラシーの開花としてジョリッティ時代を象徴する。それは有権者の増大とともに、労働者階級、農民、都市・農村の中間層といった多様な社会勢力の利益を国家の枠組みの中に代表することと理解された。1912年選挙法は議員歳費の支給¹⁵も定めたから、下院議員への道が閉ざされていた階層に対して議員への道を開いた¹⁶。代表の枠組みが拡大したことにより、旧来の土地所有階級内での代表者と被代表者という組織的關係が断たれるとともに、政治の専門職業化過程が始まった¹⁷。

こうして統一以来の伝統的な国家と市民社会の対立、すなわち法定の国（*paese legale*）と実在の国（*paese reale*）との分離が解消されていく¹⁸。今や農民、労働者だけでなく、国政参

加を禁止された、つまり市民社会の中にとどまることを要請されていたカトリック教徒もが選挙権を行使し、また議員として国政で活躍し、また政党を結成する時代に入った¹⁹のである。有権者の増大、社会集団の政治過程への参入、大衆運動（国家の視点からすればしばしば暴動）がイタリア政治社会に見られたが、それは第1次大戦後により明瞭な輪郭を描く。1919年に採用された比例代表制により、社会党と同年結党したカトリック政党である人民党が台頭する²⁰。他方で、戦後の社会的動揺、不安の中からムッソリーニ（Benito Mussolini）によって戦士のファッショ（Fasci italiani di combattimento）が結成される。多様な政治勢力の活動を認めるイタリア政治社会の中で、ファシズム運動が誕生した²¹のであった。

以上のようなイタリア政治社会を、モスカは政治学者²²として、またミラノの日刊紙『コッリエーレ・デッラ・セーラ』《Corriere della sera》（以下、『コッリエーレ』）紙のコラムニスト²³として観察し、また下院議員、政務次官、上院議員²⁴として政治社会に直接的に関わった²⁵。

モスカはジョリッティ時代のイタリア政治社会をどのように捉えたのか²⁶。またそこからどのように自身の政治思想を発展させたのか。これらのことを考察するために、選挙権拡大の問題と利益団体活動、とりわけ労働組合の活動に関する論考について検討する。

2. モスカと政治社会

2-1 普通選挙制度の成立

1911年3月18日、ジョリッティは下院において、男子普通選挙の導入を明らかにした。

「今日、選挙権の拡大は、不可避のものと私は考えます。最後の選挙法から20年が経過し、イタリアにおいては社会の大革命が起きました。この大革命は、人民階級の経済的、知的、道徳的状态の大進歩を生み出しました。この進歩に対応するのは、私が考えますには、この国の政治生活へのより直接的な参加の権利であります」²⁷

ジョリッティの提案に基づく新選挙法は、1912年5月に下院で、6月に上院で可決され、成立した。新選挙法の要点は、旧選挙法における識字条件の撤廃にあった。

1861年に成立したイタリア王国では、選挙法は新たに制定されず、統一前のサルデーニャ王国で制定された1848年選挙法を新王国に適用するという部分的修正を行って下院選挙を行っていた。選挙法は1882年になって改正され、このとき、財産とともに初等教育修了程度の識字能力が選挙資格として規定された。すなわち、選挙法第2条は初等教育第3年次の教育課程を済ませた後に任意に行われていた学年末自由試験で合格点をとっている場合に、選挙権を与えることとしていた²⁸。投票は市民の権利とは考えられておらず、能力の表現とみなされていた²⁹。

男子普通選挙権を導いたジョリッティには、改革を要求する社会党の行動に先行しようとする意図があったが、他方で新たな有権者である大衆を伝統的政治勢力に合流させる狙いがあっ

た。この改革はカトリックを中心とする保守勢力によって支持されたが、それはカトリック農民大衆の票を保守勢力、穏健勢力への支持に利用し、また、聖職者の影響下におこうとする意図があったためである³⁰。

改正論議でジョリッティが強調したのは経験であった。知的成熟は、学校教育だけでなく、人生経験からも獲得される。有権者をつくりだす選択権を学校の監督官に与えてはならない、国政における重大な問題を判断する基準はアルファベットを扱えることではない、というのが、ジョリッティの判断であった。「簡単な試験に通ることだけを目的にして獲得した浅薄な教育よりも、精神の成熟に注目しなければならない」ゆえに、選挙権の基準は識字能力から人生経験、兵役経験へと変更された³¹。新選挙法では、30歳以上の男子には無条件に選挙権が付与され³²、21歳から30歳未満の男子の場合には、旧選挙法で選挙権が認められていれば新選挙法でも選挙権が与えられ、旧選挙法で選挙権が付与されていなくとも兵役を終えていれば投票が認められた。いずれの場合も、識字条件はない。こうして、有権者は1909年総選挙時の2,930,473人から8,443,205人（改正後最初の1913年総選挙時）に急増した³³。

2-2 選挙権拡大批判

モスカは選挙権拡大に一貫して反対し³⁴、普通選挙導入の際も『コッリエーレ』紙上のコラムや下院での審議で繰り返し批判を行った。モスカが問題にしたのは、有権者の公共性に対する低い問題意識と選挙権拡大による有権者の質のいっそうの低下であった。

政治的能力を国益という重大な諸問題を理解する能力と考えていたモスカの判断では、イタリアの有権者はその要件を満たしていなかった。一般利益、国益、公益に関する有権者の意識は、自分たちの階級、職業についての意識よりも低かったからである。モスカの観察では、イタリアの有権者は明確なヴィジョンを持たず、純粋に個人的な利益を優先しており、選挙の際は候補者の理念に対してではなく、候補者個人にたいする曖昧な好感といったものに基づいて投票している³⁵。

状況は南部においてとりわけ深刻だと、モスカは判断した。識字率は南部でいっそう低かったからである³⁶。選挙権拡大は南部において膨大な有権者の登場をもたらす³⁷が、それは必然的に有権者の質の低下をもたらす。南部では中小ブルジョアジーが恩顧により票の売買を行っていたし、選挙区によっては暴力、脅迫行為が見られた。選挙権拡大は、こういった慣行、行為を解決することにはならず、むしろ農民一般にまで広めることになり、事態を悪化させる。南部の政治環境が普通選挙法によって改善されるためには、貧しい階層、学に乏しい階層が、富裕層、教養層以上に、法を尊重し、正義にかなった、穏健な政治闘争を展開することが必要である。しかし、それは南部の現実に一致しない³⁸。というのも、南部農民には、保守的、宗教的、急進的、社会主義的を問わず、政治的理念が欠如していたからである。彼らは個人主義者であり、つまりは自己中心主義者であり、自分および家族の利益になるように選挙の影響力

を利用するだけである。さらに、政治闘争における遵法精神も欠いていた。南部農民は口利きや政治的権威の圧力に訴えることによって自分たちの利益を承認させようとするのである。以上のように南部の現実を把握するモスカにとって、選挙権拡大が南部問題の解決に資するという友人サルヴェーミニ (Gaetano Salvemini) の主張は肯定しがたいものであった。というのも、普通選挙権を認めたところで、南部が抱えている政治的病理 - 暴力、汚職、クライエンテリズム - は治癒されないからである。識字能力に欠ける有権者を生み出すことによって、なぜ南部の状況が改善されることになるのか、また新たな有権者の登場が買収、饗応による選挙の不正行為を減少させる理由も理解できなかった³⁹。

モスカによれば、1882年に制定され、1895年に改正された選挙法によって、男子普通選挙権は実質的に実現されていた。義務教育である初等学校修了の識字能力さえあれば、選挙権が獲得できるからである。選挙権は政治生活に情熱を持ち、公共生活に関心を持つものだけに与えられればよいのであり、参政権を得るために必要な識字能力の獲得という最小限の努力をもしない者に投票を認める必要はなかった。そのような努力を怠るものは政治的無関心層に他ならない⁴⁰。モスカの認識では、識字率は政治的関心の度合いと相関関係にあった。識字能力に欠ける大衆は政治的に無関心であり、したがって、普通選挙権は有権者集団のモラルと知性を低下させるような改革であって承認すべきではないというのが、モスカの考えであった⁴¹。

モスカによれば、大衆の社会的欲求は、財産と教養のある指導層が考慮に入れるだけで十分であった。政治的、社会的イニシアティヴは、教養ある中間層、科学的、専門的能力を持ったブルジョアジーに委ねられ、財産に教養が伴ったこれら指導層によって社会は改良されていく。大衆が政治の舞台で主役になるという熱望には根拠がない。このように考える点で、モスカは教養と財産を基礎にした個人から社会は成立するという伝統的な市民社会の構成原理を支持していた⁴²。

普通選挙権の導入による政治参加の枠組みの拡大を、政治的無関心層と公益を考える能力を持たないものの参入と認識していた点において、モスカはイタリア政治社会を否定的に捉えていたと言えよう。

2-3 労働組合と機能的封建主義

中間団体の活動を批判する点でも、モスカは政治社会を肯定しなかった。中間団体が一般的、集合利益に対し、部分的、党派的利益を優先し、社会を分裂させ、紛争を激化させる⁴³と考えたからである。

モスカがとくに批判を集中させたのは、労働組合活動であった。それは労働組合が新しい封建主義 - モスカによれば機能的封建主義 (feudalesimo funzionale)⁴⁴を生起させつつあったからである。

19世紀以降の経済発展は社会全体を豊かにした。中央集権体制が確立した現代社会におい

ては、コミュニケーション手段、輸送手段の発達により、全国的なネットワークが完成している。現代国家においては、地方的な権力は確立し得ず、ある地域が中央から独立した組織を持ち、その統制を受けずに活動するようなことはない。その意味で、伝統的な封建制は消失したと言える⁴⁵。しかし、労働組合は、中央集権体制、全国的ネットワークに障害を与える危険性を持つ。

モスカがとくに問題視したのは労働組合の中でも鉄道組合であった。それは鉄道組合の活動がアナキーをもたらすと考えたからである。というのも、運輸機関こそ20世紀初頭の現代国家を成立させているネットワークの基盤であり、鉄道組合のストライキがもたらす損害は、鉄道産業にとどまらず、社会全体に及ぶからであった。鉄道サービスの中止は、国の経済活動、社会活動全体を麻痺させ、日常生活は機能不全に陥る。公共輸送に従事する階級がその職務を中断すれば、商業活動は不可能となり、食糧不足によりさまざまな重要な活動が脅威にさらされる。それは単なる脅威ではなく、アナキーという脅威である⁴⁶。鉄道組合のような労働組合が公権力に対して行う活動は、国家が彼らに委ねている機能を利用することによってなされるがゆえに、不法な圧力として考えなければならない。このような活動がまかり通れば、国家主権は侵され、国家としての統一性は損なわれる⁴⁷。モスカが労働組合による活動を機能的封建主義と呼んだゆえんである。

労働組合は選挙過程においても脅威となる。というのも、鉄道組合を含む公務員組合は、数的には相対的少数者であったが、しかし、組織された少数者であるがゆえに、つまり凝集性があるがゆえに、強力である。彼らは階級としてまとめ、とくに選挙の際に圧力を行使する。候補者は彼らの票を求めて議席を得ようとする。その結果、モスカによれば、下院は納税者の代表機関ではなくなり、近い将来には公務員の代表機関となってしまう⁴⁸。

モスカは組織票を批判した。有権者は自らの良心に従って投票しなければならない。それは労働組合員と同様である。労働者は組織として議会内の政治代表になってはならない。労働者はあくまでも個人としての資格で政治組織に参加しなければならない。公務員の全部門が階級組合に組織され、階級利益を保護するために、一つの政党に加わって個々の支持を譲り渡すようなことはあってはならない。それは、イタリアおよびヨーロッパの他の国々において現実に機能している議会体制を根底からゆがめることになるがゆえに、禁じられなければならない。大統領の交代と主要公務員の交代が連動するアメリカと異なり、イタリアでは政権交代があっても公務員の交代があるわけではない。イタリアにおいては、公務員は政府に忠誠の義務があり、労働者が組織として一つの政党を支持したり、敵対したりしてはならないのである⁴⁹。

公益を追求せず、党派的利益、階級的利益を求める労働組合には明確なビジョンがないとモスカは判断した。一般組合員はおろか彼らの指導者さえも熟考した計画を持っていない。彼らが気にかけるのは今日だけであり、ストライキによる脅迫によって組合員の賃金を引き上げようとする⁵⁰だけである。

市民社会内で達成されない私的利益、特殊利益の追求を国家に向けて行う場が政治社会であ

る。政治社会の成立と拡大は、社会勢力と国家との新しい権力関係の模索、変容を意味する。イタリアに関して言えば、その変容は国家（＝法定の国）と市民社会（＝実在の国）の分離の克服を意味した。しかし、上で考察したモスカの機能的封建主義批判にそのような理解はない。拡大しつつあるイタリア政治社会はモスカの目には単に多様な特殊利益の圧力によって一般利益が損なわれている自由主義の退廃過程として映っていたとの評⁵¹は否定しがたい。社会が急速に発展する一方で、さまざまな矛盾や紛争が時代に影を落とした時代であった。社会に蔓延する党派的活動、公的利益と対立する利益の集約によって生まれた危険に対して、モスカは法文明、中産階級の「擁護者」たろうとし、目前に広がる時代の諸問題と自覚的に対決しようとしていた⁵²と評されるゆえんでもある。

3. デモクラシー・自由主義・多元主義

3-1 モスカとデモクラシー

モスカは一般に反民主主義者として知られる⁵³。選挙権拡大に反対し、労働組合活動を批判したモスカに反民主主義者というレッテルを貼ることはたやすい。加えて、モスカもまた反民主主義者を自認していた。雑誌「王国 (Il Regno)」紙に掲載されたカルデローニ (Mario Calderoni) とのインタビューで、「あなたがお存じのように、私は確かに反民主主義者であります」⁵⁴と述べている。

しかし、注意しなければならないのはモスカが反対していたデモクラシーが、「純粋な」デモクラシーであったという点である。純粋なデモクラシーを、モスカはデモクラシーの抽象理論あるいはジャコバン主義的デモクラシーとも呼んでいる⁵⁵が、いずれにせよ、それらは政府が社会の構成員の数的多数派の意志から構成されたときのみ正統性を有するという学説ないしイデオロギーを、また、そのイデオロギーを完全に実現することを意味した⁵⁶。しかし、モスカによれば、数的多数者による政府を文字通りに実現するという熱望は、まったくもって不可能なことであった。というのは、すでに『諸政府の理論および議会政治 (*Teorica dei governi e governo parlamentare*)』、『政治学要綱』初版で指摘したように、政府はつねに組織された少数者から形成されるからであった。アリストテレスは支配者の数によって、モナキー、アリストクラシー、デモクラシーに分類したが、この分類は正しくない。支配はたった一人ではできないし、また多数者が政府を形成し、少数者が支配されることもありえないからである。アリストテレスがデモクラシーと呼んだ国も含めて、また現代人がそのように呼ぶ国も含めて、すべての国がアリストクラシーなのである⁵⁷。

デモクラシーの抽象理論を否定する一方で、モスカは「事実としてのデモクラシー」を肯定した。カルデローニのインタビューに答えてモスカは次のように述べている。

「デモクラシーの抽象理論が間違っていることは、現実のデモクラシーを全面的に否認する

ことを意味しません。事実としてのデモクラシーは、政治階級の選抜方法を別の選抜方法に置き換えたのです」⁵⁸

事実としてのデモクラシーとは、モスカによれば「討論に基づく政治であり、現代における自由権のうちの主要なもの、つまり思想の自由、出版の自由、結社の自由」を保障する体制である⁵⁹。

抽象的原理としてのデモクラシーを批判し、他方で事実としてのデモクラシーを肯定する、この矛盾した思考は、しかし、モスカにおいて一貫していた。それはなぜか。

3-2 モスカと自由主義・多元主義

すでに述べたようにモスカは反民主主義者を自認していたが、それ以上に自由主義者と自認していた。カルデローニとのインタビューで反民主主義者であると述べた直後に、しかし、「反自由主義者ではありません。むしろ、純粋なデモクラシーに反対するのは、私がまさに自由主義者だからであります」と続けている⁶⁰。

19世紀までデモクラシーと自由主義は相容れない思想であったが、モスカにとっても純粋なデモクラシーは自由主義と相容れないドクトリンであった。このドクトリンに基づけば、すべてが唯一勢力、言うところの多数者に際限なく従うことを強いられる体制が成立する⁶¹。モスカが労働組合の政治活動を批判したのは労働者階級が権力の独占を企図していたからである。しかし、批判されるべきは労働組合だけではなかった。モスカは官僚の一元的支配をも批判した。権力の座にある者でも権力の濫用は抑制されなければならない。「治者が定められた法の範囲にとどまり、また法そのものが公職者の排他的メンタリティや利益から制定されないようにするためには、官僚の活動が他の社会指導勢力すべてにコントロールされ、制限されるように、国家が組織されねばならない」⁶²。

他方で、事実としてのデモクラシーは自由主義と結びついていた。そして、自由主義を実効あるものにするために多元主義が必要であった。

モスカによれば、絶対主義から自由主義への政治的変容は、市民が個人としての諸権利を宣言することを通じて実現した。人格、住居、財産の不可侵性によって官僚制の恣意を免れ、出版の自由が官僚制の行動を監視した。また、この政治的変容によって、代表政治が実現した。すなわち、国政、地方政治ともに、非官僚政治、つまり選挙を通じて公共経営に広く参加するメンバーを選ぶようになったのである。個人の諸権利は、憲法、基本法に宣言され、また権力分立もそこに規定されている。しかし、社会において知的、道徳的、経済的に優位にあるものが、官僚制から独立した指導勢力として官僚を統制することもできず、またその権力も制限できずに公共経営に参加できなければ、権利の宣言、権力分立は憲法上のことにとどまり、実質的な保証とはなり得ない。憲法、基本法を実効的なものにするためには、官僚制の外に立った指導勢力が必要なのである。政治勢力の分立、多様性が権力の分立と対応していないならば、権力

の分立は意味がない。社会を政治的に指導していくことができるような階級が多能的に存在していることが、モスカにとって重要なのであった。それはこれら勢力の分裂状態が、権力の分立に実効性を与え、また国家機関にヴァイタリティ、栄養分、エネルギーを与えるからである。要するに、「社会的均衡は政治の領域における権力均衡の不可欠の条件」なのであった⁶³。こうして、モスカ自身は多元主義という用語こそ用いなかったものの、モスカの思想は、均衡のとれた多元主義 (balanced pluralism)⁶⁴ と評されることになる。

多様な政治勢力を代表させる政府が、権力行使における正義と節度の可能性が最も高い政府であると、モスカは考えた。この考えは、1910年に書かれた上院改革に関する評論の中にも窺える。

「上院はより重大な問題に対する冷静な権能、検査を代表する。つまり理性を代表する。下院は国家におけるある時点で優越する利益、情熱を代表する。一国の歴史は、理性に抑制され、制御された情熱、利益の産物である。両院は列車を動かす動力とスピードが出すぎないように、また脱線しないようにするためのブレーキの役目をそれぞれ持つ。ブレーキをかけるものは、機関士同様、有用であるばかりでなく、不可欠なものである。けれども、一般の人々、とくに大衆は、電車の一番重要な部分は、それを動かす動力機関であると信じるのであろう」⁶⁵

モスカによれば、多様な政治勢力の代表は、単に選挙という基準だけで満たされるわけではなかった。「選挙という基準の脇に、教養、技術的能力という基準が存在し、それらは普通選挙によってではなく、試験やコンクールを通じて、有能な階級を選出することによって判断される」⁶⁶ 必要がある。普通選挙であれ、制限選挙であれ、選挙だけでは必ずしもすべての政治的価値は提供されず、また政治生活すべてに積極的に参加できる、とくに優れた経験、能力を有するものを提供できないからからである。したがって、選挙によらない議員から構成される第二院は、普通選挙によって排除されうる政治的能力、経験、価値の排除を補う可能性を持つがゆえに存在理由がある⁶⁷ と考えたのである。情熱の溢れるままに任せて、私的利益のみを追求する大衆、労働組合の政治社会における活動に、モスカはまさに理性を代表しながら反対したと言えよう。

「ラテンアメリカやまたヨーロッパにおいても、代表体制を採用していながらそれが不十分で、治者の恣意に委ねられている国の事例を欠かない。それらの国では、文民、軍人の活動をコントロール可能な指導のエネルギーが社会に欠けているからであり、仮に反対党が結成されたとしても、せいぜい今度は自分たちが公務に就きたいと願う人々から排他的にリクルートされているからである」⁶⁸

政治階級の定期的な刷新は政治共同体の健康を保証するために不可欠なことでモスカは考えたが、それは(事実としての)デモクラシーという手段によって保証される⁶⁹。なぜならば、多様な政治勢力による権力の均衡を実現するためには、そもそも多様な政治勢力が政治社会に参入しなければならないからである。そのためには特定の人々だけに特権的社会階層へのアク

セスを認めるのではなく、「あらゆる社会階層に対して万人のアクセス可能性」が保障されなければならないが、それを可能にしているものこそが、事実としてのデモクラシーであった⁷⁰からである。

むすびにかえて

モスカは自他共に認める保守主義者であった。実際、議会でも「多くの同僚諸君は、私が保守主義者であることをすでにご存じかと思いますが、保守主義者として私は諸々の改革はそれらが十全な正統性を有しない限り同意致しません」⁷¹と声明していた。

識字力を持たない政治的無関心層に選挙権を与えることに反対し、党派的利益を追求する中間団体、とりわけ労働組合の活動を機能的封建主義と糾弾して、20世紀初頭のイタリア政治社会を批判したモスカは確かに保守主義者であった。

しかし、モスカの保守主義は単なる心情的なものではなかった。モスカにとって、政治には理性が必要であった。制御されない大衆の情熱、特殊利益は国家を暴走させる。制御されない情熱、特殊利益のみが、大衆によって、中間団体によって表出されている状態は、イタリア政治社会が示している負の現実であった。その負の現実をモスカは批判したのであった。

他方で、政治社会には正の側面があった。そこでは、思想の自由、出版の自由、結社の自由等の自由権が認められ、それらを基礎にして討論による政治が展開している。そして、モスカによれば、いまや自由な討論に基づく政治だけが政治階級の革新を可能にしているのである。政治階級が国の諸利益に合致しない場合には、それら階級に歯止めをかけ、ほぼ自動的に排除することも、自由な討論に基づく政治によって可能になるのである⁷²。

おそらくすべてのものがそうであるように、政治社会には正の側面もあれば、負の側面もある。もちろん、正負の判断は、主義、思想、イデオロギーによって異なる。モスカが一元的支配とした官僚制は政治社会の負の側面として批判されなければならない。しかし、その官僚は生まれ、財産に関係なく能力によって任用される資格任用制をとっているがゆえに、広く人材を募ることができた。

政治社会の基礎原理の一つに、モスカが純粋なデモクラシーと呼んだデモクラシーの抽象理論があり、デモクラシーの抽象理論に基づいて労働組合運動は展開されていた。他方で、政治社会は自由主義、多元主義とともにそれらと結びつく「事実としてのデモクラシー」によって支えられていた。モスカはデモクラシーの抽象理論に基づく政治社会を批判しつつ、事実としてのデモクラシーに基づく政治社会を肯定していたと言えよう。

こうして、マンクーゾ (Francesco Mancuso) が指摘するように、モスカの主張は20世紀後半になってリベラル・デモクラシーとして理解される概念に接近する。ロンバルド (Antonio Lombardo) は、モスカが政治階級を形成する政治エリート間の競合の「判事」の機能を有権

者に割り当てるものとしてデモクラシーを捉えていたと判断する。そうであるとするならば、「投票市場におけるエリートの自由な競争を意味する」⁷³ものとして、モスカはデモクラシーの問題を組み立てていることになる。この判断が妥当か否か、今回の考察では決することができない。しかし、モスカはおそらくはっきりと自覚してはいなかったのではあろうが、1900年代の政治思想の最重要の問題点の一つ、つまり「デモクラシー」概念の必然的な再定義を把握しようとしていた⁷⁴というマンクーゾの指摘は受け入れることができよう。この再定義は、シュンペーターを嚆矢とするデモクラシーの記述的定義である。モスカが受容した「事実としてのデモクラシー」は、デモクラシーの記述的定義を先取りする概念であったとも言えよう⁷⁵。

ジョリッティ時代における政治参加の枠組みの拡大に伴う無関心層の政治への参入、権力の独占を企む労働者勢力の活発な活動を政治社会の負の側面として批判しつつ、他方で自由主義と多様な政治勢力の参入とその均衡を保障する多元主義を「事実としてのデモクラシー」として、政治社会の正の側面と評価していた。

モスカはファシスト体制成立後に、リベラル・デモクラシーの擁護者として、ファシスト体制と対決し、議会体制の存続を訴えることになる。リベラル・デモクラシー、代表体制の擁護は、1923年に公刊される『要綱』第2版第2部に結実するとされるが、その思想はジョリッティ時代の論考において形成されつつあったと言えよう。

『要綱』第2版第2部において、モスカ理論がどのように体系化されるか、またそこで展開された代表体制についての議論が、クローチェ（Benedetto Croce）がヨーロッパの政治生活におけるもっとも成熟した形態に対する断固たる擁護者として見なすものであり、またエイナウディ（Luigi Einaudi）が代表体制についてできうる限りのもっとも正当な擁護と評するものであった⁷⁶とするならば、それはどのようなものなのか。加えて、大衆が熱狂する中でファシズム運動が展開し、他方で伝統的支配層がそれを抑制できないままにファシスト体制が成立し、さらに1925年1月のムッソリーニによる「力による支配」が宣言されたのち、従来認められてきた自由主義的諸価値が否定されながらファシスト大評議会に権力が集中し、ファシスト国家へと変貌していく中で、ファシスト体制と対決しつつ、代表体制、議会政治を擁護したモスカの政治思想の考察には歴史的な価値を見いだすことができると考えられるが、その考察については他日を期したい。

それによって、ダントレーヴ（Alessandro Passerin d'Entreves）が、次のように記した信条も明らかにされることになろう。

「私の世代のような青年たちにとって、ガエターノ・モスカは議会体制の批判者であり、民主権の敵であったが、まさに始まろうとしていた悲劇的な時代にあって、私たちに励まし、支える、1つの信条を与えてくれた。それは自由の中に、デモクラシーの中に、イタリアの将来を見出す信条である」⁷⁷

注

- 1 Hughes, H. S., *Consciousness and Society: The Reorientation of European Social Thought, 1890-1930*, Knopf, 1958, Chapter 7. (スチュアート・ヒューズ、生松敬三、荒川幾男訳『意識と社会-ヨーロッパ社会思想 1890-1930』みすず書房、1970年、第7章)
- 2 拙稿、「イタリア政治学の戦後の発展と近年の動向(2)」、『早稲田政治公法研究』第42号、1993年、37-40ページ。
- 3 パレートとはエリート理論の先駆者を巡っての論争があった。(拙稿、「ガエターノ・モスカの『政府論』における『政治の科学』の提起と一九世紀末のイタリア政治学の誕生」『ソシオサイエンス』、第1号、1995年、63ページ、注41) また、トリノ大学で講じていた時代にミヘルスと親交をもった。当時、ミヘルスはドイツ社会民主党を脱党したばかりだったが、政治経済学の大学教授資格を有していたことにより、モスカの尽力もあってトリノ大学法学部の経済史の職を得た。この職により、ミヘルスはジャーナリスト活動を中断することができ、主著2冊(『イタリア社会主義運動におけるプロレタリアートとブルジョアジー(*Il proletariato e la borghesia nel movimento socialista italiano*)』(1908年)、『政党社会学(*Zur Soziologie des Parteiwesens in der modernen Demokratie*)』(1911年)を上梓することができたという。Sola, Introduzione, in Mosca, G., *Scritti politici di Gaetano Mosca*, Sola, G. (a cura di), 2 voll., Torino, UTET, 1982, p. 53.
- 4 体制への忠誠を誓うファシスト知識人宣言(1925年4月21日)に対して、4月30日に提出された「ファシスト知識人宣言に対するイタリアの作家、大学教授、言論人の回答」、いわゆる反ファシスト知識人宣言に署名をしている。またムッソリーニ(Benito Mussolini)への全権委任を認める法案に対して上院議員として反対演説を行った(1925年12月19日)。
- 5 Sola, Introduzione, *op. cit.*, 1982, pp. 55-56.
- 6 拙稿、「ガエターノ・モスカの『政府論』における一九世紀末イタリア議会政治批判」、『社会科学討究』第119号、1995年
- 7 Farneti, P., Introduzione, in Farneti, P. (a cura di), *Il sistema politico italiano*, Il Mulino, 1973; 拙稿、「ガエターノ・モスカの『政治学要綱』における『政治社会』概念と19世紀末イタリアにおける政治学の誕生」『ソシオサイエンス』、第2号、1996年
- 8 近代政党の起源はイギリスの宮廷党と地方党との対立にあるとされる(中村英勝『イギリス議会史 [新版]』有斐閣、1977年、77-79頁)。両者の対立はビューリタン革命後の王位継承排除法を巡って起こったものであるから、政党の誕生そのものを市民社会の所産と見ることはできないと言えよう。しかし、その後のトーリー、ホイッグ、さらに保守党、自由党による2大政党の競合と組織化は、市民革命後、とりわけ産業革命後の19世紀を通じて展開された。イギリスでは20世紀に入って労働代表委員会が結成され、さらに労働党へと発展していくが、このことは労働問題あるいは労働者が抱える問題が私的な領域で解決不能であったことを端的に示しているとも言えよう。
- 9 Bentley, A. F., *The Process of Government: A Study of Social Pressures*, University of Chicago Press, 1908.
- 10 以下、とくに断らない限り、政治社会というタームはファルネーティの意味で使用する。
- 11 Sola, G., *Sviluppi e scenari della sociologia italiana: 1861-1890. Percorsi di lettura da una bibliografia*, in Barbano, F., et Sola, G., *Sociologia e scienze sociali in Italia 1861-1890*, FrancoAngeli, 1985, p. 105.
- 12 Mosca, G., *Elementi di scienza politica*, Bocca, 1896.
- 13 Bobbio, N., La scienza politica e la tradizione di studi politici in Italia, in Graziano, L., (a cura di) ,

- La scienza politica in Italia. Bilancio e prospettive*, FrncoAngeli, 1986, p. 44.
- 14 Mosca, Ferrovie e Stato, 《Corriere della sera》, 21 aprile, 1905, ora in Mosca, G., Lombardo, A. (a cura di), *Il tramonto dello Stato liberale*, Bonnano, 1971, p. 196; Mosca, Feudalesimo funzionale, 《Corriere della sera》 19 ottobre 1907, ora in Mosca, *Il tramonto, op. cit.*, 1971, p. 199.
- 15 議員歳費の支給は、左派が政権の座に着いた 1876年のいわゆる議会革命の頃から論じられていた問題であった。論点は中下層の人々の議会への参入の結果として、代議士の職業政治家への変容という傾向を受け入れるか、拒否するか、ということにあった。一方で歳費を「公共生活における文明と道徳の頂点に達する」原理と見なす考えがあり、他方で「高貴な熱望を奨励するのではなく、最も低俗な欲望を刺激するもの」として反対する意見があった。歳費の導入によって、大土地所有層だけに有利なように機能していた代表者と被代表者との「有機的」関係の断絶が認められ、市民と議会との間の仲介的結社としての政党の台頭を促すことになると思われる。(Pavone, C., *L'avvento del suffragio universale in Italia*, in Sabbatucci G., *Le riforme elettorali in Italia*, Edizioni Unicopli, 1995, p. 72.)
- 16 Gentile, E., *L'Italia giolittiana*, Il Mulino, 1990, p. 205.
- 17 Barbagallo, F., Da Crispi a Giolitti. Lo Stato, la politica, i conflitti, sociali, in Sabbatucci, G. e Vidotto, V. (a cura di), *Storia d'Italia*. Vol. 3, Liberalismo e democrazia. 1887-1914, Laterza, 1995, p. 117.
- 18 Barbagallo, Da Crispi a Giolitti, *op. cit.*, 1987, pp. 103-108. 1861年に成立したイタリア王国が1870年にローマを併合したことに反発したカトリック教会は、新国家を法定の国と批判し、ノン・エクスベディト (non expedit) により国政選挙への参加を一般信徒に禁じた。他方で、民衆が生活する場はカトリック教会が指導する実在の国として、地方選挙には積極的な参加が奨励された。
- 19 19世紀末からキリスト教民主主義運動が昂揚する中でカトリックの政治参加が見られるようになったが、1904年にカトリック議員が誕生して事実上停止されるまで、ノン・エクスベディトは継続した。ノン・エクスベディトが公式に停止されたのは、イタリア人民党が結成された1919年である。
- 20 統一からジョリッティ時代までイタリア王国の政治指導を行った自由主義勢力は政党を組織化しなかった。一つには政党は部分利益を代表するという考え方に従っていたからである。また1880年代に一般的となった厳密な党派に拘束されない政治運営の様式であるトラスフォルミズモ (Trasformismo) の慣行も政党政治の進展を妨げた。さらにノン・エクスベディトの影響によってカトリックを中心とする保守勢力の政党組織化が遅れた。国政選挙での本格的政党間競争が展開されるのはカトリック政党であるイタリア人民党が結成され、比例代表制が導入された1919年以降である。以上の事情と本稿が扱う時代設定から、本稿ではモスカの政党論を考察の対象としていない。政党が部分的利益を代表するという議論については、北村暁夫「イタリアにおける国民国家形成の理解のために」、北村暁夫・小谷眞男編『イタリア国民国家の形成』、日本経済評論社、2010年、11-12頁、Sartori, G., *Parties and Party Systems: A Framework for Anysis*, Volume I, Cambridge University Press, 1976. 1 The party as part, (G.サルトーリ (岡沢憲美・川野秀之訳)、『現代政党学 I-政党システム論の分析枠組み-』早稲田大学出版部、1980年、I 部政党論・なぜ政党なのか 1部分としての政党)
- 21 ファシオ (Fascio) とその複数形であるファシ (Fasci) は、組織化されない民衆運動の表現として19世紀末からしばしば用いられていた。代表的なものとしてシチリア・ファッシ、勤労者ファッシなどがある。いずれもムッソリーニのファシズムとは関係がない。
- 22 モスカは1896年にトリノ大学に准教授として採用され、憲法学と政治学史を担当した。98年に正教授に昇格するとともに政治学経済学も講じた。1907-09学年度には法学部長を務めた。この間、1902年には、同年に創立されたばかりのミラノのボッコネニ商科大学 (Università commerciale 《Luigi Bocconi》) に招聘され、後述する政務次官を務めた時期をのぞいて、1917-18学年度まで、憲法学、行

- 政法を教授した。1924年にローマ大学に移籍するまで、トリノが政治学者としてのモスカの活躍の場であった。
- 23 『コッリエーレ』紙のコラムニストを務めるようになったのは1901年のことである。すでに『ラ・スタンパ』《La Stampa》紙や『エコノミスト・ジャーナル』《Giornale degli economisti》紙などいくつかの寄稿をしていたが、これ以降、評論活動が本格化した。
- 24 1909年3月の下院選挙で親交のあったルディニ(Antonio Starabba di Rudini)の後継者としてシチリアのパレルモ県のカッカモ(Caccamo)選挙区から立候補し、当選した。1913年に行われた男子普通選挙成立後初めての総選挙で再選を果たし、1914年3月から16年4月までサランドラ(Antonio Salandra)内閣で植民地省の政務次官(sottosegretario)を2期務めた。1919年には第3カテゴリー(第23、第24立法期における下院議員)および第19カテゴリー(高等教育評議会委員)で、上院議員に任命された。
- 25 パネビアンコ(Angelo Panebianco)によれば、モスカがとくに関心を示したテーマは、経済問題、植民地問題、憲政問題であった。Panebianco, A., Gaetano Mosca, studioso e uomo politico, in Mosca, G., *Discorsi parlamentari*, Il Mulino, 2003, p. 19.
- 26 モスカは政治社会というタームは用いていないが、モスカ政治学の考察対象は政治社会であったと考えられる。この点については、前掲拙稿「ガエターノ・モスカの『政治学要綱』における『政治社会』概念と19世紀末イタリアにおける政治学の誕生」1996年を参照。
- 27 Pavone, C., L'avvento del suffragio universale in Italia, in Sabbatucci G., *Le riforme elettorali in Italia, op. cit.*, 1995, p. 69.
- 28 Mosca, G., Convieni attuare il suffragio universale?, 《Corriere della sera》21 Aprile 1910, ora in Mosca, *Il tramonto, op. cit.*, 1971, p. 125. 1882年選挙法については、拙稿「有権者の創造と国民国家形成 -1882年選挙法改正を中心に-」、前掲北村・小谷編『イタリア国民国家の形成』。
- 29 Barbagallo, F., Da Crispi a Giolitti, *op. cit.*, 1995, pp. 116-117; Pavone, C., L'avvento del suffragio universale in Italia, *op. cit.*, 1995, p. 70.
- 30 Gentile, E., *L'Italia giolittiana, op. cit.*, 1995, p. 206.
- 31 Pavone, C., L'avvento del suffragio universale, *op. cit.*, 1995, p. 70.
- 32 したがって、社会党のトゥラーティ(Filippo Turati)は、この選挙法のデモクラティックな性格を認めつつも、30歳以上の成年男子への選挙権付与は保守主義者への慈愛に満ちた贈与となるとして、その反動性を批判した。また兵役経験者への投票権の付与は、イタリアを覆いつつあったミリタリズムの成果と見なされた。(Piretti, M. S., *Le elezioni politiche in Italia dal 1848 a oggi*, Laterza, 1995, pp. 170-171.)
- 33 Barbagallo, Liberalismo e democrazia, *op. cit.*, 1995, pp. 116-117; Pavone, C., L'avvento del suffragio universale, *op. cit.*, 1995, p. 70.
- 34 1882年の選挙権拡大に関するモスカの議論については、拙稿、「ガエターノ・モスカの『政府論』における19世紀末イタリア議会政治批判」、『社会科学討究』第119号、1995年、123-127ページ。
- 35 Mosca, Camera dei deputati, tornata del 7 maggio 1912 in *Discorsi, op. cit.*, p. 90; Mosca, Effetti pratici del suffragio universale in Italia, 《Corriere della sera》16 giugno 1911, ora in Mosca, *Il tramonto, op. cit.*, 1971, p. 135
- 36 1910年の評論で、モスカはイタリアでは識字能力に欠ける比率が10-20%ほどであったが、南部のバジリカータ、カラブリア、シチリアの各県では80%に達していると指摘している。Mosca, Convieni attuare il suffragio universale?, ora in Mosca, *Il tramonto, op. cit.*, 1971, pp. 123-130.

- 37 1912年選挙法により、人口に占める有権者の比率は、全国平均で 8.3%から 23.2%に上昇した。地域別に見ると、北部 23.7%、中部 24.3%、南部 22.2%、島嶼部 22.3%で、地域的な差が解消したことは明らかであった。Pavone, C., *L'avvento del suffragio universale*, *op. cit.*, 1995, p. 70.
- 38 Mosca, *Conviene attuare il suffragio universale?*, ora in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971, pp. 123-128.
- 39 Mosca, *Effetti pratici del suffragio universale in Italia*, ora in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971, pp. 135-138.
- 40 Mosca, *Sul disegno di legge (Camera dei deputati, tornata del 7 maggio 1912)*, ora in Mosca, *Discorsi*, *op. cit.*, 2003, pp. 91-92.
- 41 Mosca, *Effetti pratici del suffragio universale*, ora in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971, pp. 136-137.
- 42 Barbagallo, *Liberalismo e democrazia*, *op. cit.*, 1995, p. 53; アルベルトーニはこの点でモスカは教養ある中産階級を主勢力とする政治階級を理想化していたとする。Albertoni, E., *Mosca and the Theory of Elitism*, Blackwell, 1987, p. 71.
- 43 Sola, *Introduzione*, *op. cit.*, 1982, pp. 72-73.
- 44 Mosca, *Un pericolo per l'avvenire*, 《Corriere della Sera》, 5 dicembre 1904, ora in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971; Mosca, *Feudalesimo funzionale*, 19 ottobre 1907, ora in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971.
- 45 Mosca, *Un pericolo per l'avvenire*, 《Corriere della Sera》, 5 dicembre 1904, ora in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971, p. 190.
- 46 Mosca, *Il pericolo dello Stato moderno*, 《Corriere della Sera》, 27 maggio 1909, ora in Mosca, *Il tramonto*, 1971, *op. cit.*, p. 214.
- 47 Mosca, *Lo Stato e le associazioni dei pubblici impieghi*, 《Corriere della Sera》, 16 giugno 1908, ora in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971, p. 207.
- 48 Mosca, G., *Sul disegno di legge: 《Riforma della legge elettorale politica》 (Camera dei deputati, tornata del 7 maggio 1912)*, in Mosca, *Discorsi*, *op. cit.*, 2003, pp. 92-93.
- 49 Mosca, *Lo Stato e le associazioni dei pubblici impieghi*, ora in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971, pp. 207-208.
- 50 Mosca, *Un pericolo per l'avvenire*, ora in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971, p. 189.
- 51 Barbagallo, *Liberalismo e democrazia*, *op. cit.*, 1995, p. 105.
- 52 Mancuso, F., *Gaetano Mosca e la tradizione del costituzionalismo*, Edizioni Scientifiche Italiane, 1999, p. 84.
- 53 たとえば、ボッピオは保守的な反民主主義者としてモスカを紹介している。Bobbio, N., *Profilo ideologico del '900*, Garzanti, 1990, 4 *Gli antidemocratici*, (馬場康雄・押場靖志訳『イタリア・イデオロギー』未来社、1993年、第4章反民主主義者たち)
- 54 Mario Calderoni, *Aristocrazie e democrazie* (colloquio con Gaetano Mosca) in *Il Regno*, n. 9. (24 gennaio 1904), pp. 2-3, ora in Mosca, *Partiti e sindacati*, *op. cit.*, 1949, p. 335.
- 55 Calderoni, *Aristocrazie e democrazie*, *op. cit.*, 1949, pp. 334-335.別の機会にはデモクラシーのルソー的理解とも表現している。Mosca, *Partiti e sindacati*, *op. cit.*, 1949, p. 19.
- 56 Mosca, *Il principio aristocratico e il democratico*, *Discorso inaugurale letto nell'aula magna dell'Università di Torino nel principio dell'anno accademico 1902-1903*, ora in *Partiti e sindacati*, *op. cit.*, 1949, p. 19.モスカによれば、社会主義は純粋なデモクラシーの必然的帰結であった。Mosca, G., *Elementi di scienza politica* *op. cit.*, 1982, pp. 865-866.
- 57 Calderoni, *Aristocrazie e democrazie*, *op. cit.*, 1949, pp. 332-334; Mancuso, *Gaetano Mosca*, *op. cit.*, 1999, p. 84.

- 58 Calderoni, *Aristocrazie e democrazie*, *op. cit.*, 1949, p. 334.
- 59 Calderoni, *Aristocrazie e democrazie*, *op. cit.*, 1949, pp. 334-335.
- 60 Calderoni, *Aristocrazie e democrazie*, *op. cit.*, 1949, p. 335.
- 61 Calderoni, *Aristocrazie e democrazie*, *op. cit.*, 1949, pp. 332-335.
- 62 Mosca, Il concetto moderno della libertà politica, 《Corriere della Sera》, 8 agosto 1911, ora in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971, p. 152.
- 63 Mosca, Il concetto moderno della libertà politica, *op. cit.*, 1971, pp. 153-154.
- 64 Finocchiaro, M. A., *Beyond Right and Left: Democratic Elitism in Mosca and Gramsci*, Yale University Press, 1999, pp. 42-51.モスカは法的防御(difesa giuridica) という独自の用語ですでに『政治学要綱』で多元主義を説いていた。拙稿 「ガエターノ・モスカの『政府論』における『政治の科学』の提起と一九世紀末のイタリア政治学の誕生」『ソシオサイエンス』、第1号、1995年
- 65 Mosca, La riforma del Senato, 《Rivista di diritto pubblico》, a. II, 1910, ora in Mosca, *Partiti e sindacati*, *op. cit.*, 1949, pp. 275-276.
- 66 Calderoni, *Aristocrazie e democrazie*, *op. cit.*, 1949, p. 335.
- 67 Mosca, La riforma del Senato, in Mosca, *Partiti e sindacati*, *op. cit.*, 1949, pp. 269-270.
- 68 Mosca, Il concetto moderno della libertà politica, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971, pp. 152-155.
- 69 Panebianco, A., Gaetano Mosca, *op. cit.*, 2003, p. 18.
- 70 Mosca, *Partiti e sindacati*, *op. cit.*, 1949, pp. 19-20.
- 71 Mosca, G., Sul disegno di legge 《Provvedimenti per l'istruzione superiore》 (Camera dei deputati, 2a tornata del 9 luglio 1909), ora in Mosca, *Discorsi*, *op. cit.*, 2003, p. 54.
- 72 Mosca, *Partiti e sindacati*, *op. cit.*, 1949, pp. 334-335.
- 73 Lombardo, A., Gaetano Mosca e la classe politica nell'età giolittiana, in Mosca, *Il tramonto*, *op. cit.*, 1971, p. 47.
- 74 Mancuso, *Gaetano Mosca*, *op. cit.*, 1999, p. 81.
- 75 Schumpeter, J., *Capitalism, Socialism and Democracy*, 1942, Haper & Brothers.(J. シュンペーター、中山・東畑訳)『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社、1995年) シュンペーターが批判したデモクラシーの古典学説と新たに提起した今ひとつのデモクラシー理論は、それぞれモスカが言うデモクラシーの抽象原理、事実としてのデモクラシーに呼応するように思われる。また、今ひとつのデモクラシー理論と事実としてのデモクラシーにおけるエリートの自由な競争についての共通性も極めて高い。しかし、シュンペーターはモスカの文献に対して言及していない。なお、デモクラシーの記述的定義については、以下を参照。Sartori, G., *The Theory of Democracy Revisited, I*, Chatham House, 1987, pp. 7-13, 153-156.
- 76 Sola, Introduzione, *op. cit.*, 1982, p. 61.
- 77 D'Entrevès, A. P. *Obbedienza e resistenza in una società democratica*, Edizioni di Comunità, 1970, p. 146.

※本稿は、拓殖大学政治経済研究所・平成15年度個人研究〔A〕の研究結果である。

(原稿最終受付 平成22年11月24日)

定量的比較民主化研究における 民主主義計測の特徴とその課題

Issues and Problems of Measuring Democracy in Quantitative Research of Comparative Democratization

小林 秀 高 (拓殖大学北海道短期大学)

1. はじめに

本稿の目的は、定量的な比較民主化研究¹において現在使用されている複数の「民主主義概念指標」を、第一に、それらが計測しようとしている民主主義の定義を整理し直し、第二に、比較的観点からその特徴を考察し、第三に、問題点の整理と考察を通じて今後の課題のいくつかを検討することである。

非民主主義体制はいつどのように民主主義体制へと移行するのか、そして新たに誕生した民主主義体制が安定し、定着するために必要な要因は何であるのかを検証しようとする研究は、第二次世界大戦以降の政治学の中心的な課題の一つであり、近年は各国の政策的な課題でもある。リップセット (Lipset 1959) を端緒の一つとするこれらの研究は、多くの試行錯誤を繰り返しながらも、その要因の間の因果関係を決定的には明確にすることなく、現在も継続中の論争的なテーマである (Huntington 1991; Lipset 1994; Przeworski et al. 2000; Acemoglu and Robinson 2006)。民主主義の概念を客観的に測定できるよう指標化し、その指標をもとに各国を比較分析しようとする定量的な比較民主化研究はこれらの一連の流れの中で進展してきた。

定量的な比較民主化研究の論争の中心の一つは、そもそも民主主義とは何であり、それらはどのように観察され、そして数値化することが出来るのか、すなわち、民主主義をどのように操作化可能な概念とするのかということであった。民主化を体制変動の一つのパターンとしてとらえ、各国に共通する民主化のパターンを分析しようとするならば、そこでは共通する民主主義の定義と、民主主義の進展を観察可能な数値として計測することが必要とされた。

上記の関心に基づき、本稿では次の第2節でまず現代の民主主義の理論を検討・整理する。その上で、民主主義指標の多くはシュンペーター流の最小定義ないしは、ダール流の実質的定義がもとになっていることを確認する。また同時に、従来同じカテゴリーに属するとされてきた最小定義と実質的定義を異なるカテゴリーとして分類し直す。第3節では、リップセット以降現在まで続く比較民主化研究の中で使用されてきたそれぞれの「民主主義指標」が民主主義の定義をどのように操作化し指標を作成してきたのかを検討し、第4節では各指標の特徴を整理

したうえで問題点の検討と考察を行う。

2. 民主主義の定義

各国の民主化を比較する定量的な研究は数多くあるが、その分析手法や独立変数は多様である。また、従属変数が同じ「民主主義」であってもその定義や内容は論者によって異なる。例えばプセットの分析において、民主主義とは「政府を交代させるための憲法的な規制が存在する政治システム」と定義された (Lipset 1959: 71)。ハンティントンは民主主義を「統治される国民による競争的選挙を通じて指導者を選抜すること」と定義し (Huntington 1991[邦訳 1995: 6])、シェヴォスキは「競争的な選挙によって政府の形成が行われる体制」と定義した (Przeworski et al. 2000: 19)。これらの論者は民主主義を選挙という点から定義している。一方でダイヤモンドらの研究では民主主義の実質的な側面が強調される。すなわち、上述の選挙に加え「個人および集団の自由が十分に守られ、国家から自律した市民社会や私生活が存在する」自由民主主義を民主主義の定義として採用する (Diamond 1999: 5)。同じく実質的側面を重視するビーサムは、「民主主義の中核は、集合的意志決定に対する人民の支配、もしくは人民による統制である」と主張する (Beetham 1999: 90)。

従属変数である「民主主義」が、すべて同じものとして定義されているならば異なる指標を使う必要はない。しかし、各研究では異なる民主主義の指標が使われ、様々な研究者が異なる民主主義の指標を開発している²。その理由は、論者により民主主義の定義は異なり、また似たような定義を用いていても、指標によって実際に計測している民主主義の「側面」が異なっているためであると考えられる。

この節では、比較民主化研究において検討されることの多い民主主義の概念と定義を検討・整理したうえで、民主主義指標との関係を考察する。比較民主化研究に関する議論の範囲内での民主主義の定義は、概念的に主に三つのカテゴリーに整理できると考える。第一は、民主主義の制度的な側面に着目した定義である。代表的に取り上げられるのはシュンペーターの定義であり、民主主義の最小定義 (minimal definition) とも呼ばれる。第二のカテゴリーは実際の民主主義の運用状況を加味した定義である。シュンペーターの定義の影響を受けたダールらが展開し、実質的定義 (substantive definition) と呼ばれる。第三のカテゴリーは、民主主義の規範理論 (normative theory) である。ここでは、民主主義のアイデンティティや、長期的な価値観の形成などの議論が含まれ、イングルハートやパットナムらが代表的な論者とされる³。この三つのカテゴリーにそって民主主義理論を整理する。また従来、シュンペーターが民主主義の最小定義を提唱し、それらが拡張され実質的定義へと進み、それらは総称して「民主主義の手続き的定義」であると理解されることが多いが (Diamond 1999: 7-13)、民主主義の指標化作成においては、最小定義を取るか実質的定義を取るかは、研究の目的が異なる別のカテゴリー

に属する問題であることも検討する。

最小定義

河野勝によれば、「アメリカを中心とした民主主義の経験実証主義的研究の土台は経済学者シュンペーターの『資本主義・社会主義・民主主義』である」（河野勝, 1999: 181-182）とされる。定量的比較民主化研究においても、民主主義の概念や定義の問題はシュンペーターから検討されることが多い。本稿においても、民主主義の定義を検討するにあたり、シュンペーターの最小定義の議論から始める。

シュンペーターの議論は、民主主義の「古典的定義」（classical definition）への批判から始まる。ここでいう古典的定義とは、民主主義の定義を「一般意志」や「公共善」の達成、すなわち規範的定義に求めることである。シュンペーターは、実現すべき「一般意志」や「公共善」は客観的に測定する事が困難であり、公共善というものは「内容が個々人や集団のあいだでおのおの異ならざるをえないといういっそう基本的な事実」（Schumpeter 1950: 251 [邦訳 1995: 401]）があるため、民主主義を公共善から定義することは出来ないと批判する。この点は、より理論的にはアローの不可能性定理でも指摘される。すなわち、アローは3つ以上の選択肢がある場合、民主制の条件をすべて満たす社会厚生関数は存在しないことを証明した。これらの議論の一つの含意は、民主主義を「一般意志」や「公共善」の実現と見なすことは、有意味ではないということである（Knutson 2010: 7）。

シュンペーターによれば、従来の民主主義理論は、民主主義が公益やよき統治、人民の意志といったある種の価値判断を前提としたところに成り立つ制度であると位置づけているとした。その特徴は選挙民が政治的決定に参加することを民主主義の第一義的な目的とし、選挙民が代表者を選ぶことは二義的な目的としているとされる。シュンペーターはこれを逆転し、選挙民が代表者を選ぶことを民主主義の第一義的な特徴とした。この利点は、君主制などの非民主主義体制と民主主義体制を明確に区別できることであるとする（河野勝, 1999）。

シュンペーターによる民主主義の定義は、候補者による「人民の得票を求めての自由な競争のための制度的装置」であるとし、人民による代表者の選択という観点からのものであった。そしてその条件として第一に全ての成人市民が選挙権を持つことと、第二に選挙は自由と平等を基礎として競争的であること、第三に選挙民が政府の主要構成員を決定することの三つをあげた（Schumpeter 1950: 274-275 [邦訳 1995: 436-438]）。

このシュンペーターの議論から導かれる民主主義の定義が民主主義の「最小定義」と呼ばれる。これは非民主主義体制と民主主義体制の区別をするための二分法的な定義である。制度的な装置という観点から政治体制を分類することにより、公益を実現している非民主主義体制と民主主義体制の違いが明確になる。この定義は、近年ではシェヴォスキらの研究において積極的に採用されている（Przeworski et al. 2000）。

実質的定義

最小定義は、民主主義体制と非民主主義体制の区別をすることが目的であった。しかし、選挙は民主主義の必要条件ではあるが、十分条件ではないとの批判は当然のものとしてあり得る。ダイヤモンドは選挙だけを民主主義の定義にしてしまえば、民主主義の他の要素が抜け落ちてしまう事を指摘する。またハンティントンという「第三の波の民主化」の後半以後、発展途上諸国における民主主義の急速な伸張が始まり、従来は目立たなかった「民主主義の多様化」が新たな争点として現れることになる⁴。最小定義をもとにした「選挙民主主義」と「実質的民主主義」の間のギャップが顕著になり、各国の民主主義の「違い」や「程度」を考慮に入れることの重要性が高まってきたのである（Diamond 1999: 9-10）。表1は、ダイヤモンドらの議論に基づき⁵、1950年～2000年までの民主主義国の数の推移をまとめたものである。

表1 20世紀後半の民主化状況（1950～2000年）

年	民主主義国	国家総数	国家総数に占める民主主義国の比率
1950	22	130	14.3%
1975	39	142	27.5%
1990	76	165	46.1%
1995	117	191	61.3%
2000	120	192	62.5%

出典：武田康裕（2001: 2）

表1によれば1950～1970年代まで民主主義体制は世界の少数派で、地域も限られていたが、1990年～2000年にかけて急速に数を増やし、今日では世界の約6割の諸国が民主主義体制を採用していることが見て取れる。新興諸国において多様な民主主義体制が観察される状況を捉えようとする関心から、比較民主化研究における民主主義の定義は、選挙以外の要素を取り込むことによって拡張されていくことになる。これらの拡張された民主主義の定義は、選挙以外の制度を定義に含むと同時に、制度の運用実態を考慮するところから実質的定義と呼ばれる。

ダールは、民主主義を支える制度的な要素をリスト化し、それらが実質的に達成されている体制のことをポリアーキーと定義した（Dahl 1971）。また、シュミッターとカールはダールの定義にさらに2つの要素を付け加え、9つの民主主義の制度的特徴をリスト化した（Schmitter and Karl 1993/2009）。まずはダールによる民主主義を支える条件を確認する⁶。

1. 憲法上、政策に関する政治的決定へのコントロールは、選挙によって選ばれた公職者に

与えられている。

2. 公職者は、抑圧のない定期的で公平に実施される選挙を通じて選ばれる。
3. 全ての成人は、選挙で投票する権利を実際に保持している。
4. 全ての成人は、公職の選挙に立候補する権利を実際に保持している。
5. 市民は、政治的な事柄に関して深刻な罰則無く自己の見解を表明する権利を保持している。
6. 市民は、多様な情報源から情報を得る権利を持っている。また、多様な情報源は法により保護されている。
7. 市民は、政党および利益団体などの組織や団体を独立して結成する権利を保持している。

ダールは、最小定義における競争的な選挙の実施に加え、表現および結社の自由、情報へのアクセスを民主主義の定義に加えたといえる。ダールの『ポリアーキー』が提唱されたのは1971年である。先に見たように、90年代に入り民主主義を取り巻く環境は大きく変わり、シュミッターとカールは、新興民主主義諸国の観察から、さらに二つ民主主義体制の条件を付け加えた。

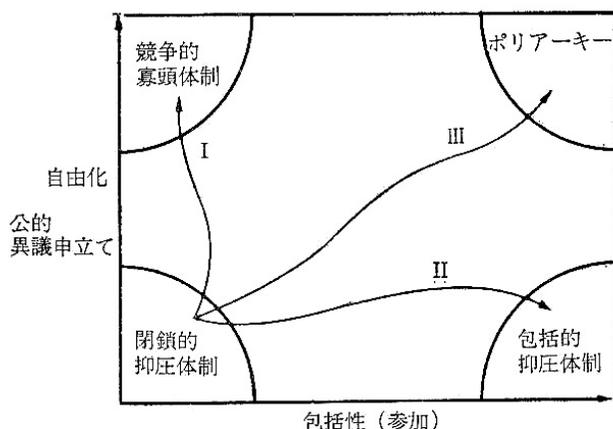
8. 人民の選挙で選ばれた公職者は、選挙を経っていない公職者によって、たとえ非公式であっても覆されることなく憲法に定められた権力を行使することが出来る。
9. 各国の政体は、他の政体よって強要されることなく独立して行動することが出来る (Schmitter and Karl 1993/2009: 9-10)。

これら9つの要素が、最小定義に対する民主主義の実質的定義と呼ばれる。大きくまとめると、第一は公職者を選ぶプロセスに関わるもの(2-4)、第二は政治的決定にいかんにか市民が参加できるか(1, 5-7)。そして、第三に政治権力が実際に適正に行使されるか(8)、すなわち法の支配が徹底されているかという政治の質に関する要素が加えられたものである。この第三の論点は、従来の安定した民主主義諸国では前提とされていた法治主義の概念が、新興民主主義諸国の観察から、民主主義の前提ではなく、一つの要素として捉えられていると考えられる。

実質的定義のもう一つの特徴として、「発展」の要素が組み込まれていることがあげられる。ダールは、これらの条件を支える根底にある「包括性」と「自由化」という二つの次元を検討した。ダールによれば、「包括性」があるといえるのは以下の3つの機会が存在する場合である。第一に、人々が自身の選好を形成し、第二に、個別もしくは集合行為によって市民や政府に対し自分の選好を表明し、第三に、政治の上で人々の選好が平等に扱われる機会である。言い換えれば、参加の機会が実質的にどの程度確保されているかを表す概念である。「自由化」とは、政府に異議申立てをするにあたって、平等に参加する権利がある人々の範囲を表す。また、この「自由化」という用語には、単なる選挙で投票することだけではなく、市民運動や政治活動への参加が含まれている。ダールはこの二つの次元はある程度独立しており、また各次元でポ

リアーキーの諸条件がどの程度達成されているのかを測定することによって、各国のポリアーキーの「発展」段階を測定可能であると考えた (Dahl 1971: 2-4)。図1はダールがポリアーキーと包括性および自由化の次元の関係を図示したものである。

図1 包括性・自由化とポリアーキー



出典：ダール (1981: 11, 図1・2)

横軸には包括性の程度、縦軸には自由化の程度を取っている。両者が高度に達成されている図の右上端がポリアーキーとされ、どちらも低い体制を閉鎖的抑圧体制としている。ある国家で、自由化が先行した改革が進んでいけば、その体制は競争的寡頭体制へと近づき、包括性が先行すれば包括的抑圧体制へと近づいていく。ダールは、この「体制が右上端へ向かう変化は何らかの形での民主化を表現している」とする。実質的民主主義の定義の特徴は、民主主義は段階的に進展するもので連続的に変化するととらえるか、または民主主義体制と非民主主義体制の間に中間的な体制を想定している事である。

実質的定義では、その他にも民主主義の要素として様々なものを想定する。フリーダムハウスでは民主主義を政治的権利と市民的自由の程度と考える。ボレンは民主主義をエリートの権力が最小化され、非エリートの権力が最大化される程度と定義する。ポリティIVは行政の公開性を定義に含む。ステパンとリンスの定義では経済社会の自由化の程度も民主主義の中に含まれる。そして、これらが一定程度達成された体制を「自由民主主義体制」とし、選挙は行われるが他の要素が一定水準を満たしていない体制を「準民主主義体制」ないしは何らかの「中間体制」として位置づける。これらの分類の妥当性に関しては、第4節で考察する。

規範理論

定量的な比較民主化研究において、規範論的な民主主義の定義というものは、あまり活発に

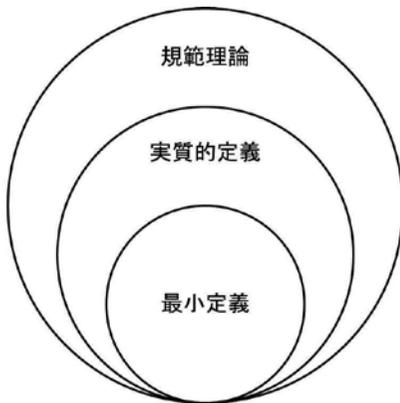
議論されていない。飯田の指摘によれば民主化の議論において、現代規範的民主主義理論は空白領域であったとされる。その理由として、第一に民主化理論そのものが実証研究者によって進められてきたことから、規範的要素への無関心があったこと、第二に民主化の議論は新興民主主義諸国の分析が主な対象である一方で、規範理論は先進地域に根ざした理論であったことを挙げている（飯田 2009: 1）。

指標化という観点から見ても、規範理論的な民主主義は対象が少し異なる。飯田の議論では、規範理論の代表的論者としてイングルハートやパトナムがあげられている。これらの論者は、民主化論の文脈では文化論に分類されるだろう。文化、すなわち人々の価値観やアイデンティティと民主主義の関係を対象とした議論である。イングルハートの議論では、世論調査のデータを利用し、教育程度や産業構造、人々の信頼感や満足度が人々の価値観にどのような影響を与えているかが分析される。そして、人々の信頼感や満足度の高さが民主主義に肯定的な影響を与えると議論される（Inglehart and Welzel 2005）。パトナムは、イタリア各州政府のパフォーマンスの違いを説明しようとした。そこでは、市民共同体、とりわけ市民の積極的参加の規範意識と市民のネットワークが各州の制度的パフォーマンスを説明するとした。社会における水平的な団体の活動が活発であれば、人々の信頼感が増加する。そしてその経験の蓄積をソーシャル・キャピタルと呼び、ソーシャル・キャピタルが強い地域では民主主義が機能しやすいと議論した（Putnam et al. 1993[邦訳 2001: 19-21]）。

これらの議論の特徴は、最小定義や実質的定義が民主主義そのものを定義していたことに対し、文化論では文化や価値観が、すでにある民主主義体制とどのように関連を持っているか、どんな要素が民主主義に影響を与えるかを議論している。民主主義の継続や機能に望ましい要因・条件の考察がその中心であり、定義の目的にも、最小定義や実質的定義と比べると相違があるといえるだろう。また、体制分類という観点からは、積極的に分類を行うというよりは、民主主義の連続的な程度を想定し、よりよい民主主義体制の状態を考察の対象としている。

これまで、比較民主化研究における民主主義の定義に関して筆者なりの整理を行ってきた。比較民主化研究における民主主義の定義は、民主主義の制度に着目し、特に選挙がその中で大きな位置を占めていた。しかし今日、独裁体制や権威主義体制の下でも選挙が行われていることは多数観察される場所であり、新興民主主義国においては選挙結果自体の信頼性に疑惑もたれる事例も存在する⁷。そのため形式的な制度だけではなく、「自由化」や「参加」という形で、選挙のプロセスや法の支配、そして市民の政治参加という条件がどの程度実現されているかを測る軸として設定されている。さらには市民が参加や価値観の変化によって民主主義が深化していく、規範的要素も考察の対象となっている。図2はここで整理した最小定義、実質的定義、規範理論の包摂関係を図示したものである。

図2 民主主義理論の包摂関係



出典：本稿の議論をもとに筆者作成

実質的定義の中には最小定義が含まれるし、規範理論の中には実質的定義が含まれる。その逆は成立しない。定義の包括性から見れば、最小定義は一般的に認識される民主主義の実態を表しているかという面では不十分であるといえるだろうし、そのような指摘も従来されてきた。しかし、民主主義を定義する目的から見ると、各定義はそれぞれ異なった目的を持っている。表2は各定義の目的をまとめたものである。

表2 民主主義の定義と目的

定義	目的	体制分類の特徴
最小定義	民主主義と非民主主義の区別	民主主義体制と非民主主義体制
実質的定義	民主主義の多様な側面の測定	非民主主義体制から民主主義体制への段階的・連続的变化
規範理論	民主主義を支える価値観・意識の測定	民主主義の深化

出典：本稿の議論をもとに筆者作成

最小定義は、民主主義体制と非民主主義体制を区別することにその目的がある。実質的定義は民主主義の程度の測定にその目的があるといえる。そして、規範理論では民主主義に望ましい価値観を考えることにその目的がある。また、定義は体制をどのように分類するのかにも違いがある。最小定義は民主主義体制と非民主主義体制を区別する。実質的定義では、発展という観点から、非民主主義体制から民主主義体制への段階的・連続的な変化を考慮している。規範理論では体制の分類というよりは、よりよい民主主義体制の状態を考察の対象とする。

図2および表2から見ると、最小定義は含まれる概念は少ないがそれだけ定義は明確であり、体制の分類も、多様性はないが明確に行うことが出来る。実質定義ではより多様な概念が反映

され、体制内での変化も検討の対象となる。規範理論では定義はさらに多様化されるが、体制の分類という視点は含まれない。民主主義の実態を見る際には様々な要素を検討することは重要であるが、分析の際の因果関係の明確化という観点では定義は明確で、含まれる要素は少ない方がよいとされる。この問題に関しては第4節で検討する。

3. 民主主義指標

民主主義を指標化するということは、第2節で検討された民主主義の定義を測定可能な概念に操作化し、実際に測定し、それを数値に変換することである。第3節では比較民主化研究で使用されることが多い民主主義指標をいくつか取り上げ、各指標において民主主義の定義がどのように操作化され、数値に変換されているかを考察する⁸。

表3はこれまで比較民主化研究で使われてきた主要な民主主義指標の一覧である⁹。ここに掲載した指標は、一地域に限定せずに世界各国から幅広くサンプルをとり、より一般的な民主主義の比較を行おうとするものを中心としている。これらの指標全てに関して詳細な比較検討を行うことは筆者の能力を超えるものであるため、この節では全体的な概要を確認した後、指標化にあたっての論点が特徴的に現れているボレン、フリーダムハウス、Polity、ヴァンハネン、シェヴォスキらの指標を中心に論ずることとする。

表3 主要な民主主義指標

研究者・プロジェクト	対象国	対象年	分類概念
Przeworski	141	1950-1990	二分法
Arat	152	1948-1982	連続的
Bollen	113	1960, 1965, 1980	連続的
Coppedge and Reinicke	170	1985	連続的
EIU	167	2006-	連続的
Gasiorowski	97	独立以降-1992(1998)	段階的
Hadenius	132	1988	連続的
Freedom House	193	1973-	段階的
Polity VI	163	1800-2008	連続的
Vanhanen	170	1999-2001	連続的

出典：Munk and Verkuilen (2002) を元に筆者が追加・修正を行った

ここではまず全体に共通する特徴について議論を整理する。どの指標にも共通するのは、必ず制度的な要因が含まれることである。とくに、最小定義で言及される選挙に関しては必ず要

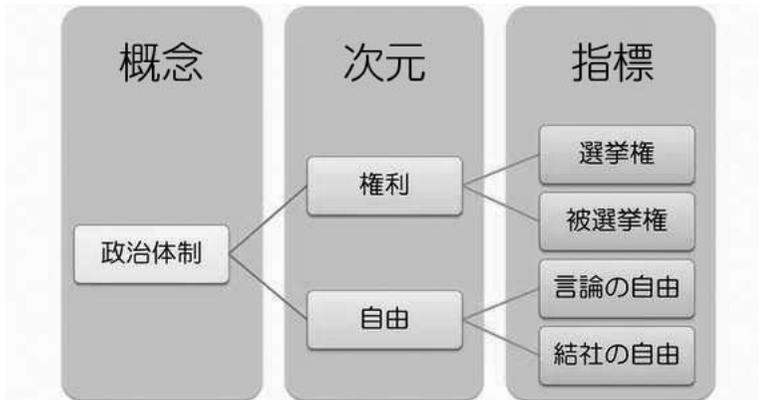
素として組み込まれている。各指標で選挙が民主主義の必要条件であると考えられている証と捉えられるが、その比重や取り上げ方は指標により異なる。その他の全体的な特徴としては、第一にデータの観察期間があげられる。ガーラのPolity VI(1800年～1999年)を除いた他のデータは第二次世界大戦以後に期間が限定されている。ボレン(1960年)、コペッジとライニッケ(1985年)、ハデニウス(1988年)らの研究は単年度の国家横断的な研究である。また、一定期間を扱っているものではシェヴォスキ(1950年～2000年)、EIU(2006年～)、フリーダムハウス(1973年～)などがあげられる。このことは、民主主義の測定という研究動機が、第二次世界大戦後、1950～60年代にかけての旧植民地諸国の独立と、1973年以降の『第三の波の民主化』により高まってきたことがその理由として考えられるだろう。

第二の特徴は対象国である。ここで取り上げている指標はいずれも、国家間の比較を意識し数多くの国家を取り上げている。とくに、フリーダムハウスやポリティIVはもっとも包括的な指標として言及されることが多い。しかし、当然国によって手に入る資料やデータの量および信頼性には違いがある。様々な要素について大規模なデータを収集しようとすれば、国によってその指標の信頼性に差が出てしまう事には留意しなければならない。ただし、これらの指標の中で、アラットとガシオロスキの研究では、指標化の対象国が発展途上諸国に限定されている(Arat 1991; Gasiorowski 1996)。この点に関して、第二次世界大戦後の世界での民主化の進展が背景にあると考えられる。しかし、対象を途上国に限定してしまうことは政治体制の分類という観点からすれば範囲を狭く限定することになる。また、民主主義の指標化という点では、途上国と先進国の民主主義が異なる論理に基づいているものという前提をおいていると考えられる。

第三の特徴は民主主義概念のとらえ方である。ほとんどの指標では民主主義の概念を連続的な値として考えている。例えば、ボレンやヴァンハネンは0～100の値で民主主義を測定し、高いほど民主主義が進展していると考え、その対極にあるのが二分法的な分類であり、シェヴォスキらのデータは民主主義体制か非民主主義体制かという2つの値に体制を分類している。ガシオロスキは民主主義、準民主主義、非民主主義の3つに体制を分類し、どのタイミングでどの体制に移行したかをコーディングしている点で段階的といえる。フリーダムハウスの指標も連続的な指標として分析されることもあるが、政治体制を最終的に「自由」「部分的自由」「不自由」との3段階に評価していることから段階的の分類といえるだろう。民主主義の定義を整理する際に考察したように、民主主義の定義の目的と体制分類の間には関連がある。定義と体制分類の問題についても第4節で考察する。

第四の特徴は、いずれの指標も概念の構成が類似性を持っていることである。すなわち、民主主義という政治体制の「概念」を測るにあたって、政治体制を構成する「次元」(dimensions)を想定し、その次元を測定するための「指標」(indicators)を設定している。図の3は概念構成を図示したものである。

図3 指標の構成概念図



出典：本稿の議論をもとに筆者作成

各「指標」は計測のための具体的な要素であり、観察者は指標に従ってデータを収集する。各指標を集計したものが「次元」を構成する。集計された次元が複数である場合はその次元の合計の値によって体制を分類するか、民主主義の程度とする。例えば、ある民主主義指標において、民主主義は「権利」と「自由」という2つの「次元」からなると想定する。権利の次元には具体的な計測をするための指標である「選挙権」と「被選挙権」があり、自由の次元に「言論の自由」と「結社の自由」が設定されている。指標化には、選挙権などの個別の指標をコード化し、次元ごとに足しあわせていくことになる。

次に、各指標の具体的な内容を検討する。

フリーダムハウス指標 (Freedom House Index)

フリーダムハウスはアメリカを拠点とする NGO であり、文化人類学者のガスタイルらが中心となり設立された。1972 年から世界各国の自由度の測定を行い、年に一回報告書を刊行している (Gastil 1991)。フリーダムハウスが作成している指標は政治体制の「自由度」を測るものであり民主主義の測定をしているわけではない。しかし、ヴァンハネンによれば「民主主義の程度を測定する多くの研究で使用され」(Vanhanen 2003: 51) しており、ダイヤモンドは「自由民主主義のもっとも有用な実証的指標である」(Diamond 1999: 12) と評価していることから、民主主義を測定する指標として認識されている。

フリーダムハウス指標では、「政治的権利」(political rights) と「市民的自由」(civil liberties) という2つの次元が設定され、それぞれを1から7の数値で示す。各次元で1がもっとも高く内容が達成されていることを表す。そして、2つの値の平均値によって各国の体制の自由度を分類する。1から2.5を「自由」(free)、3から5を「部分的自由」(partly free)、5.5から7を「不自由」な体制とする。指標の詳細は後述するが、その内容からフリーダムハウス

指標は民主主義の実質的定義に基づく指標であるといえるだろう。そのため体制分類上も、「自由」に分類される体制は民主主義体制とみなされ、「部分的自由」の諸国は何らかの中間体制として分類される。そして、「不自由」な体制は非民主主義体制である。

この指標の長所であり、批判点でもあるのはそのコーディングの幅広さと手順である。「政治的権利」はさらに1. 選挙過程, 2. 政治的多元主義と参加, 3. 政府の機能の3つのサブカテゴリーを持ち, さらにサブカテゴリーごとの3から4つの詳細なチェック項目によって数値を計測する。「市民的自由」は4. 表現および信念の自由, 5. 結社の権利, 6. 法の支配, 7. 個人の自律と人権の4つのサブカテゴリーを持ち, 同じくサブカテゴリーごとに3から4つのチェック項目がある。それぞれのチェック項目を0から4点で評価し, 次元に属する項目の合計点数に応じて1から7までの評価を付ける。評価は, 60人程度のメンバーが各国のニュースや新聞, NGOやシンクタンク, 現地の専門家などから集めた情報によって行われる(Puddington 2009: 877-895)¹⁰。

以上のことから, 次のような批判が考えられる。第一に, 193カ国という非常に幅広い国家の体制を多岐にわたる情報から評価するため, 国によって情報の質の差が大きく, また評価者の主観の入る余地が大きい。ここで取り上げるフリーダムハウス以外の指標では, 可能な限り客観的に評価できる試料や数値のみを利用するケースが多く, 評価者の主観が反映される場合はどのような評価に基づいているのかをある程度明確にする。フリーダムハウスの指標は具体的なコード化の手順を明らかにしていないため, その点を明らかにすることが困難である。第二の批判としては, その特徴でもある下位の評価項目の幅広さから, 最終的に合成された指標の解釈の困難さである。「政治的権利」に関しては10のチェック項目0から40点を, 「市民的自由」に関しては15チェック項目0から60点の点数を最終的なスコア1から7に割り当てている。表4はチェック項目ごとのスコアの割り当て方式である。

表4 フリーダムハウス指標の計測方法

政治的権利		市民的自由	
合計得点	評価	合計得点	評価
36-40	1	53-60	1
35-35	2	44-52	2
24-29	3	35-43	3
18-23	4	26-34	4
12-17	5	17-25	5
6-11	6	8-16	6
0-5	7	0-7	7

出典：(Puddington 2009: 895) を一部編集

サブカテゴリーごとの点数が公表されていれば、選挙過程の評価は高いが、法の支配が低いなどある程度数値の解釈は可能になるが、現状では公開されていない。

ヴァンハネンの民主主義指標 (Index of Democratization)

ヴァンハネンの民主主義指標は他の指標と比べて直感的である。ヴァンハネンによる民主主義の理解は最小定義を基本とし、選挙をその中心に据えているが、制度ではなく選挙結果という実態を値として利用しているところから、実質的定義の要素も加味されているといえる。

ヴァンハネンは各国の選挙結果のデータを「競争」(competitiveness)と「参加」(participation)という二つの次元から考察する。「競争」は選挙における最大政党の得票率を元に計算する。得票率が入手できない場合は議会における議席率を使う。計算方法は単純で、100から最大政党の得票率(議席率)を引いたものである。「参加」は選挙において全人口に対する選挙当日の投票者の割合で測られる。これらの数値は0から100の値で測定される。「競争」の次元では、最大政党の得票率および議席率が高ければ高いほど数値は低くなり、競争性が低いと解釈される。一方で最大政党の得票率が低く、野党第一党やその他の政党の得票率が一定程度あれば値は高くなり競争性は高いと判断される。「参加」の次元では、選挙日に投票に参加した人が多ければ多いほど参加の値も高くなり、民主主義の程度が高いと解釈される。(Vanhanen 2003: 56)。また、選挙が実施されていても複数政党制が採用されていないか、選挙のない体制は「競争」も「参加」もゼロとみなされる。また、体制の分類という観点から、ヴァンハネンは競争の値が最低30以上かつ参加の値が最低10以上で、合計50以上の体制を民主主義体制と分類する。ヴァンハネンはこの指標の利点を、比較的正確で信頼性のある公式統計から計測可能であり、主観的な判断の必要が無いことであると主張する。同時に、民主主義を測る際に複雑な、そして多数のデータを使用することは主観的評価に依存しすぎることになると指摘する(Vanhanen 2003: 49-53)。これは暗にフリーダムハウスへの批判と考えることが出来るだろう。

確かにこの2つの数値は計算も簡易で明確であるが、次のような疑問が生じる。参加の次元では、義務投票制を採用しているオーストラリアの様な国々と、義務のない国の相違がどのように反映されるのかが現れてこない。また、競争の次元を考えれば、議席率や得票率は各国の選挙制度に大きく依存する。小選挙区制の国であれば、制度的に第一党の議席は過大に評価される事態がしばしば生じる。一方で比例代表制が採用されていれば、第二党、第三党の得票率は上がりやすい。これらを考えると、制度の違いが民主主義の程度の違いとして反映される割合の高い指標であるといえるだろう。ムンクとヴェルクイレンは、ヴァンハネンが主観的指標と客観的指標の対比を誇張することによって、「客観的」指標を選択することの主観的判断にあまり注意が払われていないことを指摘する。また、最大政党の得票率や人口に対する投票率は「競争」および「参加」を表す一側面に過ぎず、指標の測定にバイアスを持ち込むことになるとも批判する(Munck and Verkuilen 2002: 16-17)。

Polity VI

Polity データはもともと政治体制の耐久性を計測する目的で作られ、1800年から多くの諸国のデータが集められているところに特徴がある。国家横断的な時系列データとしては最大のものといえる。1974年のガーの研究で Polity I が使用されたのちデータの拡張が続けられ、現在は Polity VI が公開されている。Polity は民主主義の定義として制度を重視する。選挙、行政府の権限の抑止、市民の自由を民主主義の要素と考える点で、実質的定義に属すると考えられる。Polity の特徴は「制度化された民主主義」(institutionalized democracy) と「制度化された権威主義」(institutionalized autocracy) の両方の値がコード化されていることである。ヨーロッパの民主化の過程では、民主的な要素が徐々に拡大していく中で、権威主義的な要素は徐々に浸食されていった。すなわち、政治制度は民主的な要素と権威主義的な要素それぞれが同時に存在すると考えられる (Marshall and Jaggers 2009)。

Polity では民主主義は3つの次元から構成されると考える。第一は、市民が政策や政治指導者に関して自己の見解を効果的に表明できる制度と手続が存在すること、第二は、政府の権力の行使を抑制する制度が存在すること、第三は、日常生活や政治参加で全ての市民の自由が保障されていることである。そして、これらを測る指標を 1. 政治参加の競争性 (0～3点)、2. 行政府選出の公開性 (0～1点)、3. 行政府選出の競争性 (0～2点)、4. 行政府の長の抑制 (0～4点) の合計点 0～10点 で評価する。一方で、権威主義の特徴を政治的競争と政治的自由の欠如とした。そして権威主義を測る指標を 1. 行政府選出の競争性 (0～2点)、2. 行政府選出の公開性 (0～1点)、3. 行政府の長の制限 (0～3点)、4. 参加の規制 (0～2点)、5. 参加の競争性の (0～2点) の合計点 10点 で評価した。民主主義を測る指標とほぼ同様の項目であるが、そのチェック項目が逆の内容になる。例えば、2の行政府選出の公開性に関して、民主主義の指標では「選挙」であれば1点であるが、権威主義の指標では指名であれば1点という付け方をしている (Marshall and Jaggers 2009: 12-15)。Polity VI では、この2つのスコアを合成し「民主主義体制」(DEMOC) から「権威主義体制」(AUTOC) の値を引いたものを「民主主義の指標」(POLITY) としている。つまり、+10がもっとも民主的な体制で、-10がもっとも権威的な体制となる。体制分類では、7以上を民主主義体制、1～6を部分的な民主主義体制、0以下を権威主義体制と分類する。

Polity は、前節で述べた民主主義の定義からすると、制度を中心とした実質的定義の指標といえる。他方で、Polity が計測するのは、例えば行政府への規制などが中心のエリート側を対象とした制度であり、市民側の参加などを評価する指標は組み込まれていないため、実質的定義の観点からすると不十分であると考えられる。また、複数の指標を組み合わせてそれを合計している指標であるため、フリーダムハウス指標の二つ目の批判点、すなわち合計した指標の解釈が問題になる。しかし、各次元を計測値もデータとして利用可能である点はフリーダムハウスの指標と異なり、Polity の計測値ではなく、各次元の値を変数として分析に利用することが出来る。

ボレンの民主主義指標 (Political Democracy and Liberal Democracy Index)

ボレンは政治的民主主義を「エリートの政治権力が最小化され、非エリートの政治権力が最大化される程度」と定義した。そして民主主義を「政治的主権」(political sovereignty)と「政治的自由」(political liberties)という2つの次元を6つの指標で計測した。6つの指標は1. 報道の自由 (press freedom), 2. 批判的集団の自由 (freedom of group opposition), 3. 政府による抑圧 (government sanctions) の頻度の3つを「政治的自由」の指標として、4. 選挙の公平性 (fairness of elections), 5. 行政府選出過程 (executive selection) の公開性, 6. 議会選出過程 (legislative selection) の公開性を「政治的主権」の指標とした。この意味で、ボレンは民主主義の実質的定義を採用しているということが出来る (Bollen 1980: 375-377)。

指標の大部分は、アーサー・バンクス¹¹の“Cross National Time-Series Data Archive”の政治変数のデータからコーディングされている。細かな尺度はデータを確認する必要があるが、例えば報道の自由は、ニュース報道などに対し政府が通常実行するコントロールの程度を9点の尺度で測る。一方で政府による抑圧は、人々の政治活動に対して政府が行った抑圧の件数をカウントしている。各次元の合計は0～100になるように測定され、その平均値を民主主義の度合として使用している (Bollen 1980: 375-376)。

彼の指標に対する批判は、ポリティと同様に主に民主主義の次元が実質的に1つしかないことである。コペッジによれば政治的主権と政治的自由はどちらもエリート側に属する次元であり、民主主義の全体像を捉えるには不十分であるとされる (Coppedge et al. 2008)。コペッジはダール流の民主主義の実質的定義に依拠する立場であるが、ボレンの定義はエリート側の制度的な側面を構成要素として抽出したものであり、もう一方の次元である参加の側面が必要であると批判する。この批判に対し、ボレンは「民主的ルール」を次元に加えた「自由民主主義指標」(Liberal Democracy Index)を作成したが、測定誤差等の問題から従来の指標に「立法府の選挙」を加えただけでこの問題に明確な対応はできていない (Bollen 1993)。

また、政治体制の分類という観点から見たとき、ボレンは民主主義の程度を0～100で示すのみであり、体制を分類する基準を設けていない。

シェヴォスキらの民主主義指標 (Przeworski et al. 2000)

シェヴォスキらは、民主主義を「競争的な選挙によって政府の形成が行われる体制」と定義する (Przeworski et al. 2000: 19)。この定義からも分かるように、彼らの主要な要素は選挙であり、シュンペーターの主張した民主主義の最小定義に合致する。民主主義を計測する次元は競争的政権交代であり、次の3つの指標で測られる。1. 行政府の長は選挙によって選ばなければならない、2. 議会は選挙によって選ばなければならない、3. 複数の政党が存在しなければならない。これらの3つがすべて満たされる体制が民主主義体制であり、一つでも満たされない場合は独裁制と分類される。また次の3つの条件を民主主義体制の必要条件とする。

すなわち、選挙前にはその結果が決まっていない「事前の不確実性」(*Ex ante uncertainty*), 選挙での勝者が実際に職務に就く「事後の不可逆性」(*Ex post irreversibility*), そして上記二つの条件を満たす選挙が繰り返す、定期的実施される「繰り返し性」(Repeatability)である (Przeworski 1991).

すでに指摘したように、シェヴォスキらの依拠する最小定義では、民主主義を客観的に観察可能にし、民主主義体制と非民主主義体制を明確に区別することを目的としている。データ作成のための指標は各国および国際機関の公式統計を利用している¹²。

シェヴォスキらは「競争」が確保されるためにはある程度の政治的自由は必要条件であるが、民主主義は、自由や人権といった用語で十分に定義することは出来ないと指摘する。また、ダールなどの強調した「参加」の次元を意図的に排除する。その理由は、人々の参加と民主主義の関連性である。例えば、日本においてはほぼ全ての成人は選挙権を保持しているが、実際には5～6割前後の市民しか投票には参加していない。政治的自由がほぼ認められているにもかかわらず、他の形態の政治参加率はさらに低い。シェヴォスキらは、人々の参加率が低かったとしても、競争的な選挙が行われていれば人々の多様な利益は反映されるため、民主主義の定義としては選挙が重要であることを強調する。

民主化研究という観点からは、この指標が含む民主主義の要素が少ないとの批判はあり得るだろう。上記の定義に従えばここでは民主主義の程度や、民主主義の進展という観点は除外されている。その意味で、民主主義体制の間の違いは考慮されない。第2節で見たように、この批判は定義の目的や分析上の便宜を考慮する必要がある。最小定義と実質的定義の関係に関しては、第4節でさらに考察する。

ガシオロスキの民主主義指標 (Political Regime Change Data set)¹³

ガシオロスキの民主主義の定義は、ダールのポリアーキーに依拠している。その意味で実質的定義に基づくといえる。また、ガシオロスキの指標は当初から民主主義体制の定着が念頭におかれた上でコード化されている。ガシオロスキは政治体制を4つのカテゴリーに分け、権威主義体制と民主主義体制の間に中間体制を想定して政治体制を分類している。その分類は、1. 「民主主義体制」(Democratic regime), 2. 「準民主主義体制」(Semi-democratic regime), 3. 「権威主義体制」(Authoritarian regime), 4. 「移行体制」(Transitional Regime)である。そしてそれぞれの体制を定義に基づいて、各国別に体制の評価を行う。

ガシオロスキの定義では、民主主義体制は「1. 有効な行政権を求めての、定期的かつ暴力を伴わない実質的な競争が個人および集団間に存在し、2. 指導者および政策の決定に際して、いかなる社会集団も除外されない包括的な政治参加が存在し、3. 完全な政治的競争と参加を保証するために十分な水準の市民的および政治的自由が存在する」体制である。準民主主義体制は「実質的な政治的競争と自由は存在するが、そこでは選ばれた公職者の権力は非常に制限

され、選挙における自由と公正さが怪しいため、選挙結果は人々の選好からかなり逸脱している。あるいは市民のおよび政治的自由が制限されているため、人々は自らの政治的志向や利益を組織化ないし表明することができない」体制と定義する。そして権威主義体制は「政治的競争も自由もほとんどないし、まったく存在しない」(Gasiorowski 1996: 471) 体制と定義する。ガシオロスキは、民主主義の次元として「競争」「参加」「自由」の3つを想定しているが、それらを具体的に測定する指標に関しては言及されていない。データの計測は *Keesing's Record of World Events* 等のニュースや歴史資料を基に行われている。

ガシオロスキの指標の特徴は、まず民主主義を数値で計測するのではなく、体制の変動をコード化していることである。その意味でカテゴリデータといえる。そして権威主義体制民主主義体制の間は連続的に発展するのではなく、中間的な段階を経て移行していくと考えにもとづいて作成されていることである。また、データの開始時期が近代化ないしは独立以後という基準を設け、アフガニスタンやネパールは17世紀から指標に加えられている。一方で、データのコーディングの際の具体的な指標や手順が明記されていないことは、データの解釈の際に問題となると考えられる。

これまで、民主主義指標がどのように作られ、それぞれがどのような特徴を持っているのかを見てきた。次の節ではこれらの指標の特徴の比較検討と考察を行う。

4. 民主主義指標の比較と考察

これまで、民主主義理論の検討と定義の整理、そして民主主義指標と定義の関係を検討・整理してきた。この節では、今まで整理検討してきた民主主義指標の性質から考えられる課題として、指標が定義と整合性を持っているか、民主主義と非民主主義の違いをどのように表すか、最後に連続的な指標と二分法的な指標に関する考察を行う。

表5は第3節で取り上げた民主主義指標を比較した一覧である。表には各研究プロジェクトが民主主義をどのような概念で測っているのかの次元、概念を計測している指標、計測している対象は何か、そして具体的な値を記載した。

表5 民主主義指標の比較

プロジェクト	民主主義の次元	指標	計測 ¹⁴	値
Freedom House	政治的権利	選挙過程	制度・実態	1～7
		政府の機能		
		政治的多元主義と参加		
	市民的自由	表現および信念の自由	制度・実態	
		結社の権利		
		法の支配		
		個人の自律		
Vanhanen	競争	二位以下政党の得票率（議席率）	実態	0～100
	参加	人口比の投票率	実態	
Polity VI	表現の自由	政治参加の競争性	制度	-10～10
	市民の自由			
	政府権力の抑制	行政府選出の公開性		
		行政府選出の競争性		
行政府の長の制限				
Bollen	政治的主権	報道の自由	制度	0～100
		批判的集団の自由		
		政府制裁の頻度		
	政治的自由	選挙の公平性	制度	
		行政府選出過程の公開性		
		議会選出過程の公開性		
Przeworski	競争的政権交代	行政府の選挙	制度	二分法
		立法府の選挙		
		複数政党の存在		
Gasiorowski	競争	個別の指標は明確にされていない	制度・実態	カテゴリー
	参加			
	市民的自由			

出典：(Gasiorowski 1996; Puddington 2009; Vanhanen 2003; Marshall and Jagers 2009; Bollen 1991; Przeworski et al. 2000) より筆者作成

本稿で取り上げた指標を民主主義の定義から分類すれば、最小定義に基づく指標はシェヴォスキらの指標のみである。フリーダムハウス、ヴァンハネン、Polity、ボレン、ガシオロスキの各指標は実質的定義に基づく分類であるだろう。しかし同時に、Polity およびボレンの指標

は、実質的定義の立場からは、指標に含まれる要素が不十分であるとの批判を受けている。両者の指標は主に「競争」という観点からのエリート側の制度に関する指標化であるとの批判である。Polityには「市民の自由」という次元があるが、具体的な計測指標は政治参加の競争性を測るもので、制度的な要素を計測しているだけであり、包括性の概念を含んでいない。また、規範理論的な観点を重視した指標は今のところ現れていない。

ほとんどの指標は、第一に制度的な要素の観察からコード化を行っている。Polity、ボレン、シェヴォスキらの指標には各国でそれらの制度がどのように機能しているかの評価は含まれていない。一方で、実態を計測しているのは、フリーダムハウス、ヴァンハネン、そしてガシオロススキの指標である。ヴァンハネンは公式統計で集計された値を民主主義を表す実態として採用しており、制度的な要素が加味されていないところが他の指標と異なる。フリーダムハウスでは、ニュース報道や現地の専門家、NGO、場合によってはプロジェクトチームを送って実態を調べる。政治的権利の指標の1つである選挙過程をとっても、制度が確立しているかと同時に、実際に運用段階で適切に選挙が実行されているかもチェックする。例えば、チェック項目の中には「立候補者は選挙活動を通じて圧力を受けることなく発言し、市民集会を開き、メディアに出演しているか」(Puddington 2009: 884)との、実際に有効な選挙活動が出来ているかを確認するものが複数含まれている。ガシオロススキの指標はこの収集法を明示していないが、ニュースなどをデータソースに利用しているところから同じような性質を持っていると考えられる。このような項目はそれを評価する人物の主観に影響されること、そして国によって入手できるデータに差があることに留意が必要であるだろう。

民主主義の定義と指標の計測

概念化や理論化というのはしばしば地図にたとえられる。地図の目的の一つは、目的地にたどり着くために現実から不必要な要素を除外し、ある程度の単純化をすることによって目的の達成を容易にすることである。しかし要素を省きすぎ、必要な道や目印を除外してしまえば、目的地への到達は困難になる。民主主義を実際にどのように計測するかも同様であると考えられるだろう。現実の社会で運営されている民主主義体制の要素を包括的に捉えようとすればするほど、その指標は現実の社会の複雑さや、各体制の個別の要素などが入り込み、分析のための利用に困難をきたす。また一方で、あまりに情報量が少なすぎれば、その指標は民主主義のごく一部の要素を表すだけとなり、単一の指標としては不十分になってしまう。各研究プロジェクトは、そのよって立つ理論に基づきつつ、概念と計測のバランスを取りながら指標を進めている。その前提の上で、各指標を比較しながらその特徴を考察する。

フリーダムハウスの指標には、チェック項目の過多から詰め込みすぎであるとの批判がなされる。すなわち、計測する項目が非常に多岐にわたり、また制度だけではなく実際の運用面の調査も行われることから、様々な概念が混在しているのではないかとの批判である。シュ

ナイダーとシュミッターは2004年の論文で民主主義の概念とそれ以外の概念を明確に分けることを主張する。すなわち、法の支配や政治的自由主義、社会正義、社会の安全といった概念は、政治過程における民主制と混同されるべきではないというものである (Schneider and Schmitter 2004)。これらの概念は、ヨーロッパの民主主義の歴史を振り返れば切り離すことの難しい概念ではあるが、新興民主主義諸国の発展形態が、ヨーロッパ諸国の発展形態とは異なっている点で留意する必要がある論点である¹⁵。

この点に関して、ロスとシンは次のように論じている。第三の波によって民主化した諸国には、近代国家の制度が確立していなかった。ここでの近代国家の制度とは、法の支配と市民社会の制度、貴族議会への水平的アカウントビリティである。彼らによれば、「民主化の第一の波」で民主化した諸国は近代国家の制度を確立した後に、自由で競争的な選挙制度が導入されたために、民主主義は定着した。反対に、第三の波で民主化した諸国は、近代国家の制度が確立していない状況で競合的な選挙が導入されている状態である (Rose and Shin 2001: 331-333)。そのため、しばしば民主主義の要素と近代化の要素が混同されてしまうことになる。また、ムンクは法の支配と民主主義がきわめて重なり合っている概念であることを了解した上で、二つの異なる要素が存在するため分けて考える必要があると論じる。彼が指摘する異なる要素とは、第一に、法の支配という概念には、自由主義的立憲主義に由来する、国家権力への潜在的な批判という要素があること。そして第二に、法の支配には、政治過程への参加を要素とする民主主義とは異なり、自由や平等といった価値観に基づく結果を保障する概念であることをあげている (Munck 2009: 124)。

シュナイダーとシュミッターおよびロスとシン、ムンクの議論は、第三の波の以降に民主化した諸国と、伝統的な民主主義諸国の間の民主主義の定義が異なるものであると指摘するものではない。彼らの指摘は、民主化が進展するパターンに相違があるため、民主主義の実質的定義の立場から、政治発展に関わる概念を分類して考察することと、民主主義の要素を絞り込む必要性を論じたものであるといえるだろう。

民主主義の制度が実際に運用されているかどうかは重要であるが、実態の観察を指標に組み込む場合には注意が必要である。ヴァンハネンの指標で使われている得票率や投票率は、極めて具体的で入手しやすいため、客観性を担保するに適したデータである。しかし、得票率や投票率は様々な制度や社会的構造や要因の結果であり、それを民主主義の指標としてしまえば、何が民主主義であり何が民主主義ではないのかという概念の区別にとって有益な指標とはならないであろう。ガシオロスキのデータは、計測指標が明確ではないため単純に評価は出来ないが、「自由」の項目が入っていることや、データソースとしてニュースなどを使っていることから、フリーダムハウスと同様の問題点を抱えていると考えられる。

ボレンの指標も体制の制度的側面に着目している。また、シェヴォスキらと異なり0～100という連続的な指標を用いているため、民主主義体制間の違いを計測することも可能である。ボレンのデータは先に見たように、すでに他の研究者などによって集計されているデータを

再計算しているものである。確かに、民主主義の制度的側面を連続的な指標として表しているが、例えば「選挙の公平性」をみると、その内容は「選挙において汚職や強制が行われない程度」(Bollen 1980: 367)で計測している。また、その他にも政府による抑圧が行われた数など、制度的な側面を計測している一方で、観察者の主観的な判断やメディアなどの報道量の過多によって影響を受ける指標を使うことはその長所を減じることになると考えられる。

Polity VI もデータは過去の研究業績から収集している。しかし、コーディングには極力主観的な判断が入らないような配慮がされている。制度的民主主義／権威主義を測るための指標は、当てはまるかどうかを単純にチェックするだけで済むようになっており、コーディング作業はその国の憲法および各地域専門家の学術資料にもとづいてなされる。

民主主義の定義と指標の関係に関しては、シェヴォスキらのデータは明確である。民主主義の次元を競争に限定し、計測対象も単純化したため、その指標が何を意味しているかは非常に分かりやすく明確である。彼らの指標は、行政府の選出と立法府の選出が、複数政党が参加する選挙で行われているかどうかである。しかし彼らのデータはその単純さという理由から、民主主義内部の相違を検討することは出来ない。例えば、シェヴォスキらがコーディングをしている1990年までのデータによれば、パプア・ニューギニアとスウェーデンはどちらも定義の上で民主主義体制と分類される。しかし、フリーダムハウスの同年のデータによれば、パプア・ニューギニアは「政治的権利」と「市民的自由」の両方の値で2、スウェーデンの両スコアは1であり、どちらの国もカテゴリー上「自由」と分類されるが、市民的自由や選挙プロセスの点でスウェーデンの方が「より民主的」であると考えられる。しかし、これらの値の違いはシェヴォスキの指標では考慮されない¹⁶。

これまで、各民主主義指標の計測に際して考えられる問題点を指摘してきた。ここで検討した指標は、民主主義の定義と実際の計測という点では、最小定義を利用しているシェヴォスキらの指標を除いて測定に問題点を指摘できる事が確認できた。また、実質的定義の立場からも、民主主義の定義を絞り込む必要があることが指摘されている。この点に関して、チェイブらはこれまで20以上の研究で論じられてきた民主主義と経済の関係に関して、そのメカニズムはすべて競争的な選挙が存在しているか、いないかによって説明できるとまとめている。また、民主主義の定義に複数の要素が入っていれば、どの要素が経済に影響を与えたのか判断できないと主張する(Cheibub et al. 2010: 72-73)。分析は、民主主義の定義を指標化に当たっては、指標の構成要素を絞り込むことの有用性が高いことを示していると考えられる。

民主主義体制と非民主主義体制の間

第2節で論じたように、比較民主化研究における民主主義の定義では、その目的によって定義自体が影響を受けている。最小定義では「民主主義体制か非民主主義体制か」という両者の違いのみを問題とし、最低限度それらを区別する要素のみで定義を構成する。一方で、実質定

義は体制が「民主化」していく過程の分析がその目的に含まれている。民主化の理論に沿っていえば、最小定義に基づく指標は、権威主義体制から民主主義体制への「移行」がその焦点になるといえるだろう。実質的定義に基づく指標は、権威主義体制から民主主義体制への変化と、さらに民主主義の程度が進展していく「定着」の要素が含まれているといえる。ここでは、民主主義の連続的变化を計測しているフリーダムハウス、ヴァンハネン、Polity、ボレンらの分類基準の検討を行う。

各指標は民主主義の値の取り方が異なっているが、各指標は民主主義体制と非民主主義体制の違いをどのように数字に表しているだろうか。表6は民主主義を連続的な量としてとらえている指標の体制分類基準をまとめたものである。フリーダムハウスは1を最高点とした1から7までのスコアである。ヴァンハネン、ボレンは0から100までの値を使う。Polity VIは-10から10までのスコアで体制を表している。

表6 体制分類基準

Freedom House ¹⁷		Vanhanen		Polity VI		Bollen
1～2.5	自由民主主義	50～	民主主義	7～	民主主義	分類基準無し
3～5	中間体制		競争 30 以上	1～6	部分的民主主義	
5.5～7	非民主主義		参加 10 以上	-10～0	権威主義	

出典：本稿での議論をもとに筆者作成

第3節で確認したように、フリーダムハウスの指標は体制の自由度を計測したものであるが、民主主義と読み替えて使用される。フリーダムハウスでは、1から7点の「市民的自由」と「政治的権利」を足し合わせた平均値で分類し、1～2.5までを「自由」な体制とし、これらの国々は自由民主主義体制とされる。しかし、市民的自由のスコアが1で政治的権利の値が4となることは理論的にあり得る事態であるが、この場合でも平均値は2.5で自由な体制と評価される。基準の妥当性には一定の留保が必要である¹⁸。3～5までは「部分的自由」な体制であり中間体制とされる。そして5.5～7は「不自由」な体制であり、非民主主義体制である。2.5と3の間が自由民主主義と選挙民主主義体制、そして5と5.5の間が民主主義と非民主主義体制との境界であるといえるだろう¹⁹。

ヴァンハネンはまず、自らの論文の中で民主主義体制と分類される基準の最低値を提示している。「競争」の次元では最低30以上、「参加」の次元では最低10以上がその基準である。そして両者の合計値の平均が50以上である場合、その体制は民主主義体制であると定義する。この基準に照らすと、日本の状況はどうだろうか。2009年8月30日に行われた総選挙の結果では、民主党の得票率は47.4%であるから、「競争」の値は52.6、有権者に占める投票率は69.28であるが、有権者数ではなく総人口に占める投票者数なので「参加」の値は56.3となる。

日本の民主主義指標は54.45となり、かろうじて民主主義に分類される。これで投票率が10ポイントほど低下すると非民主主義体制となる。ヴァンハネンの民主主義か否かの基準は比較的的印象的であり、30や10、50といった数字に特に理論的根拠は述べられていない。

Polity VIでは、7以上を民主主義体制として扱うことを取り決めている。また1から6は部分的民主主義体制としている。この7という数字に関しては特に理由付けがされているわけではなく、感覚的なものであると考えられる。Polity VIに対しては、計測する際の利用しているチェックリストの重み付けが指標によって異なるため、-10～10までの数字を単純に連続した間隔的な尺度として使用してよいのかとの批判がある。つまり、1と2の間と、2と3の間の数字上の差は同じく1であるが、この差は実際には等しいのかどうかという批判である。ヴァンハネンやボレンの指標のような間隔的（interval）な値ではこの問題は生じないが、Polityやフリーダムハウスのような順序的（ordinal）な尺度の場合は考慮に入れる必要がある。Polity VIを編纂するマーシャルとジャガースは、重み付けの方法に関して計測を正当化する議論を取り立ててしていない（Marshall and Jaggers 2009）。

ボレンはヴァンハネンと同じく0～100の尺度を使用しているが、彼らとその尺度の中で民主主義体制ないしは民主主義の中間体制と、非民主主義体制の境をどのように設定しているのかを発見することは出来なかった²⁰。

以上のように、民主主義を連続的な変数として扱う指標では民主主義と非民主主義体制の間の基準に一定の基準をおいているが、今回検討した各指標では、そこに何らかの理論的な根拠を見つけることは出来なかった。そうであるならば、これらの指標を民主主義の基準として、非民主主義体制から民主主義体制への移行を分析しようとする試みには体制分類の基準が明確ではないという点で注意が必要であると考えられる。かつてボレンとジャックマンは、「二分法的な民主主義指標は、民主主義の程度の異なる国々をひとまとめにし、境界線上にある諸国の区分を曖昧にする」として連続的な指標の優位性を主張した（Bollen and Jackman 1989）。しかし、今日使われている連続的な指標に関しても、体制の区分に何らかの理論的な基準は設定されていないように考えられる。

一方で、実質的定義によりながらも、ガシオロスキの段階的に体制をコード化する指標は定義の段階で体制の違いを明らかにしているという点で、最小定義に基づく二分法と連続的な指標の中間といえるだろう。

連続的か二分法的か

第3節で検討したように、ボレンの民主主義の定義は「エリートの政治権力が最小化され、非エリートの政治権力が最大化される程度」であった。これは、民主主義を定義する段階で、連続的な指標ととらえていることが分かる。ボレンはまた「政治的民主主義の概念は本質的に連続的な性質を持っている」と、民主主義を連続的にとらえることを擁護している。実質的定

義で論じたダールのポリアーキーも、「自由化」と「包括性」という次元で各国が徐々に発展していくという理解をしていた。一方でシェヴォスキらは「競争的選挙による政府の形成」を民主主義の定義とした。彼らによれば、「行政府と立法府が競争によって選ばれない体制は、どんな程度であれ民主的ではない」と主張する。これはシュンペーターの民主主義の最小定義に沿った概念である。これらの概念的な相違は何を表しているのだろうか。

第2節で整理したように、両者の相違は、民主主義の程度を計測しているのか（実質的定義）、体制を分類しているのか（最小定義）という違いであると考えられる。民主主義が連続的な指標であるとの考え方は、体制の持つ民主主義的な要素、つまりボレンやヴァンハネン、フリーダムハウスの具体的な計測指標として設定している要素は存在することがすでに「民主的」であり、あとはそれらがどの程度社会の中で実現されているのかの程度を計測していると考えられる。このように考えると、Polityの民主主義的要素と権威主義的要素を同時に計測するという指標化は理論的にわかりやすい。

一方で、二分法的な概念は民主主義体制と権威主義体制は相互に重なり合う概念ではなく、相互排他的な体制であるとの立場といえる。サルトリーはかつて「政治システムの違いは、構造的なメカニズムや原理が存在するか存在しないかによって特徴付けられる「境界のある全体」(bounded wholes)であり、「何が民主主義を可能にするのかと、何が民主主義をより民主的にするのかは混同してはならない」と二分法的な体制分類を擁護している (Sartori 1987: 156)。

それでは、ガシオロスキのような段階的な民主主義の指標化はどう考えられるだろうか。ガシオロスキは「民主主義体制」と「非民主主義体制」の間に中間体制を想定し、より柔軟な体制分類を行おうとした。彼の指標は計測のための基準が明確でないため指標自体の評価はここでは避け、中間カテゴリーを設ける分類法がどのような意味をもつのかを考察する。政治体制の分類を研究する関によると、このように体制の間に閾値を2つ設ける分類法は三分法として論じられる (関 2007: 156)。

体制分類法を考察するため、まずは最小定義に基づく二分法的な民主主義を考える。中間的なカテゴリーを設けるということは、体制をさらに細かく分類するということである。そのやり方は二通りあると考えられる。民主主義体制をさらに分割するか、非民主主義体制を分割するかである (関 2007)。しかし、最小定義を民主主義の定義として採用しているならば、民主主義の定義をこれ以上分割するのは概念上困難である。そうであるならば、今まで非民主主義体制とひとくくりにしてきた体制を分割することが妥当であると考えられるが、民主主義と非民主主義の中間的体制であることを想定すると、いずれにせよ、三分法は非民主主義体制から民主主義体制への何らかの連続性をもっていることを想定している。

つまり、体制を段階的に分類するということは、定義上、実質的定義を前提としていることになる。中間的体制を想定すること自体が何らかの連続性をその論拠としなければ成立しないためである。三分法は連続的な民主主義の概念の一部と考えることが妥当だろう。

おわりに

本稿では、第2節で民主主義指標の作成にあたって使用されている民主主義の定義を検討した。従来、比較民主化研究においてはシュンペーター流の最小定義は、ダールのポリアーキーの議論などによって拡張された制度論的な「手続き的民主主義論」として一つにまとめて論じられることが多かった。しかし本稿においては、最小定義とダール流の実質的定義はその定義に含まれる目的が異なる事を示し、別の概念として整理をし直した。最小定義は民主主義とそれ以外のものの区別が目的であり、その指標化は体制を分類するものであることが定義により導かれる。また実質的定義は、民主主義の多様性を測定する事が目的であり、体制の変化をどのように把握するのが重要になる。そのため、実質的定義による民主主義指標は、民主主義を連続的な値として捉える。また、民主主義の規範理論が指標化という観点には馴染まない事を示した。

第3節および第4節では最小定義と実質的定義という観点から民主主義の指標を整理し直し比較検討した結果、実質的定義に基づく民主主義指標にはいくつかの問題点が見つかった。概念の指標化の点では、より包括的に民主主義を計測しようとするれば理論的な厳密性やデータの客観性の点で困難が生じる一方で、より厳密で客観的な測定を行おうとすれば、実際の民主主義と定義の間の相違が大きくなり、トレードオフが生じる。

民主主義の実態を捉えるという立場からは、様々な要素が盛り込まれた民主主義の指標は魅力的であるように思える。しかし、第一に、民主主義と他の要素の因果関係を明確にしようと分析をするならば、民主主義の定義はなるべくシンプルでなければならない。指標に複数の要素が入れば入るほど、何が何に影響を与えているのかの因果関係の分析は困難になる。第二に、国家横断的な比較を考えた場合は、詳細な指標では入手できるデータの質や量をコントロールすることが困難になる。豊富なデータに基づいて指標化された国と、限定されたデータに基づく国が混在すれば単一の指標としての意味が薄れてしまう。また、データが入手できる国だけに限定してしまえば、指標化する利点の一つである、比較という観点が弱ってしまう。客観的に計測可能な制度面に注目することは、この点で重要であると考えられる。

第三に、体制の分類に関しての考察をまとめる。本稿で検討してきた指標を考えれば、実質的な定義に基づき、民主主義を連続的にとらえる指標は体制の分類という点からは理論的な不明確さがある事が示された。一方で最小定義に基づく指標は、理論的に正当化しやすい。また、定義の目的を考えるとそれぞれの指標は研究に応じて使い分けを考えることが有用であると考えられる。近年の研究動向を見ていると研究ごとにどのように指標を選択するのかに特徴が見られる。例えば、民主主義を従属変数とする非民主主義体制から民主主義体制への「移行」の研究には二分法的な指標を選択することが多く見られる。本稿で取り上げられているシェヴォスキラの

研究の他にも、ボイシュ (Boix 2003) やドーレンスプリート (Doorenspleet 2004) の研究は従属変数に二分法的な民主主義の指標を採用し、体制移行に関する業績を上げている。また、シェヴォスキらの指標をさらに展開したチェイブラの論文は最小定義に基づく体制分類法の優位を主張している (Cheibub et al. 2010)。一方で政治体制を独立変数とし、他の現象への影響を検討する研究では連続的な指標を使っているように見られる。ヘグリ (Hegre 2001) やブリーランド (Vreeland 2008) の政治体制と内戦の研究などが最近の業績としてあげられるだろう。この場合は、政治体制の細かな違いが変数化されている事に分析上の便宜があると考えられる。また、民主主義体制の定着を研究するには、民主主義体制の内部での変化が重要であるため、最小定義で分析を行うことは難しい。

比較民主化研究を主導してきたダイヤモンドをはじめとし (Diamond 1999)、理論的に問題点が指摘されているにもかかわらず、実質的定義に基づくフリーダムハウスや Polity などの指標が自覚的に使用される研究は少なくない。もちろん、無批判に使われることはなく、問題点および限界をあらかじめ明確にし、それと同時に緩和する形の修正を施して使うことがほとんどである。

これらの指標が使われる理由は、現在の定量的な比較民主化研究の議論が、民主主義体制の定着や深化を中心的なテーマとすることが多いからであると考えられる。他方で民主主義体制への移行をテーマにした研究では、ゲーム理論に基づくモデル化と定量的手法を組み合わせる傾向が見られる (Acemoglu and Robinson 2006)。

本稿においても参照しているが、政治体制の新たな分類や民主主義の計測を進める研究は現在も継続中である。チェイブラは最小定義に基づく体制分類の拡張を試みている (Cheibub et al. 2010)。他方で民主主義の実質定義を拡張し、より包括的に民主主義を捉えようとする試みも現在継続中である (Knutsen 2010; Møller and Skaaning 2010)。

謝辞

本研究は、平成 22 年度拓殖大学政治経済研究所個人研究助成「比較民主化研究における民主主義指標の特徴とその課題」の研究成果である。投稿に際し、2 名の匿名レフリーから大変有用な指摘を頂いた。

参考文献 (日本語)

- 飯田文雄, 2009. 「現代規範的民主主義理論と民主化理論の間」『神戸法学年報』第 25 号, pp.1-36
- 岩崎郁夫編, 1997. 『アジアと民主主義—政治権力者の思想と行動』, アジア経済研究所
- 小野耕二, 2004. 「比較政治学の新たな可能性—アジア諸国をいかに比較するか」日本比較政治学会編『比較の中の中国政治』, 早稲田大学出版部, pp.1-24
- 河野勝, 1999. 「シュンペーターの民主主義理論」日本政治学会編『年報政治学: 20 世紀の政治学』, 岩波書店, pp.181-203

- 関能徳, 2007. 「政治体制を類型化する一概念をめぐる論争とポスト共産主義諸国の類型化」『早稲田政治公法研究』, 第 85 号, pp.147-177.
- 武田康裕, 2001. 『民主化の比較政治—東アジア諸国の体制変動過程』 ミネルヴァ書房
- 恒川恵一, 2006. 「民主主義体制の長期的持続の条件—民主化の紛争理論に向けて」 恒川恵一編 『民主主義アイデンティティ—新興デモクラシーの形成』, 早稲田大学出版部, pp.1-23

参考文献 (英語)

- Acemoglu, Daron, and James A. Robinson. 2006. *Economic origins of dictatorship and democracy*. Cambridge ; New York: Cambridge University Press.
- Arat, Zehra F. 1991. *Democracy and human rights in developing countries*. Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Beetham, David. 1999. *Democracy and human rights*. Cambridge, UK: Polity Press ;Blackwell Publishers.
- Boix, Carles. 2003. *Democracy and redistribution*. Cambridge, UK ; New York: Cambridge University Press.
- Bollen, Kenneth A. 1980. "Issues in the comparative measurement of political democracy." *American Sociological Review* 45 (3) :370-90.
- Bollen, Kenneth A. 1991. "Political Democracy: Conceptual and Measurement Traps." In *On measuring democracy : its consequences and concomitants*, ed. A. Inkeles. New Brunswick, U.S.A.: Transaction Publishers.
- Bollen, Kenneth A. 1993. "Liberal Democracy: Validity and Method Factors in Cross-National Measures." *American Journal of Political Science* 37:1207-30.
- Bollen, Kenneth A., and Robert W. Jackman. 1989. "Democracy, Stability, and Dichotomies." *American Sociological Review* 54:612-21.
- Cheibub, Jose Antonio, Jennifer Gandhi, and James Raymond Vreeland. 2010. "Democracy and dictatorship revisited." *Public Choice* 143:67-101.
- Collier, David, and Steven Levitsky. 1997. "Democracy with Adjectives: Conceptual Innovation in Comparative Research." *World Politics* 49 (3) :430-51.
- Coppedge, Michael, Angel Alvarez, and Claudia Maldonado. 2008. "Two Persistent Dimensions of Democracy: Contestation and Inclusiveness." *Journal of Politics* 70 (3) :632-47.
- Dahl, Robert Alan. 1971. *Polyarchy; participation and opposition*. New Haven.: Yale University Press.
- Diamond, Larry Jay. 1999. *Developing democracy : toward consolidation*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Doorenspleet, Renske. 2004. "The Structural Context of Recent Transitions to Democracy." *European Journal of Political Research* 43 (3) :309-35.
- Gandhi, Jennifer, and Ellen Lust-Okar. 2009. "Elections Under Authoritarianism." *Annual Review of Political Science* 12:403-22.
- Gasiorowski, Mark J. 1996. "An Overview of the Political Regime Change Dataset." *Comparative Political Studies* 29 (4) :469-83.
- Gastil, Raymond D. 1991. "The Comparative Survey of Freedom: Experiences and Suggestions." In *On measuring democracy : its consequences and concomitants*, ed. A. Inkeles. New Brunswick, U.S.A.:

- Transaction Publishers.
- Hegre, Håvard. 2001. "Toward a Democratic Civil Peace? Democracy, Political Change, and Civil War, 1816–1992." *American Political Science Review* 95:33-48.
- Huntington, Samuel P. 1991. *The third wave : democratization in the late twentieth century*. Norman: University of Oklahoma Press.
- Inglehart, Ronald, and Christian Welzel. 2005. *Modernization, cultural change, and democracy : the human development sequence*. Cambridge, UK ; New York: Cambridge University Press.
- Knutsen, Carl Henrik. 2010. "Measuring Effective Democracy." *International Political Science Review* 31 (2) :109-28.
- Lindberg, Staffan I. 2009. *Democratization by elections : a new mode of transition*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Lipset, Seymour Martin. 1959. "Some Social Requisites of Democracy: Economic Development and Political Legitimacy." *American Political Science Review* 53 (1) :69-105.
- Lipset, Seymour Martin. 1994. "The Social Requisites of Democracy Revisited." *American Sociological Review* 59:1-22.
- Marshall, Monty G., and Keith Jagers. 2009. *Polity IV Project: Dataset Users' Manual* 2009 [cited 8/10 2009]. Available from <http://www.systemicpeace.org/inscr/p4manualv2007.pdf>.
- Munck, Gerardo L., and Jay Verkuilen. 2002. "Conceptuaring and Measuring Democracy: Evaluating Altanative Indices." *Comparative Political Studies* 35 (1) :5-34.
- Munck, Gerardo L. 2009. *Measuring democracy : a bridge between scholarship and politics*. Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Przeworski, Adam. 1991. *Democracy and the market : political and economic reforms in Eastern Europe and Latin America*. Cambridge ; New York: Cambridge University Press.
- Przeworski, Adam, Michael E. Alvarez, Jose Antonio Cheibub, and Fernando Limongi. 2000. *Democracy and development : political institutions and material well-being in the world, 1950-1990*. Cambridge ; New York: Cambridge University Press.
- Puddington, Arch, ed. 2009. *Freedom in the World 2009: The Annual Survey of Political Rights and Civil Liberties*. New York: Roman & Littlefield Publishers, Inc.
- Putnam, Robert D., Robert Leonardi, and Raffaella Nanetti. 1993. *Making democracy work : civic traditions in modern Italy*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Robinson, James A. 2010. "Comparative Democratization: Advances in Quantitative Research." *APSA-CD Newsletter* 8 (3) :1, 8-10.
- Rose, Richard, and Doh Chull Shin. 2001. "Democratization Backwards: The Problem of Third-Wave Democracies." *British Journal of Political Science* 31:331-54.
- Sartori, Giovanni. 1987. *The theory of democracy revisited*. Chatham, N.J.: Chatham House Publishers.
- Schmitter, Philippe C., and Terry Lynn Karl. 1993/2009. "What Democracy Is...and Is Not." In *Democracy: A Reader*, ed. L. Diamond and M. F. Plattner. Baltimore: John Hopkins University Press.
- Schneider, Carsten, and Philippe Schmitter. 2004. "Liberalization, transition and consolidation: measuring the components of democratization." *Democratization* 11 (5) :59-90.
- Schumpeter, Joseph Alois. 1950. *Capitalism, socialism, and democracy*. London.; G. Allen & Unwin ltd.
- Vanhanen, Tatu. 2003. *Democratization : a comparative analysis of 170 countries*. London ; New York:

Routledge.

Vreeland, James Raymond. 2008. "The Effect of Political Regime on Civil War." *Journal of Conflict Resolution* 52 (3) :401-25.

注釈

- 1 本稿で対象とする民主化の研究は、主にアメリカ政治学会の比較民主化部会 (Comparative Democratization Section) などで議論の対象となる一連の研究である。ここでは、比較理論に基づいた多国間比較の研究や、特定の地域の民主化の研究が扱われる。歴史的、政策的論、因果関係の解明など様々な議論が対象とされているが、過去10年では、経験的実証主義に基づく定量的研究 (quantitative research) およびゲーム理論的モデルに基づく研究の応用が進んでいる (Robinson 2010: 1)。民主主義を計測 (measuring democracy) し、指標化する試みは、経験的実証主義に基づいて各国の民主化のプロセスを比較する比較民主化研究の主要な論点の一つである。
- 2 各研究で使われている指標の違いに関しては次節で詳述する。
- 3 第三のカテゴリーのみ「定義」ではなく「理論」という言葉を使用している。これは、規範理論の議論は、民主主義の一つの定義をするというよりは、価値観やアイデンティティの形成などを対象とする議論であるためである。また、飯田の指摘に寄れば従来の研究の中で使用されてきた民主化の理論が、発展途上国を対象とした議論であった一方で、「規範理論はすでに民主主義を相当程度経験した先進地域に根ざした理論である点にも大きな差異がある」(飯田 2009: 1) と違いを強調している。
- 4 同時に、政治的には民主主義が普遍の原則として認識される圧力が高まり、どの国も形式上は民主主義体制を採用し、自らの政治体制を民主主義であると標榜する傾向が見られるようになった。これらの状況から新香いう民主主義諸国の中には、自らの体制を西欧流ではない独自の民主主義体制であるとの主張もされるようになる。これらの多様化の状況はコリアーとレヴィスキー (Collier and Levitsky 1997) や、日本語でも岩崎らによるアジア各国の民主主義の比較研究がある (岩崎郁夫編, 1997)。
- 5 後述するが、ダイヤモンドはフリーダムハウスの指標を高く評価し、この表でもフリーダムハウスの指標に基づき整理されている。
- 6 このリストはダールのものであるが、本稿では以下にリストの追加が行われるため、追加を行っているシュミッターとカールの論文から引用している (Schmitter and Karl 1993/2009)。
- 7 例は多数あると思われるが、ごく選挙結果に疑惑もたれたアフガニスタン (2009年10月) やモンゴルの議会選挙 (2008年7月) や大統領選挙 (2009年5月) があげられよう。選挙によって民主化がどのように進展するのかの最近の議論はリンドベルクに詳しい (Lindberg 2009)。また、権威主義体制の元での選挙に関する研究はガンジーとルスト=オクールらによって行われている (Gandhi and Lust-Okar 2009)。
- 8 民主主義の指標化に関しては1960年代から数多くの取り組みがあり、中には定量的ではなく定性的なコーディングによって民主主義 (というよりも政治体制) を分類しようとする試みがなされてきた。本稿では、定量的な指標を中心的に取り扱う。初期の民主主義の分類に関するレビューはボレン (Bollen 1991) に詳しい。
- 9 このリストは全ての指標を包括的に取り扱っているのではなく、筆者の関心と能力の限界に依拠していることに留意されたい。これらの指標は今までの民主化研究の中で繰り返し検討されてきた指標であるが、近年より包括的な政治体制の観点から新たな指標作成の取り組みも現れている。それらは小野 (2004) による紹介がある。
- 10 齋藤 (1999) によると、89年と93年には調査方法の変更があったため、データの継続性にも一定

の留保が必要である。

- 11 University of New Yorkのアーサー・バンクスによって創設された大規模な国家横断的な時系列データセットである。現在はCross-National Time-series Data Archiveのウェブサイトから有料で入手できる (<http://www.databanksinternational.com/>, アクセス日 2009/08/10)
- 12 アメリカ政治学会比較政治部会のデータページ (<http://www.nd.edu/~apsacp/data.html>, アクセス日 2009/08/10) からデータおよびコードブックを入手できる。
- 13 1996年の論文で1992年までのデータが公開されたが、ガシオロスキ自身はこのプロジェクトを終了し、今後更新する予定はないとのことである。カンザス大学のグレイ・ライヒによって1998年までデータは拡張されている。筆者は2002年に本人より1998年までコード化されたデータの提供を受けたが、現在まで公開はされていないようである。
- 14 実際にどのように計測しているかは、内容が多量になるため本稿では一部の例を挙げるにとどめている。詳細に関しては本稿で参照している各文献によっている (Bollen 1980; Puddington 2009; Vanhanen 2003; Przeworski et al. 2000; Marshall and Jaggers 2009)。またデータに関してはボレン、ヴァンハネンに関しては文献から入手できる。フリーダムハウス (<http://www.freedomhouse.org/>), Polity VI (<http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm>) に関してはそれぞれのウェブサイトより入手できる。Przeworskiに関してはアメリカ政治学会比較政治部会 (<http://www.nd.edu/~apsacp/data.html>) のウェブサイトより入手できる。
- 15 より現代的な概念も分けて考えることが必要である。例えば「平和」や「市場経済」等である。これらの概念が民主主義の指標の中に入ってしまうと、民主主義体制と平和、民主主義と経済の関係を計測する上で、その指標で因果関係を分析することは困難になる。
- 16 さらに、パプア・ニューギニアは1993年よりスコアが悪化しフリーダムハウスで「部分的自由」と評価されるようになったが、スウェーデンがそのような状況になるとは考えにくい。
- 17 フリーダムハウスの分類は「自由」「部分的自由」「不自由」であるが、ここでは民主主義体制の分類基準の比較を目的とするため名称を修正した。また、「部分的自由」を「選挙民主主義」としているが、詳細は注の19を参照。
- 18 しかし実際には、フリーダムハウスの「政治的権利」と「市民的自由」は極めて相関係数が高いことが知られている。2009年の値を計算したところその相関係数は0.94であった。この両指標の相関係数が高いことは、それぞれの数値の独立性が低い可能性が高い。この両者の相関の高さはフリーダムハウス指標の批判点の1つとなっている。
- 19 フリーダムハウスは近年「選挙民主主義」(electoral democracy)の体制分類を別途付加的に行っている。「部分的自由」に分類される諸国のなかには「選挙民主主義」である国も存在する。フリーダムハウスによれば「選挙民主主義」は「部分的自由」に分類される国家のうち以下の基準を満たしている体制である。1. 競争的な多党制, 2. 全ての市民に対する普通選挙権 (ただし刑法犯への刑罰として国家が合法的に規制する場合は除く), 3. 秘密投票および投票の安全が守られ、大規模な不正投票や人々の意志を代表する競争的な選挙が行われること, 4. マスメディアや選挙運動を通じて選挙民が主要政党にアクセスする公的な機会である (Puddington 2009: 883)。
- 20 政治体制分類の研究をしている関によるとボレンの指標に関して「しかしここで問題となるのは、0から100で表されるスコアの、どこが民主制と非民主制の境界となるのかを彼らが全く意識していない点にある」との記述がある (関能徳, 2007: 154)。

(原稿受付 平成22年11月17日)

彼らは消えつつあるのか：2000年代初頭の 衆議院議員選挙におけるバッファ・プレイヤー

Are They Disappearing?: Buffer Players in the 2003 Japanese General Election

若山 将実

1. はじめに

2009年8月30日に投票が行われた衆議院議員選挙では、民主党が308議席獲得という地滑り的な大勝を収めた結果、自民党と公明党の連立政権から民主党、社民党、そして国民新党の連立政権への政権交代が実現した。これは、おそらく日本政治における重大な転換として人々の記憶に長らく残る現象となるであろう。1993年に非自民連立政権が成立したことによって政権交代が実現した過去はあるものの、野党第一党の民主党がこれだけの勝利を収めて実現した本格的な政権交代は55年体制が成立して以降、初めてのことであり、日本の政治が政権交代可能な二大政党制という新たな段階に入りつつあることは間違いない。

こうした現実の日本政治の変化に対し、日本政治研究においてこれまで現実の様々な現象を説明するために提起されてきた理論・モデルは、再検討・更新する必要性に迫られているといえる。自民党が常に政党政治の中心にあったこれまでの時代の政治現象に対してのみではなく、新たな二大政党制時代の政治現象をも説明することができる、より普遍的な理論・モデルを構築することが求められているのである。例えば、これまでの国政選挙における有権者の投票行動を説明するモデルとして唱えられてきたものの一つに、「バッファ・プレイヤー（牽制的投票者）」モデルがある。このモデルを提起した蒲島郁夫によれば、バッファ・プレイヤーとは「基本的に自民党政権を望むが、政局は与野党の伯仲状態が良いと考え、与野党の伯仲状況を考慮に入れて投票行動を行う有権者」（蒲島，1988，171）のことを示している。すなわち、自民党一党優位体制下において、バッファ・プレイヤーである多くの有権者は、現有議席や国政選挙の投票日前に行われるマス・メディアによる選挙結果の予測報道から、自民党が大勝しそうだか予測した場合は野党へ投票、もしくは棄権するが、逆に自民党が大敗し、政局が不安定化しそうだか予測した場合には与党である自民党へ投票する傾向があるという（蒲島，1988，171 - 184; 蒲島，1998，191 - 221; 蒲島，2004a，73 - 91; 蒲島，2004b）¹。

バッファ・プレイヤーのこうした投票行動は、野党の政権担当能力への不安から由来する自民党一党優位体制下における日本の有権者独特の姿であるとされ、特に1980年代の国政選

挙の結果を説明することに成功してきた。しかし、蒲島によれば、1990年代前半に生じた政権交代は、バッファー・プレイヤーに大きな変化をもたらしたという。それは、1993年衆議院議員選挙において新たに登場した保守新党を中心に、非自民の諸政党に対しても政権担当能力イメージが共有化されるようになった点である。政権担当能力イメージの共有化は、バッファー・プレイヤーを与党過半数割れ志向者へと変えたのである（蒲島、1998；蒲島、2004a）。

連立政権が常態化し、野党の政権担当能力への不安が次第に解消されるにつれ、バッファー・プレイヤーもまた次第に減少しつつあることが指摘され、近年、バッファー・プレイヤーに対する日本政治研究者の興味・関心は薄れつつある。2000年代の国政選挙におけるバッファー・プレイヤーに焦点を当て、実証的に分析を行った研究はいくつか見られるものの（蒲島、2004a, 325 - 327; 今井、2008）、その数は非常に少ない。

しかし、1990年代前半の一時期を除き、その後も自民党を中心とした連立政権が2009年まで続いたことを考えると、バッファー・プレイヤーである有権者が日本政治に与えてきた影響は、本当に消えたといえるのであろうか。1990年代後半から野党第一党の地位にあった民主党は、2001年から2005年までの国政選挙の学術的世論調査であるJESⅢを分析した池田(2007)によると、有権者による民主党の政権担当能力評価は上昇しつつあったものの、その評価の割合は自民党の半数でしかなかった（池田、2007, 31, 98）。また、2009年8月の衆議院議員選挙の前後に世論調査を行った読売・早稲田共同調査の結果は、民主党の政権担当能力評価は非常に高まりつつあったものの、それが自民党の政権担当能力評価を上回るのは政権交代後までなかったことを示している（読売新聞世論調査部、2009, 88 - 89）。つまり、2009年の政権交代直前までの2000年代後半においても、決して少なくない有権者が野党第一党である民主党の政権担当能力を心許ないものとして認知し、与野党の伯仲状況を望みつつも、政権担当能力のある自民党を中心とした政権を望むバッファー・プレイヤーであった可能性を指摘することができるのである。

本稿は、2003年衆議院議員選挙についての東京大学・朝日新聞社共同世論調査²の分析を通じて2000年代初頭の国政選挙におけるバッファー・プレイヤーについて再検討することを目的とする。2009年の政権交代まで決して少なくない有権者がバッファー・プレイヤーとして存在していた可能性を鑑みると、2000年代初頭の国政選挙においてバッファー・プレイヤーがどのような役割を果たしていたかを検討することは、十分に意義のあることだと考えるからである。本稿は、2000年代後期の国政選挙におけるバッファー・プレイヤーの投票行動が、最終的に2009年の政権交代とどのように関連していたかという研究の前段階として位置付けられる³。

本稿は、以上の問題意識から次のように構成される。第2節では、2003年衆議院議員選挙においてバッファー・プレイヤーはどの程度存在し、そして彼らはどのような投票行動を取っていたのかを確認する。第3節では、どのような特性を持つ有権者がバッファー・プレイヤーに転じる確率が高まるのかを検討する。特に注目するのは、有権者の業績評価がバッファー・

彼らは消えつつあるのか：2000年代初頭の衆議院議員選挙におけるバッファー・プレイヤー

プレイ志向に与える影響である。最後に、本稿のバッファー・プレイヤーに関する分析結果をまとめ、今後の研究への課題を整理する。

2. 2003年衆議院議員選挙におけるバッファー・プレイヤー

基本的に自民党中心の政権を望むが、政局は与野党の伯仲状態が良いと考え、与野党の伯仲状況を考慮に入れて投票行動を行う有権者であるバッファー・プレイヤーは、2003年衆議院議員選挙においてどの程度存在したのであろうか。表1は、東大・朝日共同世論調査の回答者による望ましい総選挙の結果・政権形態についての質問に対する回答の度数分布を取ったものである⁴。なお、望ましい総選挙の結果・政権形態については、投票日前に調査・回答が行われている。蒲島(1988, 171)の定義に従えば、バッファー・プレイヤーとみなすことができるのは、連立与党(自民・公明・保守新)が過半数の議席を獲得することを志向する(すなわち、自民党を中心とした連立与党が引き続き政権を担当することを期待しながらも、与野党伯仲状況を望む)有権者である(512人)。以下本稿では、このカテゴリーに当てはまる回答者をバッファー・プレイヤーと見做し、分析を進めてゆくこととする⁵。

表1. 望ましい総選挙結果・政権形態

	度数	パーセント
連立与党安定多数	709	35.8
連立与党過半数(与野党伯仲状況)	512	25.9
連立与党過半数割れ	288	14.6
その他・答えない	112	5.7
わからない	357	18.0
合計	1978	100.0

出典：筆者作成、データ：東大・朝日共同調査(03年9月)

網掛け部分は「バッファー・プレイヤー」を示している。

では、バッファー・プレイヤーは、どのような投票行動を行っているのだろうか。現在、衆議院議員選挙において採用されている小選挙区比例代表並立制では、有権者は小選挙区(候補者へ投票)と比例区(政党へ投票)で二票を投じることができる。したがって先行研究では、与野党の伯仲状況を望むバッファー・プレイヤーは、バランスを取るために小選挙区と比例区で投票する政党が異なることを意味する「分割投票」を行う傾向にあることが指摘されてきた。与野党の伯仲状況を望み、バランス志向のバッファー・プレイヤーほど、分割投票を行う傾向が見られるというのである(蒲島, 2004a; 平野, 2007; 今井, 2008)。表2は、バッファー・プレイヤーがどのような投票行動をとったのか(分割投票を行ったのか、それとも誠実投票を行っ

たのか)をみたものである。この表では、解釈を明確にするために、自民党、あるいは民主党のいずれかに投票したバッファ・プレイヤーのみを対象としている⁶。それによると、バッファ・プレイヤーは、分割投票（小選挙区で自民党〔民主党〕に投票・比例区で民主党〔自民党〕に投票）というよりも、むしろ誠実投票（小選挙区・比例区ともに自民党〔民主党〕に投票）を行っている割合が高い。分析方法がいささか異なるため一概には言えないが、先行研究の知見と異なり、バッファ・プレイヤーはむしろ小選挙区と比例区で同一の政党に投票を行うことにより、与野党伯仲状況を生み出そうとしているようである。

表2. バッファ・プレイヤーの投票行動

小選挙区／比例区投票政党	度数	%
自民／自民	79	36.2
自民／民主	17	7.8
民主／自民	13	6.0
民主／民主	109	50.0
合計	218	100.0

出典:筆者作成、データ:東大・朝日共同調査

3. 誰がバッファ・プレイヤーになるのか

本節では、どのような特性を持つ有権者がバッファ・プレイヤーに転じる確率が高まるのかを検討する。先行研究では、有権者がバッファ・プレイヤーに転じる確率を高める要因として、彼らの社会的属性と政治意識に着目する傾向があった。社会的属性は、男性で比較的年齢が若く、大学卒業以上で、管理職や専門・技術・事務職に就き、大都市に居住し、そしてテレビの政治報道をよく見る人にバッファ・プレイヤーが多いことが指摘されてきた。それに対し政治意識は、バッファ・プレイヤーの「批判性」を有しつつも同時に「保身性」を備えた複雑な特徴が指摘されている。すなわち、彼らは自民党の安定政権を望む有権者に比べ、政治への関心も低く、そして政治への満足度も低い一方で、他方、与野党逆転を望む有権者よりは政治への関心は高く、また政治への信頼感や満足感を有しているというのである（蒲島, 1998; 蒲島, 1998; 蒲島, 2004a; 今井, 2008, 註9）。

本稿は、以上の先行研究と異なり、有権者の業績評価という新しい視点を提示する。すなわち、国政選挙における政権与党の業績評価が有権者をバッファ・プレイヤー志向に駆り立てるのかどうかを検証する試みである。

3-1. 業績評価仮説

有権者は、政権与党の業績を肯定的に評価したときは与党へ投票し、否定的に評価したとき

は野党に投票する傾向がある (Fiorina, 1980)。そうした傾向は、2000年代の日本の国政選挙においても広く見られ (池田, 2007; 平野, 2007; 小林, 2008)、2009年の政権交代をもたらした一因としても指摘されている (田中・河野・日野・飯田・読売新聞社世論調査部, 2009)。しかし、かつて1980年代頃までの自民党の一党優位体制下の日本において、経済分野において業績評価投票が見られることはあまりなかったとされる。経済状況が悪化し、政府の業績を否定的に評価したとしても、当時の有権者たちは与党自民党へ投票したのである。当時の野党第一党である社会党は、有権者の目には政権を任せるにはあまりにも頼りなく不安げに映っており、将来への期待を過去の業績から勘案する業績評価投票を成り立たせるメカニズムは働かなかった。そうした状況が変化したのは、経済状況の深刻化と政界再編という二つの大きな変化が生じたことが大きい。1990年代後半以降の日本の国政選挙における有権者の業績評価投票の出現は、経済不況と民主党という自民党の代替政党になり得る政党の登場によってもたらされたのである (平野, 2004; 蒲島, 2004a, 255-283)。

本節の目的は、そうした有権者の業績評価と彼らが望む総選挙結果 (政権形態) との関係を検討することにある。バッファ・プレイヤーは、自民党の政権担当能力を信頼し、野党の政権担当能力を心許なく感じているとされる。だとすれば、バッファ・プレイヤーである有権者は、野党の政権担当能力への不信から、与党の業績を「否定的に」評価したとき、バッファ・プレイ志向を変化させ、連立与党過半数割れ志向に転じるとはいえないのではないだろうか。他方で、与党の業績を「肯定的に」評価したとき、バッファ・プレイヤーは、それによって連立与党安定多数志向者へと移行する可能性は十分に考えられる。自民党を中心とした連立与党の政権担当能力を信頼するバッファ・プレイヤーである有権者は、連立与党の業績を肯定的に評価することで、連立与党が今後も安定した政権運営ができるように過大な議席をボーナスとして与えることを望むようになるかもしれない。したがって、以下の分析では有権者の業績評価と望ましい選挙結果 (政権形態) との関係を検証する。業績評価仮説を検証するにあたって分析に使用する独立変数は、小泉内閣の実績全般についての評価を使用する [小泉内閣業績評価：全般 (全く評価しない = -2、あまり評価しない = -1、どちらともいえない = 0、ある程度評価する = 1、大いに評価する = 2)]⁷。

3-2. 分析

小泉内閣の業績評価が有権者のバッファ・プレイ志向に影響を与えているとした仮説の検証を行うにあたっては、有権者が望ましいと考える選挙結果・政権形態についての複数の選択肢を従属変数として採用できる多項ロジスティック回帰分析手法を採用する。従属変数として使用する総選挙結果志向の選択肢カテゴリーは、連立与党過半数 (与野党伯仲状況)、連立与党安定多数、連立与党過半数割れ、そしてわからない、の4つとなる。従属変数のベース・カテゴリーは連立与党過半数 (与野党伯仲状況) とする。多項ロジスティック回帰分析は、独立

変数の変化に応じて、サーベイの回答者がベース・カテゴリーから他のカテゴリーへ移る確率の変化を検討する分析である。したがって、以下に示される推定結果は、独立変数の変化に応じて、連立与党過半数（与野党伯仲状況）から他の選択肢（連立与党安定多数・連立与党過半数割れ・わからない）へ移行する確率の変化を示している。

表3は、従属変数である総選挙結果志向に影響を与えている要因について、多項ロジスティック回帰分析による推定結果を示したものである。小泉内閣の業績評価変数のほか、先行研究において有権者のバッファ・プレイ志向に影響を与えていると指摘されている変数も独立変数として投入している⁸。

表3. 推定結果（手法：多項ロジスティック回帰分析）

独立変数	連立与党安定多数／連立与党過半数(与野党伯仲状況)	連立与党過半数割れ／連立与党過半数(与野党伯仲状況)	わからない／連立与党過半数(与野党伯仲状況)
小泉内閣業績評価:全般	0.30 ***	-0.34 ***	0.12
マスコミ報道接触:新聞	-0.32	0.25	-0.41
マスコミ報道接触:テレビ	-0.45 **	-0.13	-0.46
政治満足度	0.04	-0.31 **	0.14
農林漁業	0.44	0.47	0.40
自営業	-0.27	-0.39	-0.60
管理職	0.15	-0.13	0.45
専門・技術・事務職	-0.12	-0.05	0.04
大卒	-0.85 ***	-0.34	-1.26 ***
小泉首相感情温度	0.01	0.00	0.00
菅代表感情温度	-0.01 **	0.01 *	-0.01
自民党感情温度	0.03 ***	-0.04 ***	0.01
民主党感情温度	-0.02 ***	0.02 **	0.00
20代	1.45 ***	0.30	1.96 ***
40代	-0.05	-0.04	-0.11
50代	0.05	-0.24	0.28
60代	0.23	-0.32	0.79 *
70代	0.34	-0.92 **	1.39 ***
男性	-0.27	0.31	-1.47 ***
定数	-0.05	0.27	-1.00
Number of obs		1009	
LR chi2(102)		536.77	
Prob > chi2		0.00	
Pseudo R2		0.21	

註1:数字は係数。

註2:各モデルは、回答者が独立変数の変化に応じて、ベースカテゴリーである連立与党過半数(与野党伯仲状況)から他の選択肢(連立与党安定多数・連立与党過半数割れ・わからない)へ移行する確率の変化を示している(モデル:選択肢カテゴリー/ベースカテゴリー)。

小泉内閣の業績評価が有権者の望ましい選挙結果（政権形態）に与える影響については、次の二つの指摘をすることができる。

第一に、小泉内閣の業績を肯定的に評価する有権者ほど、バッファ・プレイヤーから与党安定多数志向者へ移行する確率が高くなるのに対し、小泉内閣の業績を否定的に評価する有権者は、連立与党安定多数よりも与野党が伯仲状況にある連立与党過半数を望む確率が高くなることがわかった。これは、小泉内閣の業績を高く評価する有権者ほど、自民党を中心とした連立与党のより忠実な支持者へと変貌することを示しているのに対し、小泉内閣の業績を否定的

に評価する有権者は、牽制的な投票行動を行うバッファ・プレイヤー志向に留まることを示している〔連立与党安定多数／連立与党過半数（与野党伯仲状況）モデル参照〕。

第二に、予測に反し、バッファ・プレイヤーである有権者は、野党の政権担当能力に不信を持っていたとしても、与党の業績を「否定的に」評価するほど、与野党伯仲状況にありながらも連立与党が過半数を得るよりは、むしろ連立与党過半数割れ状況を志向することがわかった。これは、1990年代後半以降の日本において業績評価投票が出現したことを指摘する先行研究の知見と一致する。2003年総選挙における野党第一党の民主党は、例え民主党の政権担当能力に不安を覚えるバッファ・プレイヤーであったとしても、連立与党の業績を否定的に評価した場合、彼らを連立与党過半数割れ志向者へと移行させるほどには、自民党の代替政党になり得る政党として政権担当能力を評価されつつあったことを本稿の検証結果は示しているのかもしれない。他方で、小泉内閣の業績を肯定的に評価する有権者は、連立与党過半数割れを志向するよりはむしろバッファ・プレイヤー志向に留まる確率が高い〔与党過半数割れ／連立与党過半数（与野党伯仲状況）モデル参照〕。

最後に、先行研究で指摘されてきたその他の要因については、テレビ報道により多く接触し、大学卒業以上で、菅代表と民主党への感情温度が高いほど、連立与党安定多数よりも与野党伯仲状況の連立与党過半数を望む確率が高まるのに対し、自民党への感情温度が高く、20代の有権者は与党安定多数の状況を望む確率が高まることが明らかになった。また、政治に満足し、自民党への感情温度が高く、そして70歳代の有権者ほど、連立与党過半数割れよりも与野党伯仲状況の連立与党過半数を望む確率が高まるのに対し、菅代表と民主党への感情温度が高いほど、与野党伯仲状況の連立与党過半数よりも連立与党過半数割れの状況を望む確率が高まることが明らかになった。

4. まとめ

本稿の目的は、自民党を中心とした政権を望むが、政局は与野党の伯仲状況を志向する有権者を意味するバッファ・プレイヤーを再検討することにあつた。2003年衆議院議員選挙の東大・朝日共同調査データの分析から、2000年代初頭のバッファ・プレイヤーについて次の二点が明らかにされた。

第一に、2000年代初頭においても有権者のなかにある程度存在することが推定されるバッファ・プレイヤーは、先行研究が主張するように小選挙区と比例区で異なる政党の候補者に投票する（分割投票）よりも、むしろ誠実投票を行うことによって期待する選挙結果を生み出そうとしている可能性がある。今後の課題として、与党を牽制する投票行動を行うバッファ・プレイヤーがどのような要因によって誠実投票（分割投票）を行うのかを検証する必要がある。

第二に、小泉内閣の業績評価は、有権者の望ましい選挙結果（政権形態）に影響を与えている。

小泉内閣の業績を「肯定的」に評価する有権者は、与野党伯仲状況の連立与党過半数よりも連立与党安定多数を望むのに対し、「否定的」に評価する有権者は、与野党伯仲状況の連立与党過半数よりもむしろ連立与党過半数割れを望む確率が高まる。政権担当能力が極めて疑わしい社会党という野党第一党の存在していた1980年代と異なり、民主党という自民党の代替政党になり得る野党第一党が登場した1990年代後半以降の有権者は、業績評価によって望ましい選挙結果（政権形態）の志向を変える可能性が高くなった。しかし、本稿の分析は、業績評価変数が小泉内閣評価の総合的なものに限られているため、今後の課題として、連立与党の業績について政策分野ごとに有権者の望ましい選挙結果（政権形態）に与える影響を検証する必要がある。

本稿で展開されたバッファ・プレイヤーの再検討から明らかになったのは、自民党一党優位体制下で日本の有権者独特の現象としてみられたバッファ・プレイヤーは、21世紀に入っても少なからず存在し、国政選挙の結果に一定の影響を与えている可能性である。例えば、基本的に自民党の政権担当能力を信頼しつつも、政治の応答性を高めるために与野党伯仲状況を期待していたバッファ・プレイヤーは、民主党への政権交代が実現した2009年衆議院議員選挙においてどのような投票行動を取ったのであろうか。JES II データを分析した蒲島（1998）は、自民党一党優位体制が崩壊した1993年衆議院議員選挙においてバッファ・プレイヤーの相対的規模が減少し、連立与党過半数割れ志向者が増加していたことを示した。民主党への政権交代が実現した2009年衆議院議員選挙においてもまた、バッファ・プレイヤーの規模が相対的に減少し、与党過半数割れ志向者が増加していた可能性は高い。本稿の分析結果が示すように、そうしたバッファ・プレイヤーの減少と連立与党過半数割れ志向者の増加がもし生じていたとするならば、多くのバッファ・プレイヤーが麻生内閣の業績を否定的に評価した結果としてそれはもたらされたのかもしれない。

補遺 A 表3の従属変数と独立変数

変数	変数の説明	設問コード ^(注)
従属変数:		
総選挙結果志向	与野党伯仲状況=1、連立与党安定多数=2、連立与党過半数割れ=3、わからない=4	q010402
独立変数:		
小泉内閣業績評価:全般	全く評価しない=-2、あまり評価しない=-1、どちらとも言えない=0、ある程度評価する=1、大いに評価する=2	q010601
マスコミ報道接触 政治満足度	新聞(テレビ)報道をほぼ毎日読む(見る)=1、その他=0 かなり不満=1、やや不満=2、普通=3、やや満足=4、かなり満足=5	q020100、q020200 q022000
職業 学歴	農林漁業、自営業、管理職、そして専門・技術・事務職のダミー変数 大卒以上=1、その他=0	f020100 f020600
党首感情温度 政党感情温度	小泉首相感情温度、菅代表感情温度 自民感情温度、民主感情温度	q010301、q010302 q010303、q010304
年齢 男性	20代、40代、50代、60代、そして70代以上のダミー変数 男性=1、女性=0	f010200 f010100

注：設問コードとは、変数の作成にあたって使用した東大・朝日共同調査のデータに明記されている変数名を意味する。

参考文献

- Fiorina, Morris P. 1981. *Retrospective Voting in American National Elections*, New Haven: Yale University Press.
- 平野浩. 2004. 「政治・経済変動と投票行動－90年代以降の日本における経済投票の変容－」『日本政治研究』第1巻2号, 6－25.
- 平野浩. 2007. 『変容する日本の社会と投票行動』木鐸社.
- 池田謙一. 2007. 『政治のリアリティと社会心理－平成小泉政治のダイナミックス－』木鐸社.
- 今井亮祐. 2008. 「分割投票の分析－候補者要因、バッファ・プレイ、戦略的投票－」, 『レヴァイアサン』43号, 60－92頁.
- 猪口孝. 1983. 『現代日本政治経済の構図－政府と市場－』東洋経済新報社.
- 蒲島郁夫. 1988. 『政治参加』東京大学出版会.
- 蒲島郁夫. 1998年. 『政権交代と有権者の態度変容』木鐸社.
- 蒲島郁夫. 2004a. 『戦後政治の軌跡－自民党システムの形成と変容－』岩波書店.
- 蒲島郁夫. 2004b. 「98年参院選－自民大敗の構図」, 東大法・第5期蒲島郁夫ゼミ編『参議院の研究 第1巻選挙編』木鐸社.
- 蒲島郁夫・谷口将紀・菅原琢. 2005.1. 「2003～04年東京大学・朝日新聞社共同世論調査コード」, 『日本政治研究』2巻1号, 190－208頁.
- 小林良彰. 2008. 『制度改革以降の日本型民主主義：選挙行動における連続と変化』木鐸社.
- 田中愛治・河野勝・日野愛郎・飯田健・読売新聞世論調査部. 2009. 『2009年、なぜ政権交代だったのか－読売・早稲田の共同調査で読みとく日本政治の転換』勁草書房
- 読売新聞世論調査部. 2009. 「第4章 国民意識の動き」, 田中愛治, 河野勝, 日野愛郎, 飯田健, 読売新聞世論調査部. 『2009年、なぜ政権交代だったのか－読売・早稲田の共同調査で読みとく日本政治の転換』勁草書房.

※ 本稿作成にあたって「2009, 2010年度 北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部共同研究費」(代表: 海口浩芳)の助成を受けた。記して謝意を表す。

注釈

- 1 猪口は、蒲島が「バッファ・プレイヤー」モデルを提起する前の1983年の著作において、国政選挙時の与党(自民党)が過半数議席をどの程度上回っているかで表される与党の緩衝規模(Buffer Size)が増加すると、社会党と民社党の票と議席が増加することを選挙結果集計データの分析から示している(猪口, 1983, 65－100)。
- 2 東大・朝日共同世論調査は、東京大学大学院法学政治学研究科旧蒲島・谷口両研究室と朝日新聞社が実施したものである。データは、同調査データアーカイブ(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/masaki/ats/atsindex.html>)よりダウンロードした。世論調査のコードブックは、『日本政治研究』第2巻第1号に掲載されたもの(蒲島, 谷口, 菅原, 2005)を参照している。もちろん、本稿で展開される分析・解釈は全て筆者の責任である。
- 3 現時点(2010年12月)でバッファ・プレイヤーを分析するに足る2000年代後期の国政選挙における学術的世論調査は公開されていないため、本稿が対象とするバッファ・プレイヤーの分析は、

2000年代初頭の国政選挙である2003年衆議院議員選挙に限らざるを得なかった。

- 4 望ましい総選挙の結果・政権形態は、「それでは、次の総選挙結果はどうなって欲しいと願っていますか。同じカードのⅤ番から1つ選んで下さい」とする質問文(問4-2)と、それに対する回答「1. 連立与党(自民党・公明党・保守新党)が過半数を大きく超える安定多数」、「2. 連立与党が過半数を占めるが、与野党が伯仲状況」、「3. 連立与党が過半数割れ」から作成されたデータである。
- 5 バッファー・プレイヤーの推定は、今井(2008)の方法に倣っている。
- 6 自民党と民主党以外の小政党への投票を含む分割投票は、小政党の候補者が小選挙区において立候補していないことから生じる強制的分割投票の場合が多い。バッファー・プレイヤーが自発的に分割投票を行うのか否かを見るためには、自民党と民主党のみを対象とした分割投票を見る方が適切と思われる(今井, 2008)。
- 7 小泉内閣の業績評価は、「あなたは、小泉内閣の実績全般を評価しますか、評価しませんか、カードのⅧ番から1つ選んで下さい。」とする質問文(問6-1)と、それに対する回答「1. 大いに評価する」、「2. ある程度評価する」、「3. どちらともいえない」、「4. あまり評価しない」、「5. 全く評価しない」から作成されたデータである。なお、データは、業績評価仮説の検証のために再コードしている。
- 8 より詳しい従属変数と独立変数の説明は、補遺Aを参照。

(原稿受付 平成22年12月16日)

中華人民共和国人民調停法

People Mediation Law in China

長 友 昭

訳者はしがき

本稿は、中華人民共和国人民調停法の試訳である。

中国での法整備は、非常に速いスピードで進められており、今日、日本に存在する法律は、ほぼ中国にも存在すると言った言説も見られるようになった。また、日本においてロースクールや裁判員制度が導入される司法制度改革が行われたのとほぼ同時期に、中国においても司法改革が進められた。そこでは、裁判の役割が強調され、裁判例指導制度のようなものも提唱された（但見（2010））。

ところが、この司法改革の流れは、直線的には進まなかったようで、これまで2期10年にわたって行われてきた改革とは異なる流れが昨今生じているように思われる（國谷（2009））。その一つが、本稿で訳出した人民調停法の制定に見られるような、中国的調停の再興である（人民調停全般については下に掲げる田中信行の一連の研究を参照）。すなわち、社会問題を裁判の場で白黒つけるのではなく、特に農地等の多くの人々が敏感になり関心を寄せる問題については、裁判ではなく（長（2010））、人々の調停で「円満に」解決しようという流れである（田中（1981）など）。

人民調停制度の歴史は古いが、その法的な効果についても古くから議論があった。特に近年は「大調停」の名の下、立法ではなく司法解釈によって調停に大きな役割を与えるような流れがあった（葉 2009b）。そして今回、調停の役割を中国政府が捉えなおすに当たり、この人民調停法で人民調停の法的な効果を確定しようという狙いが見て取れる。もっとも、この流れもまた直線的に進んでいるとはいえず、なお詳細な検討を要するところであるが、その検討の基礎資料とするためにも、ここにおいて人民調停法の試訳を公表することとした。読者諸兄よりご叱正賜れば幸いである。

【主要参考文献】

國谷知史（2009）「司法改革はどこへ行く」中国研究月報 63 卷 2 号

但見亮（2010）「『案例指導』の現状と機能 「中国裁判事例研究」の始にあたり」比較法学 43 卷 3 号

田中信行（1981）「人民調停制度の今日的評価について」アジア経済旬報 1206 号

——（1982）「現代中国の人民調停制度 1940～1953年」東京都立大学法学会雑誌 23 卷 2 号

- (1984) 「中国における人民調停の役割」比較法研究 46号
- (1990a) 「中国における人民調停制度の改革（上）」中国研究月報 44 卷 8号
- (1990b) 「中国における人民調停制度の改革（下）」中国研究月報 44 卷 9号
- 長友昭 (2010) 「中華人民共和国農村土地請負経営紛争調停仲裁法」
拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 13 卷 1号
- 葉陵陵 (2009a) 「社会転換期の中国における多元的紛争解決システムの構築と ADR の可能性 (1)
各紛争処理手続きの連携を図る「大調停」メカニズムの考察を兼ねて」熊本法学 117号
- (2009b) 「社会転換期の中国における多元的紛争解決システムの構築と ADR の可能性 (2・完)
各紛争処理手続きの連携を図る「大調停」メカニズムの考察を兼ねて」熊本法学 118号

* 訳出にあたって、漢数字は基本的にアラビア数字に置き換えた。また、日本の法律条文の 1 項、2 項…に相当する部分を①、②…としたが、これは便宜的なものであり、原文にはない記号である。他方、日本の法律条文の 1 号、2 号…に相当する (1)、(2) …は原文にあるものである。

中華人民共和國人民調停法

2010年8月28日第11期全國人民代表大會常務委員會第16回會議で採択

目次

第1章 総則

第2章 人民調停委員会

第3章 人民調停員

第4章 調停手続き

第5章 調停協議

第6章 附則

第1章 総則

第1条 人民調停制度を改善し、人民調停活動を規範化し、民間の紛争をすみやかに解決し、社会の調和と安定を守るために、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 本法にいう人民調停とは、人民調停委員会が説得と導き等の方法を通して、平等な協議の基礎の上で当事者が自由意思により調停合意に至るよう促し、民間の紛争を解決する活動を指す。

第3条 人民調停委員会が民間の紛争を調停する場合は、下に列記する原則を順守しなければならない。

- (1) 当事者の自由意思、平等という基礎の上で調停を進めること。
- (2) 法律、法規及び国家の政策に反しないこと。
- (3) 当事者の権利を尊重し、当事者が法により仲裁、行政、司法等のルートで自己の権利を守ることを調停によって阻止してはならないこと。

第4条 人民調停委員会が民間の紛争を調停する場合は、いかなる費用も徴収してはならない。

第5条 国务院の司法行政部門は、全国の人民調停活動を指導する責任を負うものとし、県レベル以上の地方人民政府の司法行政部門は、当該行政区域の人民調停活動を指導する責任を負うものとする。

② 基層人民法院は、人民調停委員会の民間の紛争の調停について、業務の指導を行うものとする。

第6条 国家は、人民調停活動を奨励及び支持する。県レベル以上の地方人民政府は、人民調停活動に要する経費について必要な支持及び保障を与えなければならない、顕著な貢献のあった人民調停委員会及び人民調停員には国家の規定に照らして表彰し奨励する。

第2章 人民調停委員会

第7条 人民調停委員会は、法により設立された民間の紛争を調停する大衆組織である。

第8条 村民委員会、住民〔居民〕委員会は、人民調停委員会を設立する。企業事業組織〔単位〕は、必要により人民調停委員会を設立する。

② 人民調停委員会は、委員3人から9人で構成し、主任1人を置くものとし、必要な場合は、副主任若干名を置くことができる。

③ 人民調停委員会には、女性のメンバーがいなければならない、多民族が居住する地区では、人数が比較的少ない民族のメンバーがいなければならない。

第9条 村民委員会、居民委員会における人民調停委員会の委員は、村民会議又は村民代表会議、住民〔居民〕会議によって推薦選抜され、企業事業組織〔単位〕が設立する人民調停委員会の委員は、労働者大会、労働者代表大会又は労働者組織によって推薦選抜される。

② 人民調停委員会の委員は、毎期の任期を3年とするが、連続して選任されることができる。

第10条 県レベルの人民政府の司法行政部門は、当該行政区域内の人民調停委員会の設立状況について統計をとり、なおかつ人民調停委員会及び人員構成並びに処理状況を所在地の基層人民法院へすみやかに通知しなければならない。

第11条 人民調停委員会は、健全な各種の調停活動制度を打ち立て、大衆の意見を聴き、大衆の監督を受けなければならない。

第12条 村民委員会、住民〔居民〕委員会及び企業事業組織〔単位〕は、人民調停委員会が展開する活動のための事務環境及び必要な活動経費を提供しなければならない。

第3章 人民調停員

第13条 人民調停員は、人民調停委員会の委員及び人民調停委員会が委嘱した人員が担任する。

第14条 人民調停員は、公平で正しく、熱心に人民調停活動をしなければならず、なおかつ一定の学識、政策理解及び法的知識を具えた成年の公民が担任しなければならない。

② 県レベルの人民政府の司法行政部門は、人民調停員への業務上の研修を定期的に行わなければならない。

第15条 人民調停員について、調停活動において下に列記する行為の1つがあった場合に、その所在の人民調停委員会が教育により批判したり、責任を指摘して改めさせたりする情状の厳しいときは、推選又は委嘱した組織[単位]が罷免又は解任する。

- (1) 一方当事者に偏って肩入れした場合
- (2) 当事者を侮蔑した場合
- (3) 財物を要求、授受した、又はその他の不正当な利益を得た場合
- (4) 当事者のプライバシー、商業秘密を漏洩した場合

第16条 人民調停員が調停活動に従事する場合は、適当な労災補償がなされなければならない、調停活動への従事によって障害が残り、生活に困難が生じたときは、当地の人民政府が必要な医療、生活補助を提供しなければならない、人民調停活動において犠牲になった人民調停員については、その配偶者、子女は国家の規定に照らして弔慰と優遇を得る。

第4章 調停手続き

第17条 当事者は、人民調停委員会へ調停を申請することができ、人民調停委員会は、能動的に[主動]調停をすることもできる。当事者の一方が調停を明確に拒絶している場合は、調停をしてはならない。

第18条 基層人民法院、公安機関が人民調停方式によって解決するのが適当であるとする紛争については、受理前に当事者に告知して人民調停委員会に調停を申請することができる。

第19条 人民調停委員会は、調停する紛争の必要性に基づき、1名又は数名の人民調停員を指定して調停をすることができ、当事者が選択する1名又は数名の人民調停員が調停をする

こともできる。

第20条 人民調停員は、調停する紛争の必要性に基づき、当事者の同意を得た後で、当事者の親類、隣人、同僚等を招集して調停に参加させることができ、専門知識や特定の経験を有する人員又は関係する社会組織の人員を招集して調停に参加させることもできる。

② 人民調停委員会は、支持当地の公平で正しく、熱心に調停し、大衆が認める社会の人々が調停に参加することを支持するものとする。

第21条 人民調停員が民間の紛争を調停する場合は、原則を守り、法を明らかにして道理を分析し、公平に司会しなければならない。

② 民間の紛争を調停する場合は、すみやかに、その場で行い、矛盾の激化を防止しなければならない。

第22条 人民調停員は、紛争の個別の状況に基づき、多種の方式によって民間の紛争を調停することができ、当事者の陳述を十分に聴き、関係する法律、法規及び国家の政策を説明し、辛抱強く導き、当事者の平等な協議、相互理解と譲り合いの基礎の上で紛争解決案を打ち出し、当事者が自由意思で調停の合意に至ることを助けるものとする。

第23条 当事者は、人民調停活動において下に列記する権利を有する。

- (1) 人民調停員を選択する又は受け入れること。
- (2) 調停を受け入れる、調停を拒絶する又は調停の終了を請求すること。
- (3) 調停を公開ですること又は不公開ですることを請求すること。
- (4) 意見を自主的に表明し、自由意思で調停の合意に至ること。

第24条 当事者は、人民調停活動において下に列記する義務を負う。

- (1) 紛争の事実を真実の通り陳述すること。
- (2) 調停現場の秩序を守り、人民調停員を尊重すること。
- (3) 相手方当事者の権利行使を尊重すること。

第25条 人民調停員は、紛争を調停する過程において、紛争が激化する可能性がある場合、それに対応する予防措置をとらなければならない。治安事件、刑事事件を引き起こす可能性のある紛争については、当地の公安機関又はその他の関係部門へすみやかに報告しなければならない。

第26条 人民調停員が紛争を調停する場合に、調停が不調のときは、調停を終了しなければならない。なおかつ関係する法律、法規の規定に基づき、法により仲裁、行政、司法等のルートで自己の権利が守れることを告知しなければならない。

第27条 人民調停員は、調停の状況を記録しなければならない。人民調停委員会は、調停活動ファイル[档案]を打ち立てなければならない。調停登記、調停活動記録、調停合意書等の資料をまとめてファイリングするものとする。

第5章 調停の合意

第28条 人民調停委員会の調停を経て調停の合意に至った場合は、調停合意書を作成することができる。当事者が調停合意書を作成する必要がないと考えるときは、口頭での合意の方式をとることができるものとし、人民調停員は合意内容を記録しなければならない。

第29条 調停合意書には、下に列記する事項を記載することができる。

- (1) 当事者の基本的情况
 - (2) 紛争の主要な事実、争いの事項及び各当事者の責任
 - (3) 当事者が調停の合意に至った内容、履行の方式、期限
- ② 調停合意書は、各当事者が署名、押印又は拇印し、人民調停員が署名しなおかつ人民調停委員会の印を押印した日から効力を生じる。調停合意書は、当事者が各1部を持ち、人民調停委員会が1部を保存する。

第30条 口頭での調停の合意は、各当事者が合意に至った日から効力を生じる。

第31条 人民調停委員会の調停を経て調停の合意に至った場合は、法的な拘束力を有し、当事者は約定に基づいて履行しなければならない。

- ② 人民調停委員会は、調停の合意の履行状況について監督しなければならない。当事者が履行の約定をした義務を督促しなければならない。

第32条 人民調停委員会の調停を経て調停の合意に至った後、当事者間に調停の合意の履行又は調停の合意の内容について争いが生じた場合、一方当事者は、人民法院へ訴えを提起することができる。

第33条 人民調停委員会の調停を経て調停の合意に至った後、双方当事者が必要と考える場合は、調停の合意の効力発生の日から30日以内に人民法院へ司法的確認を共同で申請することができ、人民法院は、調停の合意についてすみやかに審査を行い、法により調停の合意の効力を確認しなければならない。

② 人民法院が法により調停の合意の有効を確認した場合、一方当事者が履行を拒絶する又は全部の履行をしないとき、相手方当事者は、人民法院へ強制執行の申請をすることができる。

③ 人民法院が法により調停の合意の無効を確認した場合、当事者は、人民調停の方式で原調停の合意を変更すること又は新しい調停の合意に至ることができ、人民法院へ訴えを提起することもできる。

第6章 附則

第34条 郷鎮、街道及び社会团体又はその他の組織は、必要に応じて、本法の関係規定を参照して人民調停委員会を設立し、民間の紛争を調停することができる。

第35条 本法は、2011年1月1日から施行する。

(原稿受付 平成22年9月30日)

中華人民共和国農村土地請負経営紛争調停仲裁法

Rural Land Contract Management Dispute Mediation Arbitration Law in China

長 友 昭

訳者はしがき

本稿は、中華人民共和国農村土地請負経営紛争調停仲裁法の試訳である。

中国農業についての日本からの関心は、中国産野菜や冷凍食品の輸入の増加及びそこにおける安全性の問題によって、非常に高まっている。さらに、グローバル化の進展に伴って、中国農業が日本に及ぼす影響は、ひとえに食品安全の問題のみにとどまらず、環境や国際貿易、地域間協定など幅広い問題へと及んでいる。また、農地問題というくくりで考えれば、食料自給率の向上のための農地の有効活用、農地の集約化の是非、株式会社の農地取得の可否など、日本も深刻な問題を抱えている。これらの問題についての紛争を解決するために中国で制定されたのが本法である。もっとも、本法の内容からは、農地関連の紛争解決において、調停や仲裁の役割を重視しようという点は見取れるものの、本法の対象とする紛争には、商業用地などへの転用を目的とした農地の収用問題が含まれない等、上記の問題を根本的に解決するものとは言い難い。とはいえ、なぜこれらの問題を本法の対象に含めなかったのかというような点も含め、検討する価値のある資料であると思われる。訳語の適否なども含め、読者諸兄よりご叱正賜れば幸いである。

【主要参考文献】

- ・王勝明＝陳曉華主編（2009）『中華人民共和国農村土地承包經營糾紛調解仲裁法積義』法律出版社
- ・呉高盛主編（2009）『〈中華人民共和国農村土地承包經營糾紛調解仲裁法〉積義』人民法院出版社
- ・長友昭（2009a）「中国物権法の下での「農民の保護」論と農地の権利移転について
重慶市における土地請負経営権の権利移転実験モデルの検討」農業法研究 44 号
- （2009b）「中華人民共和国食品安全法及び食品安全法实施条例」拓殖大学論集
政治・経済・法律研究 12 巻 1 号
- （2010a）「中国における農村土地請負経営権の流通に関する事例」比較法学 44 巻 1 号
- （2010b）「中華人民共和国人民調停法」拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 13 巻 1 号
- ・富窪高志（2009）「中国 農村の土地請負経営争議の調停及び仲裁法」『外国の立法』240-2 号

* 訳出にあたって、漢数字は基本的にアラビア数字に置き換えた。また、日本の法律条文の1項、2項…に相当する部分を①、②…としたが、これは便宜的なものであり、原文にはない記号である。他方、日本の法律条文の1号、2号…に相当する(1)、(2)…は原文にあるものである。

中華人民共和國農村土地請負經營紛争調停仲裁法

2009年6月27日第11期全國人民代表大會常務委員會第9回會議で採択

目次

第1章 総則

第2章 調停

第3章 仲裁

第1節 仲裁委員会と仲裁員

第2節 申立てと受理

第3節 仲裁廷の構成

第4節 開廷と仲裁判断

第4章 附則

第1章 総則

第1条 農村土地請負經營紛争を公正に、すみやかに解決し、当事者の合法的な権利と利益を保護し、農村の經濟の發展及び社会の安定を促進するために、本法を制定する。

第2条 農村土地請負經營紛争の調停と仲裁には、本法を適用する。

② 農村土地請負經營紛争には以下のものが含まれる。

- (1) 農村土地請負契約の締結、履行、変更、解除及び終了によって生じた紛争
- (2) 農村土地請負經營権の下請〔転包〕、賃貸〔出租〕、交換、讓渡〔転讓〕、出資〔入股〕等の移転〔流転〕によって生じた紛争
- (3) 請負地の回収、調整によって生じた紛争
- (4) 農村土地請負經營権の確認によって生じた紛争
- (5) 農村土地請負經營権の侵害によって生じた紛争
- (6) 法律、法規で規定されるその他の農村土地請負經營紛争

③ 集団所有の土地の取用及びその補償によって生じた紛争が、農村土地請負仲裁委員会の受理範囲に属さない場合は、行政不服申し立て又は訴訟等の方式で解決することができる。

第3条 農村土地請負經營紛争が発生した場合、当事者は、自ら和解をすることができるし、村民委員会、郷（鎮）人民政府等に調停を申し立てることもできる。

第4条 当事者において和解、調停が不調である場合又は和解、調停を望まない場合は、農村土地請負仲裁委員会へ仲裁の申し立てをすることができるし、直接人民法院へ訴えを提起することもできる。

第5条 農村土地請負経営紛争の調停及び仲裁は、公開、公平、公正でなければならない、民のために効率的で、事実に基づき、法律に適合し、社会的道徳を尊重するものでなければならない。

第6条 県レベル以上の人民政府は、農村土地請負経営紛争の調停及び仲裁活動についての指導を強化しなければならない。

② 県レベル以上の人民政府の農村土地請負管理部門及びその他の関係部門は職責分担に従って、関係する調停組織及び農村土地請負仲裁委員会が法によって展開する活動を支持しなければならない。

第2章 調停

第7条 村民委員会、郷（鎮）人民政府は、農村土地請負経営紛争の調停活動を強化して、当事者が合意に至り紛争を解決するよう助けなければならない。

第8条 当事者が農村土地請負経営紛争の調停を申し立てる場合は、書面で申し立てることができるし、口頭で申し立てることもできる。口頭で申立てをしたときは、村民委員会又は郷（鎮）人民政府がその場で申立人の基本的な状況、調停を申し立てる紛争事項、理由及び日時を記録するものとする。

第9条 農村土地請負経営紛争を調停する場合、村民委員会又は郷（鎮）人民政府は、当事者の事実及び理由の陳述を十分に聴取し、関係する法律及び国家の政策を説明し、辛抱強く導き、当事者が合意に至るよう助けなければならない。

第10条 調停を経て合意に至った場合、村民委員会又は郷（鎮）人民政府は、調停合意書を作成しなければならない。

② 調停合意書は、当事者双方が署名、押印又は拇印をし、調停員の署名及び調停組織の印章の押印を経て効力を生じる。

第 11 条 仲裁廷は、農村土地請負經營紛争について調停をしなければならない。調停が合意に至った場合、仲裁廷は、調停書を作成しなければならない。調停が不調の場合は、すみやかに仲裁判断をしなければならない。

② 調停書には、仲裁における請求及び当事者の合意の結果を明らかに記載しなければならない。調停書は、仲裁員が署名し、農村土地請負仲裁委員会の印章を押印して、当事者双方に送達するものとする。

③ 調停書は、当事者双方が署名押印して受領〔簽収〕した時から法的効力を生じる。調停書が署名押印して受領〔簽収〕される前に当事者が異議を述べた場合、仲裁廷は、すみやかに仲裁判断をしなければならない。

第 3 章 仲裁

第 1 節 仲裁委員会と仲裁員

第 12 条 農村土地請負仲裁委員会は、農村土地請負經營紛争を解決するという実際の必要性に基づき設立する。農村土地請負仲裁委員会は、県及び区を設けない市に設立することができるし、区を設ける市又はその市が管轄する区にも設立することができる。

② 農村土地請負仲裁委員会は、当地の人民政府の指導の下で設立する。農村土地請負仲裁委員会を設立する場合、その日常の活動は、当地の農村土地請負管理部門が担当する。

第 13 条 農村土地請負仲裁委員会は、当地の人民政府及びその関係部門の代表、関係する人民団体の代表、農村集体經濟組織の代表、農民の代表及び法律、經濟等の関連する専門家が兼任して構成し、その中で、農民代表及び法律、經濟等の関連する専門家が構成員の 2 分の 1 を下回ってはならない。

② 農村土地請負仲裁委員会は、主任 1 人、副主任 1 から 2 人及び委員若干名を設けなければならない。主任、副主任は全委員の互選によるものとする。

第 14 条 農村土地請負仲裁委員会は、法により下に列記する職責を負う。

- (1) 仲裁員の委嘱、解任
- (2) 仲裁の申立ての受理
- (3) 仲裁活動の監督

② 農村土地請負仲裁委員会は、本法に基づき定款〔章程〕を定めなければならない。その構成員の選任方式及び任期、議事規則等について規定するものとする。

第 15 条 農村土地請負仲裁委員会は、公平で正しい人の中から仲裁員を委嘱しなければならない。

② 仲裁員は、下に列記する要件の 1 つを満たさなければならない。

(1) 農村土地請負管理業務に満 5 年従事

(2) 法律業務又は人民調停業務に満 5 年従事

(3) 当地での信頼が厚く、なおかつ農村土地請負についての法律及び国家の政策を熟知した住民

第 16 条 農村土地請負仲裁委員会は、仲裁員に農村土地請負についての法律及び国家の政策の研修を行わなければならない。

② 省、自治区、直轄市の人民政府の農村土地請負管理部門は、仲裁員研修計画を策定し、仲裁員の研修活動についての組織と指導を強化しなければならない。

第 17 条 農村土地請負仲裁委員会の構成員、仲裁員は、法により職責を負い、農村土地請負仲裁委員会の定款〔章程〕及び仲裁規則を順守しなければならない。賄賂の要求・収賄、横領をしてはならず、当事者の合法的な権利と利益を侵害してはならない。

② 仲裁員に賄賂の要求・収賄、横領、法に反する仲裁判断及び当事者からの接待や物品の授受等の違法・規律違反行為があった場合、農村土地請負仲裁委員会は、その者を除名しなければならない。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及するものとする。

③ 県レベル以上の地方人民政府及び関係部門は、農村土地請負仲裁委員会の構成員、仲裁員の違法・規律違反行為についての訴え及び通報を受理しなければならない。なおかつ法により調査グループを組織しなければならない。

第 2 節 申立て及び受理

第 18 条 農村土地請負経営紛争についての仲裁の申立ての時効期間は、2 年とし、当事者がその権利の侵害を知った又は知るべき日から起算する。

第 19 条 農村土地請負経営紛争についての仲裁の申立人、被申立人を当事者とする。家族請負の場合は、農家の代表者が仲裁に参加することができる。当事者の一方の人数が多い場合は、代表者を選んで仲裁に参加することができる。

② 事件の判断の結果に利害関係がある者は、第三者としての仲裁への参加を申請することができ、農村土地請負仲裁委員会がその者に仲裁への参加を通知することもできる。

③ 当事者、第三者は、代理人に委任して仲裁に参加することができる。

第 20 条 農村土地請負經營紛争の仲裁を申立てる場合は、下に列記する要件を満たさなければならない。

- (1) 申立人と紛争とに直接の利害関係があること。
- (2) 明確な被申立人がいること。
- (3) 具体的な仲裁請求及び事実、理由があること。
- (4) 農村土地請負仲裁委員会の受理範囲に含まれていること。

第 21 条 当事者が仲裁を申し立てる場合は、紛争にかかる土地の所在地の農村土地請負仲裁委員会へ仲裁申立書を提出しなければならない。仲裁申請書は、郵送又は他人に委任して代替提出することができる。仲裁申請書には、申立人及び被申立人の基本的状況を明記しなければならない。仲裁請求及びその根拠となる事実、理由については、相応の証拠及び証拠の出所が提供されなければならない。

② 書面での申立てが確かに困難な場合は、口頭で申立てをすることができ、農村土地請負仲裁委員会が筆記録に記入し、申立人が確認した後、署名、押印又は拇印を行う。

第 22 条 農村土地請負仲裁委員会は、仲裁の申立てについて審査をしなければならず、本法第 20 条の規定に適合すると判断した場合は、受理しなければならない。下に列記する事由の 1 つがある場合は、受理してはならず、すでに受理したときは、仲裁手続きを終了するものとする。

- (1) 申立て要件を満たさないこと。
- (2) 人民法院が当該紛争をすでに受理していること。
- (3) 当該紛争は他の機関が処理しなければならないと法律で規定していること。
- (4) 当該紛争についてすでに効力を生じている判決、裁定、仲裁判断、行政処分決定等があること。

第 23 条 農村土地請負仲裁委員会が受理を決定した場合は、仲裁の申立てを受領した日から 5 業務日以内に、受理通知書、仲裁規則及び仲裁員名簿を申立人へ送達しなければならない。受理しないことを決定した又は仲裁手続きを終了した場合は、仲裁の申立てを受けた又は仲裁手続き終了の状況が生じた日から 5 業務日以内に申立人へ書面で通知しなければならない。なおかつ理由を説明しなければならない。

第 24 条 農村土地請負仲裁委員会は、仲裁の申立て受理の日から 5 業務日以内に、受理通知書、仲裁申請書の副本、仲裁規則及び仲裁員名簿を被申立人に送達しなければならない。

第 25 条 被申立人は、仲裁申請書の副本を受領した日から 10 日以内に農村土地請負仲裁委員会へ答弁書を提出しなければならないが、書面での答弁が明らかに困難な場合は口頭での答弁でもよく、農村土地請負仲裁委員会が筆記記録し、被申立人が確認した後に署名、押印又は拇印をするものとする。農村土地請負仲裁委員会は、答弁書を受領した日から 5 業務日以内に答弁書の副本を申立人へ送達しなければならない。被申立人が答弁しないときでも、仲裁手続きの進行には影響しない。

第 26 条 一方の当事者が他方の当事者の行為又はその他の原因により、仲裁判断の執行不能又は執行困難を引き起こす可能性がある場合は、財産保全の申立てをすることができる。

② 当事者が財産保全の申立てをするとき、農村土地請負仲裁委員会は、当事者の申立てを被申立人の住所地又は財産所在地の基層人民法院へ回送しなければならない。

③ 申立てに誤りがあったとき、申立人は、財産保全によって被申立人が被った損害を賠償しなければならない。

第 3 節 仲裁廷の構成

第 27 条 仲裁廷は、3 名の仲裁員によって構成し、首席仲裁員は、当事者が共同で選任し、その他 2 名の仲裁員は当事者が各自で選任するものとするが、当事者が選任できない場合は、農村土地請負仲裁委員会主任が指定するものとする。

② 事実が明らかであり、権利義務関係が明確であり、紛争が大きい農村土地請負経営紛争については、双方の当事者の同意により、1 名の仲裁員によって仲裁することができる。仲裁員は、当事者が共同で選任するか農村土地請負仲裁委員会主任が指定するものとする。

③ 農村土地請負仲裁委員会は、仲裁廷構成の日から 2 業務日以内に仲裁廷構成の状況を当事者へ通知しなければならない。

第 28 条 仲裁員に下に列記する事由の 1 つがある場合は、忌避しなければならず、当事者も口頭又は書面の方式でその忌避の申立てをする権利を有する。

(1) 当該事案の当事者又は当事者、代理人の近親者であること。

(2) 当該事案と利害関係があること。

(3) 当該事案の当事者、代理人とその他の関係があり、公正な仲裁に影響する可能性があること。

(4) 当事者、代理人と私的に面会する、又は当事者、代理人の接待や金品を受けること。

② 当事者が忌避の申し立てを提出する場合は、理由を説明しなければならず、初回の開廷前に提出しなければならない。忌避事由を初回の開廷後に知ったときは、最後の開廷の終了前に提出することができる。

第 29 条 農村土地請負仲裁委員会は、忌避の申立てについてすみやかに決定して、口頭又は書面の方式で当事者に通知しなければならない、なおかつ理由を説明しなければならない。

② 仲裁員の回避の是非は、農村土地請負仲裁委員会主任が決定するものとし、農村土地請負仲裁委員会主任が仲裁員を担当する場合は、農村土地請負仲裁委員会が集団で決定する。

③ 仲裁員が回避又はその他の原因により職責を果たすことができない場合は、本法の規定により仲裁員を改めて選定又は指定しなければならない。

第 4 節 開廷及び仲裁判断

第 30 条 農村土地請負経営紛争の仲裁は、開廷してしなければならない。

② 開廷は、紛争で係争する土地所在地の郷（鎮）又は村であることができるし、農村土地請負仲裁委員会の所在地であることもできる。当事者双方が郷（鎮）又は村での開廷を請求する場合は、当該郷（鎮）又は村で開廷しなければならない。

③ 開廷は、公開しなければならないが、ただし国家機密、商業秘密及び個人のプライバシーにかかる場合並びに当事者が不公開を約定する場合は除く。

第 31 条 仲裁廷は、開廷の 5 業務日前に、開廷の時間、場所を当事者及びその他の仲裁参加者へ通知しなければならない。

② 当事者に正当な理由がある場合は、仲裁廷へ開廷の時間、場所の変更を請求することができる。変更の是非は、仲裁廷が決定する。

第 32 条 当事者は、仲裁を申し立てた後で、自ら和解することができる。和解の合意に至った場合は、仲裁廷に和解の合意に基づく裁決書の作成を請求することができるし、仲裁の申立てを取り消すこともできる。

第 33 条 申立人は、仲裁請求を放棄又は変更することができる。被申立人は、仲裁請求を承認又は反論することができ、反請求を行う権利を有する。

第 34 条 仲裁廷が仲裁判断を出す前に、申立人が仲裁の申立てを取り下げた場合、被申立人が反請求を行うときのほか、仲裁廷は、仲裁を終了しなければならない。

第 35 条 申立人が書面による通知にもかかわらず、正当な理由なく来廷しない、又は仲裁廷の許可を得ずに途中退廷した場合は、仲裁の申立てを取り下げたものとみなすことができる。

② 被申立人が書面による通知にもかかわらず、正当な理由なく来廷しない、又は仲裁廷の許可を得ずに途中退廷した場合は、欠席での仲裁判断をすることができる。

第 36 条 当事者は、開廷の過程において意見を発表し、事実及び理由を陳述し、証拠を提供し、証拠調べ及び弁論を行う権利を有する。当地の通用言語・文字がよく分からない当事者について、農村土地請負仲裁委員会は、本人のために通訳を提供しなければならない。

第 37 条 当事者は、自己の主張について証拠を提出しなければならない。紛争と関係する証拠を一方の当事者が注文者 [発包方] 等として掌握して管理する場合、当該当事者は、仲裁廷が指定する期限までに提出しなければならないが、期限を超えても提出しないときは、不利な結果を負担しなければならない。

第 38 条 仲裁廷が収集する必要があると判断した証拠は、自ら収集することができる。

第 39 条 仲裁廷が専門的な問題について鑑定が必要であると判断した場合は、当事者が約定した鑑定機関に提供して鑑定することができるが、当事者に約定がないときは、仲裁廷が指定する鑑定機関が鑑定する。

② 当事者の請求、又は仲裁廷の請求に基づき、鑑定機関は、鑑定人を派遣して開廷に参加させなければならない。当事者は、仲裁廷の許可を得て、鑑定人へ質問することができる。

第 40 条 証拠は、開廷時に示さなければならないが、ただし国家機密、商業秘密及び個人のプライバシーにわたる証拠は公開開廷時に示してはならない。

② 仲裁廷は、仲裁規則の規定によって開廷しなければならないが、当事者双方に平等な陳述、弁論の機会を与えて、なおかつ当事者の証拠調べを組織しなければならない。

③ 仲裁廷の精査確認を経た証拠については、事実認定の根拠としなければならない。

第 41 条 証拠が滅失する可能性がある、又は以後取得するのが難しいという状況の下において、当事者は、証拠保全の申立てをすることができる。当事者が証拠保全を申し立てた場合、農村土地請負仲裁委員会は、当事者の申立てを証拠所在地の基層人民法院へ渡さなければならない。

第 42 条 権利義務関係が明確な紛争について、当事者の申立てを経て、仲裁廷は、現状維持、農業生産の回復及び土壌採取、土地占有等の行為を先行して仲裁判断することができる。

② 当事者の一方が先行した仲裁判断を履行しない場合、他方の当事者は、人民法院へ執行の申立てをすることができるが、ただし相応の担保を供しなければならない。

第43条 仲裁廷は、開廷の状況を筆記録に記入し、仲裁員、記録員、当事者及びその他の仲裁参加者が署名、押印又は拇印をしなければならない。

② 当事者及びその他の仲裁参加者が自己の陳述の記録に漏れ又は誤りがあると考えられる場合は、補正を申請する権利を有する。補正が認められないときは、当該申請を記録しなければならない。

第44条 仲裁廷は、認定した事実と法律及び国家の政策に基づいて仲裁判断を行いなおかつ裁決書を作成しなければならない。

② 仲裁判断は、多数の仲裁員の意見に照らしてなされなければならないが、少数の仲裁員の異なる意見を筆記録に記入することができる。仲裁廷が多数意見を形成できない場合、仲裁判断は、首席仲裁員の意見に照らしてなされなければならない。

第45条 裁決書には、仲裁請求、紛争事実、仲裁判断の理由、仲裁判断の結果、仲裁判断の日時及び当事者が仲裁判断に不服の際の訴えの提起の権利とその期間を明記しなければならないが、仲裁員が署名し、農村土地請負仲裁委員会の印章を押印しなければならない。

② 農村土地請負仲裁委員会は、仲裁判断がなされた日から3業務日以内に裁決書を当事者へ送達しなければならないが、なおかつ当事者に仲裁判断に不服の際の訴えの提起の権利とその期間を告知しなければならない。

第46条 仲裁廷は、法により独立して職責を履行し、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。

第47条 農村土地請負経営紛争の仲裁は、仲裁申立て受理の日から60日以内に結審しなければならないが、事案が複雑で延長の必要がある場合は、農村土地請負仲裁委員会主任の許可を得て延長し、なおかつ当事者へ書面で通知するものとするが、ただし延長期間は30日を超えてはならない。

第48条 当事者が仲裁判断に不服の場合は、裁決書を受領した日から30日以内に人民法院へ訴えを提起することができる。期限を過ぎても訴えを提起しなかったとき、裁決書は、法的効力を生じる。

第 49 条 当事者は、法的効力の生じた調停書、裁決書について、規定された期間に照らして履行しなければならない。当事者の一方が期限を過ぎても履行しない場合、他方の当事者は、被申立人の住所地、又は財産所在地の基層人民法院へ執行を申し立てることができる。申立てを受理した人民法院は、法により執行しなければならない。

第 4 章 附則

第 50 条 本法でいう農村土地とは、農民集団所有及び国家所有で法により農民集団が使用する耕地、林地、草地及びその他の法により農業に用いる土地を指す。

第 51 条 農村土地請負経営紛争仲裁規則及び農村土地請負仲裁委員会モデル定款〔示範章程〕は、國務院の農業、林業行政主管部門が本法の規定に照らして共同で制定する。

第 52 条 農村土地請負経営紛争の仲裁は、当事者から費用を徴収してはならず、仲裁活動の経費は財政予算に組み入れることで保障する。

第 53 条 本法は、2010 年 1 月 1 日から施行する。

(原稿受付 平成 22 年 9 月 30 日)

拓殖大学政治経済研究所 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿規則

1. 目的

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』（以下「紀要」という）は、研究成果の発表を含み多様な発信の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

2. 発行回数

本紀要は、原則として年2回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1) 9月末日締切 - 12月発行

(2) 11月末日締切 - 3月発行

上記の発行に伴い、政治経済研究所（以下「研究所」という）のホームページにも掲載する。

3. 投稿資格

投稿者（共著の場合には少なくとも1名）は、原則として研究所の研究者とする。

ただし、次の者は、政治経済研究所会議（以下「会議」という）が認めた場合、投稿することができる。

(1) 拓殖大学（以下「本学」という）・拓殖大学北海道短期大学の専任教員

(2) 研究所の元研究員

(3) 本学・拓殖大学北海道短期大学の元専任教員

(4) 本学・拓殖大学北海道短期大学の客員研究員・講師

なお、会議は上記以外の者に、投稿を依頼することができる。

4. 著作権

掲載された記事の著作権は、研究所に帰属する。

したがって、研究所が必要と認めるときはこれを転載し、また外部から引用の申請があったときは研究所で検討のうえ許可することがある。

5. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を、毎年4月の決められた日までに研究所に提出する。

6. 投稿原稿

(1) 投稿原稿は、①論文・②研究ノート・③判例研究・④解説論文・⑤講演・⑥シンポジウム・⑦書評・⑧随想・⑨通信・⑩報告・⑪資料・⑫抄録・⑬その他のいずれかとする。

研究所研究助成金を使用して学会等で既発表のものは、既発表であることを投稿原稿に抄録として掲載することができる。

記事の区分・範疇については別に定める拓殖大学政治経済研究所『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領（以下「執筆要領」という）に従って投稿者が指定するが、編集委員会は、投稿者と協議の上、これを変更することができる。

- (2) 研究所からの研究助成を受けた研究成果の発表に係わる原稿は、論文に限る。
- (3) 投稿原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。
なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

- ① 論文 40,000 字（1 行 43 字× 34 行で 27 頁）以内
- ② 上記以外のもの 20,000 字（1 行 43 字× 34 行で 14 頁）以内

A4 縦版・横書

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 執筆に際しては、別に定める執筆要領に倣うものとする。
- (5) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (6) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (7) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通達する。

7. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

8. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

9. 投稿（原稿）科、別刷・抜刷

投稿者には、一切の投稿（原稿）科を支払わない。

投稿者へ別刷を、50部まで無料で贈呈する。それを超えて希望する場合は、有料とする。

10. 発行後の正誤訂正

- (1) 印刷の誤りについては、著者の申し出があった場合にこれを掲載する。

(2) 印刷の誤り以外の訂正・追加などは、原則として取り扱わない。

ただし、投稿者（著者）の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合に限り掲載する。

11. その他

本投稿規則に規定されていない事柄については、その都度、編集委員会で決定する。

12. 改 廃

この規定の改廃は、会議の議を経て、所長が決定する。

附 則

この規則の規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所
『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 執筆要領

1. 用 語

用語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とする。

2. 様 式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4用紙を使用し、横書き、1行43字×34行でプリント）2部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。
- (3) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

3. 表 紙

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し、原稿提出期日までに添付する。

投稿分野・区分については、以下に付記する。

4. 要 旨

投稿論文には、研究目的・資料・方法・結果などの内容がよくわかる要旨を、A4用紙1枚程度に作成し添付する。日本語以外の言語による投稿論文には、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けた日本語訳も添付する。その際、投希論文キーワードも5項目以内で記載する。

また、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は避ける。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

- (1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。
- (2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style*等を参考にする。

7. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子殊体（FD 等）を提出すること。

電子媒体（FD 等）の提出時には、コンピューターの機種名と使用 OS とソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文データを保管しておくこと。

8. 改 廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、政治経済研究所長が決定する。

附 則

この要領の規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付記：投稿分野・区分の定義について

- ①論 文：(1) 研究の課題，方法，結果，含意（考察）について明確になっている。
(2) 方法，技術，表現などが一定の水準に達している。
(3) 項目(1)の事項について独自性がみられる。
- ②研究ノート：(1) 研究の中間生産物として考えられるもの。
(2) 論文に準じる形式のもの。
- ③判例研究：裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
- ④解説論文：他の専門分野の人々にも分かるように，研究内容を解説したもの。
- ⑤講演：研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
- ⑥シンポジウム：研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。
紙上のシンポジウムを含む。
- ⑦書 評：専門領域の学術図書についての書評。
- ⑧随 想：自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
- ⑨通 信：個人，特定の団体に向けて書かれた通信文。
教育・研究に関する主題に限る。
- ⑩報 告：学界展望など。
研究所からの通知を含む。
- ⑪資 料：上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
- ⑫抄 録：政治経済研究所研究助成要領第 10 項（2）に該当するもの。

執筆者紹介（目次掲載順）

野口 忠彦（のぐち・ただひこ）	政経学部教授	政治理論，代表デモクラシー論
池谷 知明（いげや・ともあき）	政経学部教授	政治学，比較政治学
小林 秀高（こばやし・ひでたか）	拓殖大学北海道 短期大学助教	政治学，比較政治学
若山 将実（わかやま・まさみ）	政経学部講師（非常勤）	政治学，投票行動研究
長 友昭（ちよう・ともあき）	政経学部助教	民法，中国法

編集委員

阿部松盛 池田高信 清水洋二 高久泰文 野口忠彦 村上倫太郎

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第13巻第2号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 281) ISSN 0288-6650

2011年3月31日 印刷

2011年3月31日 発行

編集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 池田高信

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)

印刷所 神谷印刷株式会社
